

## 平成28年第2回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成28年第2回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

### 第1号（6月10日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○表彰状伝達式	7
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○報告第2号～議案第65号の一括上程、説明	10
○散会の宣告	14

### 第2号（6月14日）

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	15
○議会事務局職員	16
○開議の宣告	17
○諸般の報告	17
○一般質問	17

#### 3番 花島 進 君

日本原電、東海第二原子力発電所の運転再開等に関して	18
臨時職員の処遇について	22
低所得者対象の就学援助制度の実施状況に関して	23

1 3 番 笹 島 猛 君	
まち・ひと・しごと創生総合戦略について……………	2 6
那珂市の財政状況について……………	4 0
1 1 番 萩 谷 俊 行 君	
人口減少について……………	4 7
国際交流について……………	5 2
1 6 番 遠 藤 実 君	
保育・介護人材の確保について……………	5 7
学校給食の異物混入について……………	6 7
旧日本サーボ跡地の利活用について……………	7 2
1 4 番 助 川 則 夫 君	
日本型直接支払い制度について……………	7 4
公共下水道事業進捗について……………	8 0
県道城里那珂線にかかる那珂西大橋周辺の河川敷整備について……………	8 3
洪水浸水想定区域見直しについて……………	8 6
2 番 富 山 豪 君	
那珂市の今後の防災危機管理について……………	8 8
○散会の宣告……………	9 3

### 第 3 号 (6月15日)

○議事日程……………	9 5
○本日の会議に付した事件……………	9 5
○出席議員……………	9 5
○欠席議員……………	9 6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	9 6
○議会事務局職員……………	9 6
○開議の宣告……………	9 7
○諸般の報告……………	9 7
○一般質問……………	9 7
1 番 大和田 和 男 君	
特定健康診査とがん検診について……………	9 8
ひまわりタクシーの利便向上について……………	1 0 5
5 番 筒 井 かよ子 君	
旧本米崎小学校の利活用について……………	1 0 9
公園のトイレ事情について……………	1 1 4

買い物不便者への対策について……………	1 1 8
公募展の開催について……………	1 1 9
6番 寺門 厚 君	
水害対策について……………	1 2 1
原子力災害時の広域避難について……………	1 2 6
那珂市の豊かな自然環境の保全について……………	1 3 1
9番 木野 広 宣 君	
コミセンについて……………	1 3 8
指定ゴミ袋について……………	1 4 0
市の文化会館の位置付けについて……………	1 4 2
信号機の設置について……………	1 4 3
入札について……………	1 4 5
10番 古川 洋 一 君	
自治会館等の区割りについて……………	1 4 6
農業問題について……………	1 5 0
予算編成について……………	1 5 5
工事等の契約について……………	1 5 9
7番 小宅 清 史 君	
学校給食について考える……………	1 6 2
太陽光発電の開発に伴う周辺環境への影響について考える……………	1 7 7
○時間の延長……………	1 7 9
○議案等の質疑……………	1 7 9
○議案等の委員会付託……………	1 8 2
○請願・陳情の委員会付託……………	1 8 3
○散会の宣告……………	1 8 3

#### 第 4 号 (6月28日)

○議事日程……………	1 8 5
○本日の会議に付した事件……………	1 8 5
○出席議員……………	1 8 5
○欠席議員……………	1 8 6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 8 6
○議会事務局職員……………	1 8 6
○開議の宣告……………	1 8 7
○諸般の報告……………	1 8 7

○報告第2号～陳情第3号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決……………	187
○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	190
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	191
○同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	192
○選挙第6号の上程、採決……………	193
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	194
○委員会の閉会中の継続調査申出について……………	195
○閉会の宣告……………	195
○署名議員……………	197

那珂市告示第80号

平成28年第2回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成28年6月3日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成28年6月10日（金）

2. 場 所 那珂市議会議場

平成28年第2回那珂市議会定例会会期日程

(会期19日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	6月10日	金	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	6月11日	土		休 会	
第3日	6月12日	日		休 会	
第4日	6月13日	月		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第5日	6月14日	火	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会
			午前10時	本会議	1. 一般質問
第6日	6月15日	水	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第7日	6月16日	木		休 会	(議事整理)
第8日	6月17日	金	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	6月18日	土		休 会	
第10日	6月19日	日		休 会	
第11日	6月20日	月	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第12日	6月21日	火	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第13日	6月22日	水		休 会	(議事整理)
第14日	6月23日	木		休 会	(議事整理)
第15日	6月24日	金		休 会	(議事整理)
第16日	6月25日	土		休 会	
第17日	6月26日	日		休 会	
第18日	6月27日	月	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協 議 会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告は午後5時まで)

目次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第19日	6月28日	火	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君	18番	須 藤 博 君

不応招議員（なし）



平成28年第2回定例会

# 那珂市議会会議録

第1号（6月10日）

## 平成28年第2回那珂市議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成28年6月10日(金曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案説明
- 報告第 2号 専決処分について(那珂市税条例等の一部を改正する条例)
- 報告第 3号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 4号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 5号 専決処分について(那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 報告第 6号 専決処分について(那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例)
- 報告第 7号 平成27年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 8号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 議案第60号 那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第61号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第62号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 平成28年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 議案第65号 物品売買契約の締結について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員(18名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君

5番	筒井かよ子君	6番	寺門厚君
7番	小宅清史君	8番	綿引孝光君
9番	木野広宣君	10番	古川洋一君
11番	萩谷俊行君	12番	勝村晃夫君
13番	笹島猛君	14番	助川則夫君
15番	君嶋寿男君	16番	遠藤実君
17番	福田耕四郎君	18番	須藤博君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	川崎薫君	市民生活部長	石川透君
保健福祉部長	大部公男君	産業部長	佐々木恒行君
建設部長	小泉正之君	上下水道部長	石井亨君
教育部長	会沢直君	消防長	寺門忠君
会計管理者	綿引智君	行財政改革推進室長	大森信之君
危機管理監	小橋洋司君	農業委員会事務局長	山田甲一君
総務部次長	川田俊昭君		

---

議会事務局職員

事務局長	深谷忍君	次長補佐	横山明子君
書記	小田部信人君	書記	萩谷将司君

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、ただいまより平成28年第2回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○副議長（遠藤 実君） 再開いたします。

議長に代って議事を進行いたします。

---

◎表彰状伝達式

○副議長（遠藤 実君） 会議に先立ちまして、茨城県市議会議長会から多年にわたる地方自治功労に対し表彰がありましたので、伝達式を行います。

平成28年度茨城県市議会議長会総会におきまして、3名の当市議会議員が長年の議会活動の功績に対し、表彰を受けました。まことにおめでたく、心からお喜びを申し上げる次第であります。

それでは、直ちに伝達式を行います。

お名前を読み上げますので、前にお進み願います。

茨城県市議会議長会表彰者、8年以上在職議員として、議席番号4番、中崎政長議員、議席番号11番、萩谷俊行議員、感謝状贈呈者として、議席番号14番、助川則夫議員でございます。

中崎議員。

表彰状 那珂市議会議員 中崎政長殿

あなたは市議会議員の職にあること8年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成28年4月19日

茨城県市議会議長会 会長 村田進洋

代読。

おめでとうございます。

萩谷議員。

表彰状 那珂市議会議員 萩谷俊行殿

あなたは市議会議員の職にあること8年熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成28年4月19日

茨城県市議会議長会 会長 村田進洋

代読でございます。

おめでとうございます。

助川議員、どうぞ。

感謝状 前那珂市市議会議長 助川則夫殿

あなたは本会の運営と地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに感謝状を贈呈して深甚な謝意を表します。

平成28年4月19日

茨城県市議会議長会 会長 村田進洋

代読でございます。

おめでとうございます。

それでは、ここで表彰者を代表いたしまして、助川則夫議員より謝辞をお願いいたします。

〔14番 助川則夫君 登壇〕

○14番（助川則夫君） ご指名いただきました那珂市議会議員、助川でございます。

受賞者を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま受賞の栄に浴しました。このたびの受賞にあたりましては、市議会議員各位のご支援、ご指導、ご協力のたまもの、あわせまして、執行部の皆様方のご指導、ご支援のたまものであると感じておるところでございます。

この受賞を機にいたしまして、時代に即した議会改革の進展、さらには、住民福祉の向上、そして、市政の進展の真の那珂市を目指すために微力ながら、今後も与えられた任期を全うする覚悟でございます。

どうぞ皆様方の今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、本日このような席を設けていただきましたことのお礼に代えさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○副議長（遠藤 実君） 受賞されました各議員におかれましては、まことにおめでとうございます。

以上で、伝達式を終わります。

自席にお戻り願います。

では、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおりお手元に配付しております。市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成28年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

次に、市長から那珂市土地開発公社経営状況を説明する書類がお手元に配付してありますとおりに提出されておりますので、ご報告をいたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（中崎政長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、綿引孝光議員、9番、木野広宣議員、10番、古川洋一議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（中崎政長君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月28日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月28日までの19日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、君嶋寿男委員長から同委員会決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

---

### ◎報告第2号～議案第65号の一括上程、説明

○議長（中崎政長君） 日程第3、報告第2号から議案第65号まで、以上13件を一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） おはようございます。

平成28年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろ議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

また、ただいま茨城県市議会議長会より、議員在職8年以上による表彰で、中崎政長議長並びに萩谷俊行議員、さらに茨城県市議会議長会より助川則夫議員に感謝状の表彰伝達がございました。顕彰の栄に浴されました3人の議員の皆様に対しまして、心より敬意を表しますとともに、今後とも地方自治発展のため、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。

さて、この4月から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行され、市には、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供が義務化されております。市では、全職員がこれに対応できるよう障がい理由とする差別の解消の推進に関する那珂市職員対応要領を策定いたしました。あわせて、障害者差別解消法研修会を臨時職員を含めた全職員を対象にして実施し、735名が受講しております。その模様については、多くのマスコミに取り上げられまして、議員の皆様も目にされたことと思います。

私もこの研修を受講し、障害のある人とない人が対等な権利を有していることを再確認し、障害があることで受ける制約をなくすとともに、誰もが安心して楽しく暮らすことができ、ともに夢や幸せを追求できる真に平等な社会の実現を目指すことを改めて肝に銘じたところ

でございます。

そして、私の市政運営のモットーであります「一人ひとりが輝くまち」「未来に夢がもてるまち」那珂市実現を目指し、職員とともに一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き、議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りたく、ここで改めましてお願いを申し上げます次第でございます。

それでは、第2回定例会の開会に提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出しました事案のうち、報告が7件、議案として条例の一部改正が3件、平成28年度一般会計補正予算が1件、その他が2件の計13件でございます。

続きまして、それぞれの概要についてご説明をいたします。

初めに、報告の案件でございます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第2号 専決処分について（那珂市税条例等の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市税条例等の一部を改正し、平成28年4月1日から施行するものです。

主な改正内容は、行政不服審査法の全部改正により「異議申立て」が廃止され、「審査請求」に統一されたことによる文言の整理、また、減免申請書から個人番号の記入を削除するものでございます。

固定資産税では、非課税の規定の適用を受ける者の名称の改正と非課税となる法人を追加し、地域決定型地方税制特例措置を適用した特定再生可能エネルギー発電設備（水力、地熱、バイオマス）に係る特例率を追加するものでございます。

たばこ税では、経過措置の引用条文の整理を行うものでございます。

続きまして、21ページになります。

報告第3号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正し、平成28年4月1日から施行するものです。

主な改正内容は、地域決定型地方税制特例措置を適用した特定再生可能エネルギー発電設備（水力、地熱、バイオマス）に係る特例率を追加するものでございます。

続きまして、32ページになります。

報告第4号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、課税額について、基礎課税額（医療分）の課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を引き上げるものでございます。また、国民健康保険税の減額について、5割軽減基準額及び2割軽減基準額を引き上げるものでございます。

続きまして、38ページになります。



報告第5号 専決処分について（那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）。

那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、国からの指導により所要の改正をするものでございます。

続きまして、43ページになります。

報告第6号 専決処分について（那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例）。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正し、平成28年4月1日から施行するものでございます。

主な改正内容は、幼稚園の多子世帯保育料軽減の範囲を、年収約360万円未満の世帯について、多子算定に係る年齢制限を撤廃し、軽減対象を拡充するものでございます。

続きまして、48ページになります。

報告第7号 平成27年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

業務系システム管理事業、個人番号カード交付事業、介護施設等整備事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業、6次産業化推進事業、静峰ふるさと公園魅力向上事業、両宮排水路整備事業、下菅谷地区まちづくり事業、菅谷市毛線街路整備事業、小学校屋内運動場非構造部材耐震化事業、中学校柔剣道場非構造部材耐震化事業、単独災害復旧事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続きまして、49ページになります。

報告第8号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

公共下水道整備事業、那珂久慈流域下水道事業に係る繰越明許費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続きまして、議案のうち条例の一部改正についてご説明をいたします。

50ページをお開きいただきたいと思います。

議案第60号 那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

東日本大震災復興特別区域法に基づく課税の特例について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正によって、適用期限が5年間延長されたため改正するものでございます。

続きまして、54ページになります。

議案第61号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が建築基準法施行令の改正に伴い、4階以上の階における避難階段についての規定が改正され、また、待機児童の解消に向け、家庭的

保育事業等の設備及び運営に関する基準の附則において、保育士の配置要件の弾力化について規定されたため、改正するものでございます。

続きまして、64ページをお開きいただきたいと思います。

議案第62号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例。

県の医療福祉費制度、いわゆるマル福における、小児マル福及び妊産婦マル福の支給対象者の所得要件が拡大されたことに伴い、市単独による少子化及び子育て支援の推進施策として、小児マル福及び妊産婦マル福の所得制限を撤廃することにより、支給対象者の拡大を行うため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、平成28年度一般会計補正予算についてご説明をいたします。

補正予算の予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第63号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ4,723万8,000円を追加し、184億3,023万8,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、総務費において、情報発信力強化事業においてPR動画の制作経費を、まち・ひと・しごと情報発信事業において、ポータルサイト構築経費を追加し、いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業において、市内に新たに住宅を取得する費用の一部を、コミュニティ助成事業において、1自治会に助成金を計上するものでございます。

また、業務系システム管理事業において、児童扶養手当及び医療費助成制度の改正によるシステムの改修費を計上するものでございます。

民生費については、医療福祉関連の県制度及び市単独制度の改正による扶助費等の増加見込み分を計上するものでございます。

農林水産業費については、農地流動化推進事業において、新規利用権設定者の増による補助金を追加し、6次産業化推進事業において、米ゲルによるアイス製造機の購入経費を計上するものでございます。

土木費については、下菅谷地区まちづくり事業において、埋蔵文化財の発掘調査に係る経費を計上するものでございます。

消防費については、自主防災組織育成事業において、1自主防災組織に対して助成金を計上するものでございます。

教育費については、学びの広場サポートプラン事業において、指導時間の増による報償費を追加し、公立幼稚園建設事業において、用地の不動産鑑定及び補償調査等の委託経費を計上するものでございます。

諸支出金については、子育て世帯臨時特例給付金の交付額確定による負担金等返納金を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金、繰入金、諸収入を計上するものでございます。

続きまして、その他の議案についてご説明をいたします。

71ページになります。

議案第64号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について。

那珂市を含む県央地域の9市町村と連携、協力して、定住促進や県央地域全体の活性化を図ることを目的に、中心市である水戸市と茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を締結するため、那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、78ページをお開きいただきたいと思います。

議案第65号 物品売買契約の締結について。

老朽化したはしご付ポンプ自動車を更新整備するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。どうか慎重なるご審議をお願い申し上げます。

---

### ◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、この後、議会運営委員会を開催いたしますので、関係者は直ちに第2委員会室にご参集願います。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時26分

平成28年第2回定例会

# 那珂市議会会議録

第2号（6月14日）

平成28年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年6月14日(火曜日)

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(18名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君	18番	須 藤 博 君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	秋 山 和 衛 君	企 画 部 長	関 根 芳 則 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市 民 生 活 部 長	石 川 透 君
保 健 福 祉 部 長	大 部 公 男 君	産 業 部 長	佐々木 恒 行 君
建 設 部 長	小 泉 正 之 君	上 下 水 道 部 長	石 井 亨 君
教 育 部 長	会 沢 直 君	消 防 長	寺 門 忠 君
会 計 管 理 者	綿 引 智 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	大 森 信 之 君
危 機 管 理 監	小 橋 洋 司 君	農 業 委 員 会 長	山 田 甲 一 君
総 務 部 次 長	川 田 俊 昭 君	農 事 務 局 長	

---

議会議務局職員

事務局長 深谷 忍 君 書記 小田部 信 人 君

書記 萩 谷 将 司 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせをいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。また、明日6月15日は通告7番から12番までの議員が行います。

以上、ご理解及び了承のほどよろしくお願い申し上げます。

---

◇ 花 島 進 君

○議長（中崎政長君） 通告1番、花島進議員。

質問事項 1. 日本原電、東海第二原子力発電所の運転再開等に関して。 2. 臨時職員の処遇について。 3. 低所得者対象の就学援助制度の実施状況に関して。

花島 進議員、登壇願います。

花島 進議員。

〔3番 花島 進君 登壇〕

○3番（花島 進君） 3番、花島です。

早速質問に入らせていただきます。

まず、1番の項目について、質問事項を述べる前に、若干基本的な考えを述べさせていただきます。

もう5年たちますけれども、2011年3月の東北地方太平洋沖地震によって、東京電力の福島第一原子力発電所では、複数の原子炉が炉心溶融や水素爆発を起こし大量の放射能を放出しました。多くの住民が今も住みなれた土地に帰れないままにいることは、皆さんもご存じだと思います。原発サイトでは、まだふえ続ける放射能汚染水に苦慮しています。周辺の住民に与えた損害、苦痛は大変大きいと考えます。

この事故は多くのことを示しました。一番大きな項目は、原子力発電の安全をどう図るかということについて、これまでの基本が根本から不十分だったということを示したことです。その基本というのは、原発の安全を図るためには、起こり得ることを全て検討し、それぞれについて対応するという思想がありました。しかし、福島第一では、地震度は想定を超え、津波は想定を超え、長時間の全交流電源喪失、さらに全電源喪失という想定外のことがいくつも起きました。これは単なる数値の誤りではなく、どのように想定をつくるかということについて、原子力界や我が国の社会が全く能力不足だったということです。

想定外のことが起きたのは福島第一だけではないです。女川原発、福島第二原発、東海第二原発も同じように想定外のことが起きています。まさに紙一重で炉心溶融などの大事故はこれらの原発は免れました。これらは、我が国の原子力技術が、それまで宣伝されていたような完璧さからほど遠いものであったということを示しています。福島事故の後に原子力規制委員会と原子力規制庁がつくられ、新規制基準などもつくられています。ですが、地震、津波などの起こり得る天災の最悪事態の上限を、科学的・論理的に規定する手段を持っていないのは今も変わりません。原子炉自体についてもどういったことが起こり得るかを十分に規定できていないのが今の技術水準、そして社会の水準です。社会の水準と言っている意味は、誰それ一人、二人がこうだと思っているだけではなくて、社会としてそれを認識できているかどうかということです。

福島事故を受けて手直しとして、いろいろなその値、地震動の大きさとか津波の高さとか、そういう値をちょこちょこ見直したとしても、その根本の欠陥は解消されていません。さらに原子力規制委員会は、これまで起こらないとしてきた過酷事故を起こり得るものとして規制に当たっています。ですけれども、そこで行われていることは、本来きちっと抑えられるべきことをちゃんと手を回さず、そのような今までのようなことをやっていることです。ある意味では、今の原発を無理やり動かすためのへ理屈になっているんじゃないかと思って



います。

このように、今進められている安全規制というのは、原発が持つ大きなエネルギーと莫大な放射能を考えれば、規制として全く不十分・不完全であると考えています。さらに、我々の間近にある東海第二原発についていえば、それは我々那珂市の直近にあるというだけでなく、30キロ圏内に約100万人がいます。さらに、その外側には莫大な人口と我が国の主要な企業、産業がある首都圏が隣接しています。そのような原発を、危険を冒してまで運転すべきではないと考えています。東海第二原発運転再開問題は、東海村だけの問題でないの言うまでもないです。また、我々のような周辺30キロ程度の範囲の自治体住民の問題だけではないです。これは、我が国の安全をどのように考えるかという大きな問題です。

さて、そこで質問に入ります。

1つは、安全協定の見直しについてです。

日本原電と周辺自治体との安全協定は、県と設置されている東海村との安全協定がありますが、それをさらに周辺自治体にも広げて加えるという話が進んでいたはずですが、どうなっていますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 周辺自治体5市1村で構成される原子力所在地域首長懇談会では、日本原子力発電所に対しまして原子力安全協定の範囲、それから権限拡大を求めておりまして、1年近く開かれていなかったんですけれども、来月にも会議が行われるという予定でございます。今のところ原電の意向も確認できていないというのが現状であります。おっしゃるように、事故のリスク負担は所在地である東海村と全く同じ、あるいはそれ以上かもしれないと考えますので、事故のリスク負担は所在地である東海村と同等であるとするのが当然のことであり、構成自治体5市1村で力を合せながら、連携して粘り強くその権限拡大に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 来月会議を持たれるとおっしゃいましたけれども、これは原電と周辺自治体との会議と捉えてよろしいでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） そのとおりです。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 次の質問に移ります。

広域避難計画です。

皆さんご存じかどうかわかりませんが、東海村では避難計画の案というものがつくられていまして、多分、多くの了承が得られれば、そのまま案をとって避難計画になるんじゃないかというような立派な資料がつけられています。ですけれども、その中身を斜め読みします

と、大きな天災の中で起きる事故を全く想定せずに、また、突発的に事故になるということも想定していないみたいです。何時間後とか何日後だかに放射能が放出されるぞみたいなゆったりとした期間で、社会に混乱も何もなく、さあ逃げろというような案です。

既に経験しましたように、福島第一事故では、地震、津波という天災から生じています。福島原発の周辺だけでなく、この近辺も道路は寸断され、橋はあちこち通行不能になり、停電も起きという状況の中で、そういう東海村が想定したような計画というのは本当に有効なのかというと、かなり疑問です。特に、原発が大きな地震とか、何かの災害について懸念されているということを考えれば、なおさら、何というか、有効ではないと思うんです。

前にそういう計画をつくるということではかなり疑問がありまして、1つの考えは、非常にまれなことでも、できるものはそれに備えようという考えもあるとは思いますが、そうではなくて、さっき言いましたように、規制委員会の考えでは過酷事故は起こり得たものだから、それに対する備えがなければいけない、そのために避難計画があるということのを原発運転再開のてこにされるのではないかと。それを懸念する人が非常にいます。私も懸念しています。それについて、那珂市としては、そもそも避難計画はできるものなのかどうか、それはいろんな状況に応じて変るとは思いますが、全体像としてはどう考えているのかということなんです。

ちなみに米国では、実効性ある避難計画がなければ原発の運転は認められないということになっていまして、ほとんど完成していた原発が放棄されたこともあります。那珂市のお考えを聞きたいです。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 既に東海第二原発は存在しておりまして、この発電所が再稼働するかどうかにかかわらず、原子力事故のリスク、これは電源喪失による核燃料の冷却炉の停止等がありますけれども、そういったことがある以上、避難計画は策定しなければならないと思っております。上位計画である茨城県広域避難計画を基本に、まずは原子力施設の単独事故を想定して作業を進めているところでございます。しかしながら、地震などの複合災害により、当初計画していた避難ルートが使用できない場合の迂回路の選定や、避難先としている筑西市や桜川市も被災していることも想定しながら、最大の使命である市民の生命を守るために、今後もしたらいいかということを検討を重ねていくことが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 限られた状況では避難計画が有効な場合があるかなとは思っていますけれども、本当に懸念される事態について、そもそも無理だというふうに言ったほうがいいんじゃないかと。つまり、外の一般の原子力災害ならともかく、今停止している原発じゃなくて、運転中の原発に対する突発的な事故に対しては、とても対応できない場合は、言った

ほうが市民の安全のためにはいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 四国の高知県になるのかな、黒潮町という町がありまして、東海・南海トラフの地震で37メートルぐらいの津波が想定、それも5分くらいで来るという。

今回、尾鷲でちょっと地層のずれがあって、中央構造線、これが今回の熊本地震の原因だというふうに言われています。地震の専門家は、もうそこで刺激を与えられたんで、南海トラフがいつ来てもおかしくないというふうに言っているんです。そうした中で、黒潮町の町長さんは、もう、とにかくあきらめないで逃げるんだということで、後ろが山になっていますので、その山に向かって逃げるという努力をしています。

したがって、あきらめることなく、全ての事象に前向きに、何というんですか、ちゃんと向き合っ、それで、その実効性を高めていくというのが、やっぱり私らの使命だというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 半分はわかるんです。全てのことに對してあきらめてはならないと。

ですけども、まず、地震は、今の技術ではとてもとめられませんよね。あと、予測も不可能ですよ。予測といえば、いついつ、何時、あと5分後とか、1カ月以内で起こるとか、そういう予測は無理ですね。ですけども、原発は運転しなければ、その事故の範囲というのは狭まるわけですから、全く同じではないです。運転するということが決められてしまったら、あるいは運転されてしまったら、しかるべき対応というんですか、備えが必要だろうと私は思っています。

ちなみに、ヨウ素剤の配布についても、私の先輩の木村静枝議員は全市に配布ということを書いていましたが、私は今の段階では言うつもりはないんです。ただ、原発の運転をするということになれば、それは、もうすぐに言うつもりです。そういうことで、2つ取り上げてほしいということです。

では、先にいっていいですか、お答えいただけますか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 運転したからといって、それはリスクは高まるわけですけども、ただ、運転していなくても使用済みの核燃料がありますので、あれを冷却の機能が停止すると同じような事象が起きるということですので、動いていないから大丈夫だということではないと思います。今も非常に危険な状態にあると思います。そういう事象が起きた場合にどうするかと。それに備えて私たちはいろんな避難計画を立てたり、それから5キロ圏内にヨウ素剤を配布したり、そういったことをしているわけなんですけれども、これからは進まない部分もあります。確かに5キロ圏から先に逃げろと言われても、10キロ、20キロ、30キロの人がおとなしく待っているととても思えないですよ。お行儀よくしてくれればいいです

けれども。だから、そういったことを考えると、やっぱり机上のプランなんですよ。机上のプランなんですけれども、やっぱりそれをより実際的に近づけるために、いろんなことをやらなくちゃいけないということは申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 私は原発、運転する場合としない場合を分けて考えていると言いましたけれども、おっしゃるように、今でも原発なしでも原子力機構のかつての再処理工場に廃液があるとか、いろいろリスクがありますから、全く意味がないと言っているわけじゃないんですよ。ただ、それらの事故と運転中の原発、あるいは運転してとまったばかりの原発と、運転がとまって数年たった原発の中の放射能とは質が違います。ですから、そういうことを認識した上の計画でないというふうには考えています。いいですよ、はい。

では、次へ行ってよろしいでしょうか。

次に、臨時職員の処遇について伺います。

今我が国では、豊かな人とそうでない人との差が広がっていて、問題になっているというのは皆さんも感じていると思います。今の社会の資本主義というのは、何というんですか、人間の欲をある意味でそのまま短く、何というんだらう、活力のもとにしていくというシステムだと思うんですけども、そういうものを放置していくと、差がどんどん広がっていくということになっています。それは、元気な人はより元気になるのでいいのかもしれないんですけども、一方でその貧富の差が広がれば、不幸な人がふえて、それだけではなくて社会も不安定になるし、その先の社会の発展も危ういものになっていきます。

それで、まず、この社会では、経済社会で何にどれだけの賃金なり対価、賃金だけじゃなくて物を買うときもですが、そういうものもありますが、それらについては絶対的な基準とか科学的な基準があるのではなくて、社会の文化とか、その他の諸関係で決まっている。ですから、社会があるいは政治がそれにかかわり、資本主義のまずいところを補正する役割を果たす余地がたくさんあると思っています。最近、経済政策の低調、それから保育士の問題等々で、選挙が近いこともあって、政府の方が、特に安倍首相なんかも、「同一労働・同一賃金」と言うようになりました。私自身は、今の政権のそういう口上は信用していません。ですけども、そういう原則が大事だということはそのとおりだし、実効があるものにしていくことが必要です。

さきの3月議会で、那珂市の非正規職員の処遇について質問し、結構詳細なデータをいただきました。その辺の結果を見て質問したいと思います。

1つは、処遇見直しの機会です。

那珂市では、非正規職員の処遇見直しは毎年ではなくて、結果的として1年置きになっているというふうに聞きました。一方では、正職員は国家公務員の処遇の見直しに沿って、毎年あるいは毎年のようにと言ったらいいんですか、行われておりますよね。正職員の方より

も非正規の方は大体処遇は非常に悪いので、同じわずかな給与の差、わずかな改定率でも影響は大きいというふうに私は考えています。これは毎年きちっと対応するように考え直すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 正規職員については、人事院勧告に準拠して毎年給与の改定を実施しております。

臨時職員の賃金については、茨城県の最低賃金の状況や近隣市町村の状況を見て、時給単価の見直しを行うか判断をしております。

臨時職員の時給単価の見直し状況ですが、直近では平成27年度に時給単価の改定を実施しております。

平成27年度の臨時職員の賃金改定の内容について、代表的なものを申し上げますと、一般事務の時給780円を800円に、幼稚園教諭・保育士の時給930円を1,000円に、保健師の時給1,150円を1,180円に見直しを実施しております。

今年度においても、茨城県の最低賃金が発表され次第、来年度の臨時職員の時給単価の改定について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 次の質問項目にかかわることまで答えていただきました。

今の最近改定されたばかりのやつは、一般事務はちょっと少ないですけども、保育士にはある程度大幅な増額で、それはそれでよろしいと思いますが、実際にはもっと必要でしょうというふうに私は思っています。

ちなみに、保育士で時給1,000円ということ、労働時間で月20日、7.75時間だと仮に仮定すると、15.5万円ですよね。せめて17万円程度ないと、例えば別に同じ家計の中に主な働き手がいて、そして、何とかな、ちょっとプラスするためだけに働いているならこれでもいいというふうな発想になるかもしれませんが、必ずしもそういう方ばかりではないし、仕事としてきちっとやっていることに対しては単価をきちっとつけるというふうに考えて、増額を検討していただきたいと思います。

それと、近隣市町村や県の最低賃金を見るとというのはある意味では当然ですが、それにとらわれていたのではいい仕事をしてもらうことはできないと思っています。それを重々考えていただきたいと思います。次の改定の提案を期待して、この質問は終わりにしたいと思います。

次にいってよろしいでしょうか。いいですか。

では、次に、低所得者対象の奨学援助制度の実施状況についてお伺いします。これは私の先輩の木村静枝議員から言われたことも大きいのですが、低所得者対象の就学援助制度とか、いろいろ保育費の負担等に代るいろんな制度があります。これについて、まず、就学援助制

年度で援助金が支払われるのはいつごろになっているのか。というのは、年度の初めとか入学の前というのは結構お金の心配が多い時期なんですけれども、多分そこまでに支払われていないと聞いています。実態はどうなっていますかということ、多分おこなっていると思うので、なぜおこなわれるのかということをお伺いしたい。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

就学援助費補助金につきましては、毎年5月20日ごろまでに学校を經由しまして教育委員会に申請をしていただいております。その後、児童扶養手当の認定の有無や課税、所得状況の確認などの審査を経まして、6月下旬に認定の決定をしているところでございます。

支払いにつきましては、これらの一連の手続を踏まえまして、学期ごとの7月、12月、3月の3回に分けて援助費を支給してございます。

認定に際しましては、課税額及び所得状況を確認する必要がございますので、これらの状況を確認できる時期が6月になってしまうということで、7月の開始となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） できるだけ3月までに支払うようにしていただきたいんですが、先ほどおっしゃられたように確認が難しいと、所得等の、それでなかなか難しいかと思いますが、あらかじめわかっているというか、推定されると言っているんですか、部分はありますよね。もともとずっと生活保護を受けている方とか、そういう方については、同じようにやはりこうなってしまうんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 生活保護を受けている方につきましては、3月の支給の段階で、例えばその新入学にかかわる経費等につきましては、その段階で支給はされてございます。この就学援助費につきましては、そういった方は要保護世帯ということになっておりまして、それに準ずる方が準要保護という方になってございます。そういった方につきましては、先ほど述べましたように、所得等の確認の状況から6月が認定の時期になってしまうというような状況でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） わかりました。さまざまな事情があると思いますが、なるべく保護者たちの負担が精神的な負担も含めて少ないように配慮を願いたいと思います。

次に、就学援助制度等の、今はそれだけじゃないんですが、諸援助制度の周知の仕方についてです。これは、毎年、年度ごとに各保護者に周知するようになったと聞いていますが、それは今もそうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 毎年の周知につきましては、現在も4月に各学校から保護者に対して就学援助費の制度案内をしてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ありがとうございます。

それでは、その諸援助制度を学校からお知らせするだけじゃなくて、生活に困った人が那珂市のホームページなんかを見て、自分の助けになる制度なり何なりがどうあるかというのを探ろうとした場合、私、そのつもりになってちょっといじくってみたんですけども、児童福祉関連のページにいろんな制度が見えるんですけども、その中で、一方で就学援助金の存在がわからなかったんです。それは、教育委員会のホームページの枝のほうに入っていると。これは、そういう人はどこかを見たら円滑に全体像が見えるようにしてもらいたいと思うんですが、それは可能だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えを申し上げます。

ホームページによる周知につきましては、現在、おっしゃいますように、学校教育課のホームページのほうで就学援助費制度の案内をしてございますけれども、今後は、こども課の児童福祉関連ページからもリンクを張りまして、より多くの保護者の目に触れるホームページづくりを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ありがとうございます。よろしく願います。

最後に、就学援助の実施状況をお知らせください。これは後でも構いませんけれども、今お答えできますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 過去5年間の実施状況についてお答えを申し上げたいと思います。

平成23年度でございますけれども、支給対象としまして188人、平成24年度が175人、平成25年度が171人、平成26年度が184人、平成27年度が277人に援助を行っております。

以上でございます

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ありがとうございます。

では、私の質問を終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告1番、花島 進議員の質問を終わります。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（中崎政長君） 通告2番、笹島 猛議員。

質問事項 まち・ひと・しごと創生総合戦略について。2. 那珂市の財政状況について。  
笹島 猛議員、登壇願います。

笹島 猛議員。

〔13番 笹島 猛君 登壇〕

○13番（笹島 猛君） 議席番号13番、笹島 猛です。

通告に従いまして一般質問いたします。1年ぶりの一般質問ということで、あと、大勢の傍聴者が来ていらっしゃるの、ちょっと緊張しております。

まず、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略について伺ってまいります。

まち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口減少の展望をした長期ビジョンと地方創生のための今後5年間の総合戦略を2014年12月27日に閣議決定いたしました。さらに都道府県や市町村には、地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課せられました。那珂市では「安定した雇用の創出戦略」「那珂市への人口還流戦略」「結婚・出産・子育て応援戦略」「時代に合った地域の創造戦略」の4本を柱といたしました。

そこで、地方創生先行型事業ということで交付金がありました。その交付金内容を平成28年度とあわせて伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

地方創生先行型交付金につきましては、国におきまして、地方公共団体の総合戦略の策定及び総合戦略に位置づけられる事業の先行実施を支援することを目的に創設されたところでございます。

本市におきましては、総合戦略策定事業をはじめ、8つの事業を基礎交付分として、また、シティプロモーション推進事業を上乗せ交付分として採択を受けまして、平成27年度に実施をいたしましたところでございます。

平成28年度につきましては、平成27年度、国の補正予算で創設されました地方創生加速化交付金の採択を受けまして、元気な那珂市創造プロジェクトといたしまして、米ゲル技術を活用した6次産業化の推進、及び静峰ふるさと公園魅力向上事業を現在実施をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、今言っていた交付金額、それ、ちょっと教えてほしいんですよ。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。



それぞれの交付金の交付決定額でございますけれども、地方創生先行型交付金、基礎交付分でございますが、4,582万6,000円でございます。上乗せ交付分につきましては998万6,000円、それから、地方創生加速化交付金につきましては1,249万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） あと、今ちょっと、これでは1,250万円かな。それで、米ゲルの技術を導入してこれから商品化するとかなんかといって、ちょっと傍聴者の方も来ていらっしゃるんで、米ゲルとは何かと。簡単でいいですから、時間がないものですから。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） 担当外でございますけれども、いわゆる高アミロース米というお米をゲル状にいたしまして、それについてパンやケーキ、いろんなアイスクリームとか、そういったものをつくっていくというような技術でございます。これ、那珂市は米の産地でございますので、そういったものを生かした中でやはり産品開発、6次産業化、販路拡大まで持っていけないかなということで、総合戦略の中でも位置づけをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 人口の移動、こちらは経済や雇用情勢に大きな影響を受けることから、本市への定住を促進するためにも、雇用の創出は重要な取り組みです。

一般には地域産業の維持強化による、いわゆるU・I・Jターンの促進や女性の多様な就業形態の創出など、雇用機会の拡大の取り組みが必要であると考えます。そこで、本市に新しい人の流れをつくるには、どのような対策をお考えですか、伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

本市に新しい人の流れをつくるための取り組みでございますけれども、本市の魅力を高めるために、若い世代が安心して就労できる雇用機会の創出を図ること、希望どおりに結婚、出産、子育てができ、市民が健康で安心して生活できる環境を整備すること、いわゆる「しごと」と「ひと」の好循環を図ることが重要であるというふうに考えてございます。

また、その循環を支える基盤として「まち」の整備が必要であるとも考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるべく、本市はしっかりとした対策を打ってきていると思いますが、地方創生に基づいた、新たにどのような対策を考えているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

那珂市で策定いたしました、まち・ひと・しごと総合戦略に基づきまして、平成28年度は新規事業といたしまして、結婚支援対策としてふれあいパーティーの開催支援事業を実施いたします。

また、子育て世帯の費用負担の軽減対策といたしまして、多子世帯の保育料につきまして、軽減範囲をこれまでの未就学児から小学校3年生まで引き上げることといたします。

特定不妊治療費の助成上限額についても、1回あたり5万円から7万5,000円に引き上げるとともに、男性についても対象者といたしましたところでございます。

ワークライフバランスの促進に関しましては、菅谷西、菅谷学童保育所の定員の拡充、それから市内の認定こども園では、2歳児保育が本年4月から開始をされたところでございます。

さらに、本年度10月からは、小児、妊産婦医療福祉費助成制度にかかる所得制限の要件の撤廃をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 5番目の医療福祉費助成制度の拡充ということ、これ、部長、財政負担はどのくらいですか、5番目。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

この制度拡充でございますが、本年10月から実施を予定をしているところでございます。これにかかる市の医療福祉費の小児及び妊産婦における所得制限の撤廃にかかる費用でございますが、これは県の補助もあります、市の持ち出し分としましては1,100万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 時代に合った地方をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するにはどのような対策を考えているのか、また、近隣首長との連携組織はどのように考えているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

お答え申し上げます前に、先ほどワークライフバランスのご答弁をした中で、学童保育の定員の拡充につきまして、「菅谷西、菅谷」と申し上げましたが、「菅谷西、菅谷東学童保育所」でございますのでご訂正申し上げます。

それでは、お答え申し上げます。

人口減少社会におきまして、少子高齢化等により行政コストが増大する中におきまして、

行政サービスを持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、全ての行政サービスを単独の市町村だけで提供することは非常に難しいと御座います。自治体間の連携をこれまで以上に積極的に進めていく必要があろうと御座います。

県央地域首長懇話会におきましては、このたび、茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の案がまとまりましたので、今議会に議案を上程いたしたところと御座います。この協定案では、医療をはじめとする7分野で広域連携に取り組み、生活機能の確保・充実を図るとともに地域の活性化に努めていくことといたしているところと御座います。

以上と御座います。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 一方では自治体競争などと言われているところがありますので、その辺の整合性というものはどうに考えているのか市長に伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 地域連携と自治体間競争につきましては、官民協働を強く意識しながら、何事にも果敢に挑戦していく姿勢を常に持ちながら、地域の特性を生かした市独自の行政サービスを提供していく必要があるというふうに考えております。

その上で、広域で取り組んだほうがより効率的かつ効果的である施策は、市町村それぞれが役割を分担し、生活機能の維持を図ることも必要であり、どちらも重要な側面があるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 市長、表向きは各自自治体、若い世代に来ていただきたいということでシェークハンド、握手していますよね。でも、やはり裏のほうでは、やはり自治体間で、うちのほうにもやっぱり若い世代が住んでほしいということで、そういう若い人たち、その人口の奪い合いということにはなりませんか。伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） これ、今、この県央地域のあれでは、それほどのあれはないと思えますけれども、やっぱり県北のほうからですと、やっぱり、奪い合いというのはおかしいかもわからないですけれども、より住みやすいところに出てくるという形で、那珂市からも逃げていっているわけですが、なるべく逃げていかないような施策を展開していきたいというふうに思っています。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 今、逃げていかないという施策云々ですか、ちょっと細かくこれから聞いていきたいと思います。

日本経済新聞の記事によりますと、北関東の3県、こちらの転出入の超過ランキングでは、茨城県全体として4年連続の転出超過にある状況とのこと。一方、転入超過の自治体は、

つくばみらい市、つくば市、牛久市、阿見町、守谷市が増加という状況です。そこで、本市の人口について、直近5年の常住人口の推移と転入・転出の現状について伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

茨城県常住人口調査の結果によります各年の1月1日現在の人口でございますが、平成23年、5万4,222人、平成24年、5万3,965人、平成25年、5万3,963人、平成26年、5万3,884人、平成27年、5万3,706人でございます。

なお、平成28年につきましては、平成27年国勢調査がございましたので、まだ確定数値が出ておりませんので、今後発表される予定になってございます。

続きまして、転入・転出状況、いわゆる社会動態の増減人数でございますけれども、平成23年、転入1,711人、転出1,796人、85人減。平成24年、転入1,786人、転出1,602人、184人増。平成25年、転入1,769人、転出1,642人、127人増。平成26年、転入1,700人、転出1,714人、14人減。平成27年、転入1,764人、転出1,676人、88人の増でございます。

以上でございます

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 転入超過のほうで名前が上がったということで共通しているのは、駅周辺の住宅開発に伴って人口がふえているんじゃないかと思えます。加えて、それぞれ常磐高速や圏央道などのインターがあつて、あるいは近いところにあるというのが挙げられると思えます。本市も那珂インターがあり、北関東道にも近く、圏央道の部分開通によってつくば市や成田にも近くなりました。将来は東関東自動車道の全面開通によって、那珂市、ここですね、それから勝田、東海と並んで県央地域の中心となるポテンシャルがあるのかなと思えます。

そういうわけで、本市は移り住んでもらうには利便性の高い魅力ある自治体と思われませんか。伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

市民アンケート調査では、買い物など日常生活の利便性や自然と調和のとれた住環境について、非常に利便性が高く住みやすいという回答が得られたところでございます。

また、既にご案内のとおり、東洋経済新報社発行の都市データパック2015版、これ住みよさランキングでございますけれども、那珂市の住みよさは茨城県第3位、関東でも第5位という結果をいただいております。

議員ご指摘のとおり、交通の要衝所でもあり、平たんな那珂大地にほとんどの市域が広がり、自然災害も少ないことから、県央地域の中におきましても生活の拠点、生活の場としての魅力は非常に高いということと認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 住みやすいというキーワードは、今、はやっているコンパクトシティかなということも考えられるんですけども、今言っていた食住近接、仕事場と住むところはできるだけ近いほうがいいということで、住みよさランキングでは茨城県で第3位ということでよくわかりました。

ただ、それに甘んじることなく、やはりランキングアップですよ、魅力があるとか勢いがあるというまちをつくっていくという、そういうほうに次持っていけないと、やはり先ほど言っていた人口の争奪合戦ですから、そういう感じの。外がいいとか悪いとかじゃなく、より一層の魅力度を高めると、ランキングアップと、そして、もっともっと定住促進で来てもらおうと、もう、うんと欲をかいていただきたいと思うんですけども、どのようなちょっとお考えを持っていますか。いきなりですけども、申しわけないです。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、本年1月から2月にかけて実施をいたしました市民アンケート調査におきましても、那珂市は、「住みやすい」、「どちらかという住みやすい」と8割以上の市民の方がそういった回答をいただいたと。それから、先ほど何度も申し上げておりますけれども、住みよさランキングでも、いわゆるそういった評価をいただいているということにつきましては、これは那珂市の強みであり、生活の場としての非常にポテンシャルであるというふうに考えてございます。

ただ、一方では議員ご指摘のとおり、那珂市の魅力について、なかなかこれですということでは申し上げられないというようなことも事実でございます。魅力というのは、生活している市民の方が実感として持てるいわゆる誇りや愛着、それから、自慢できるものだというふうに考えてございます。そういった那珂市のよさというものを積極的に発信をするということと、生活の場としての環境を整備していくということをあわせもって進めていくことによって、那珂市の魅力というものがますます増していくんであるというふうに思っております。本当の意味での住みやすいまちということで実感できることが非常に重要であろうというふうに考えてございますので、その前提条件としては、子供から大人まで那珂市が好きだということが非常に重要なことになってくるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 今言っていた部長の言うとおりでですね。やはり、好きにならなければ自分の住んでいるところの魅力がわからない。

何で茨城県が、やれ、この3年間魅力度最下位なんですよ。だから、それはやっぱり何かというと、もちろん自己アピールも下手かもしれない。でも、やっぱり魅力度という自分

のことをわかっていないんですよね。だから、そこを知ることということで。きょうはいい話をありがとうございます。

次にまいります。

外の市町村は各自自治体がどういった政策を出しているかといいますと、定住促進、人口獲得するために、住宅の取得をするために、違う市町村から自分のところに来てもらえたら100万円ほどの住宅の補助を出しますとか、あとは、第3子が生まれたら金額として50万円程度の支援をしますとか、そういう支援が多く見られます。そこで、本市では定住促進をするため、どのような政策展開をしているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

まず、移住・定住の促進のためには、最初に、那珂市を知ってもらい、興味を持ってもらうことがまず重要であろうというふうに思っております。そのためには、シティプロモーション、シティセールスとも言われますけれども、その推進及び相談窓口の開設等々を考えていきたいというふうに思っております。

また、本市に興味を持った方に来訪してもらうために、那珂市の情報発信を強化するとともに、今後は移住体験ツアーなどを企画していければというふうに考えてございます。

また、定住のために住宅取得を検討している世帯が本市を選択してもらう動機づけといたしまして、住宅取得費用の一部を助成する那珂市子育て世帯等住宅取得助成金交付事業を今年10月から実施をすることといたしております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、その助成金、一部助成、大体金額はどのくらいですか、それは。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

既に市内に住んでいる方が新たに住宅を取得した場合には10万円、それから、市外から転入し住宅を取得した場合には20万円の助成金を出す予定としております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） どこでもそういうのをやっておりますので、そういった支援というのは、やはり私は一時的なものだと思うんですよ。今後の生活の面を考えたときに、本当にその人たちが住んでよかったと思える政策をつくってほしいと思います。やはりこの那珂市に住んでいただいて、そのまちは買い物が便利とか、教育環境がいいとか、今後この先、子供が育ったとしても、高齢になったご夫婦が2人でゆっくり住むにしても、本当にいい地域だと思える、そういう地域を目指すべきだと思います。

次に、創業支援について伺ってまいります。

中小企業庁の資料によると、全国の中小企業数は、平成11年の484万社から平成24年には385万社へと減少し、従業員数も減少しております。地域における新たな需要を喚起し、雇用の創出と地域経済の活性化を促すためには、企業、創業にチャレンジする機運を高める必要があります。

ところが、日本の現状は開業率が低下傾向で5%である一方、女性や若者の起業家が減少し、起業家の平均年齢が上昇傾向にあります。これは経済の先行きが不透明な状況が長く続いた結果、女性や若者も、また資金の出し手も積極的な起業、創業にチャレンジするリスクを経験した結果だと思えます。

そこで、本市と茨城県における開業率と廃業率とその推移について伺います。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。質問途中でまことに申しわけないです。

暫時休憩をいたしたいと思えます。再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

質問途中でしたけれども、笹島議員の質問が終了しましたので、産業部長、答弁願います。

○産業部長（佐々木恒行君） 本市と茨城県における開業率と廃業率のご質問でございますけれども、都道府県別のデータは公表されているのですが、市町村別のデータについては公表されておりません。そこで、茨城県の直近3カ年のデータをお示ししたいと思います。

平成24年度の開業率が4.7%、廃業率は3.0%。平成25年度、開業率4.6%、廃業率3.2%。平成26年度、開業率5.3%、廃業率3.0%となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、主な事業として起業、創業の支援が掲げられており、起業家や創業意欲のある方を産業競争力強化法による取り組みや、金融機関などの連携により支援するという事です。そこで、産業競争力強化法に基づく創業支援の促進について本市ではどのような考えを持っているのか、また、創業支援事業計画の策定についてと、この認定を受けることでの起業家へのメリットなどを3点まとめて伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

創業支援の促進についてでございますけれども、創業を考える方、創業をしたがうまくい

かないなどの悩みを抱えている方への支援といたしまして、ひたちなかテクノセンター、株式会社形式でございますけれども、と連携して企業コーディネーターを配置しております。また、商工観光課にワンストップ相談窓口を設置いたしまして、創業全般に関する相談並びに各種創業セミナー等を行っております。

続きまして、創業支援事業計画の策定でございますが、地域の創業を促進するというこのために、地元金融機関や商工会などと連携いたしまして、民間の創業支援事業者と支援の取り組みを確立するというような内容の創業支援計画の策定を今年度中に実施したいと進めているところでございます。

続きまして、認定創業支援事業に事業対象者が認定を受けた場合のメリットといたしましては、会社を設立する際の登記に係る登録免許税の軽減、信用保証協会の無担保・保証人なしの創業関連の保証枠の拡大、並びに日本政策金融公庫の融資制度の利用が可能になるなどのことがございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） このようにさまざまな国の施策を活用できるようになると、水戸市、日立市、ひたちなか市で創業するより、本市で創業したほうがメリットが出るということでチャレンジする人が多くふえますか。伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

那珂市で創業しようと考えた方につきましては、特定創業支援を受けることにより環境が整うというふうに考えております。

今後とも、希望者が創業しやすくなるように努めてまいります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 企業の誘致、工場の立地ということに関しては、やはり市税にとっても雇用創出にとっても、定住促進にとっても一番早い手段だとよく言われております。

そこで、例えば企業が工場を建てたいとか、今土地を探しているとか、そういった情報をどのように把握して収集しているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

企業誘致におきましては、工場の建設や本社機能の移転、新たな企業進出などの情報は、タイムリーにかつ積極的に収集していかなければならないものと認識をいたしているところでございます。

そのためには、茨城県の立地推進室及び立地推進東京本部、あるいは事業推進課との情報交換をするとともに、金融機関等に情報の提供を求めているところでございます。



また、企業の新・増設の意向については、委託をいたしましてアンケート調査を実施しておりますが、有力な情報を得ることがなかなか難しいこともあり、残念ながら市から直接交渉するところまで至っていないのが現状でございます。

今年度につきましては、那珂西部工業団地に所在する企業に関係のある企業を対象にアプローチをし、固定資産税の課税免除や原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金など、各種の優遇措置を活用するとともに、那珂市の住みよさや、インターチェンジに近いといった強みをアピールし、情報の収集に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 企業を誘致することは、仕事の間、雇用の場確保ということで、創業と同じく大変重要かと思われまます。そこで、市長のトップセールスで何か実績があれば伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

先ほど企画部長が答弁したとおり、これまで情報を収集したところでは、直接的に交渉できる具体的な事案がないのが現状であり、交渉に結びついていないのは大変残念に思うところであります。

企業誘致は、財源の確保や市の活性化につながることから、トップセールスにつきましては私の公約の1つに掲げておりまして、市長就任当初から変らずに行っているところでございます。今後とも那珂市内内におけるさまざまな会議や会合の際に、または、あらゆる機会において有力な情報を積極的に収集して、那珂市のPRとあわせて、那珂市に企業立地した際の優位性や取り組みなどをアピールし、実現に向け積極的に取り組んでいきたいと思っております。

笹島議員も多分営業をやられたことはあると思うんですけれども、「千三つ」という言葉がありまして、1,000ものアプローチをして3つ上がればいいということでございますので、まだ、1,000やっておりませんので、1,000やりまして3つの成果をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） そうすると、市長、私は営業マンなんだけれども、現役のね。

1,000のうち3つということなんですけれども、結果としてトップセールスの実績はないということではないんですか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） そうですね。ただ、これから芽を出して、1本の木になる可能性は内蔵しております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） この茨城県では、立地にしても多分1,000くらい、結構トップクラスなんですよ。70か80くらいが大体立地しているんです。それから、面積もやっぱりこれもトップクラスなんです。だから、もう、これ県央、県北、県南、県西と分かりますけれども、まだまだ余っているんですよ。もう、やっぱりこれ、各自治体間の企業誘致合戦だと思うんだよね。いかにして自分のところへ引っ張ってくるか、もう何がなんでもがむしゃらにとってやると。外の市町村なんか考えるべきじゃないと、俺のところだというくらいの市長、気構えはどうですか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 確かに圏央道が開通して、一部開通したのかな、もう飛躍的に、50キロ圏内というのは、東京圏から企業にとっては物すごい魅力なんです。ぺたぺたところ張りついている。その北、今度は高崎に抜けるあの高速道路周辺でも、何百ヘクタールかあります。うちでは5ヘクタールしかないんですけども、実際あるやつは、そこに持ってくるというのは、これは至難のわざだと思います。今、笹島議員が死に物狂いでやれということですので、もちろん私もそれは覚悟しておりますけれども、死に物狂いで既存の工業団地、あるいは新しい産業を誘致していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次へいきます。

次、シティプロモーション。ちょっと、これ、わかりにくいあれなんですけれども、セールスプロモーションとか、よく昔、はやったものですよ。要するにセールスみたいなものなんですけれども、やたら国のほうで片仮名を使いたがるものですから。

那珂市はこのシティプロモーションとして、本市のさまざまな魅力や強み、そして住みよさというブランドを市民はもとより全国の皆さんに知っていただき、那珂市を好きになってもらいたい。何よりもこの土地に住んでいただきたい。そのような願いを現実のものとするために、本市のシティプロモーションに取り組む指針を策定いたしました。

そこで、具体的にどのような活動を行っていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

まず、情報発信といたしましては、本年4月に情報を得やすいようにホームページをリニューアルしたところでございます。その外には、インスタグラム（写真投稿サイト）、情報メール一斉配信サービス、メルマガでございましてけれども、こちらのほうも開始したところでございます。

また、市民が双方向で情報のやりとりができるようなサイトの構築に向けての検討や、各

課の職員による、いい那珂暮らし応援プロジェクトチームを立ち上げる外、市民や企業、学生などと連携した市民応援団の設置等を考えているところでございます。

さらには、市の魅力である住みよさをコンセプトにキャッチコピーとロゴマークを作成しておりますので、広報紙やホームページをはじめ、さまざまな情報発信の媒体に表示をしてみたいというふうに考えてございます。

以上のことを踏まえながら、シティプロモーションを推進するための実施計画の策定にも、現在、着手をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） このシティプロモーションの活動の主体は、行政のみではなく、市民の皆様をはじめ地域の各種団体など、那珂市にかかわる多くの方々が連携し、協働し、協働でシティプロモーション活動を推進していくことが肝要です。

そこで、これからの話だと思いますが、民間企業と連携をとったりとか、民間の企業にこちらからプロデュースをして何かを仕掛けるとか、そういったものが必要だと思いますが、そういった検討というのは何かされていますか。伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

民間企業の中でも、特に広告やデザインを専門とする事業者との連携が必要であろうというふうに考えてございます。今年度、動画の作成・配信を予定してございますので、作成にあたりましては、那珂市のコンセプトに合ったものができるよう、助言や支援をいただくことを考えてございます。

また、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、プロジェクトチームをつくり上げましたので、そちらにおいても、必要に応じてアドバイザーとして民間企業の方に参加していただくということを考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 那珂市は暖かいし、住みやすい。災害なんかも、そんなに多いと思いません。子育てしてもいいし、不自由でない、本当にいいところだと思います。物価も値段的に高いわけでもない。本当にいいところだと表現できれば、きっと伝わると思います。これが那珂市民だったり、市外に行ったときに、こういうことが言えるかどうかと思います。多くの子供たちが、そういったことを言えるような郷土愛を育んでいく教育が必要ではないでしょうか。伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

那珂市を好きな市民をふやしていくことに対しましては、郷土愛を育て、市に愛着と誇り

を感じてもらうことは大事なことでと考えております。そのためには、議員のご指摘のように、子供たちに対する教育が重要であると認識をしてございます。

市内の各学校におきましては、郷土愛の醸成につながる学習への取り組みといたしまして、より深めるということで、那珂市独自の社会科副読本としまして「わたしたちの那珂市」を活用をしてございます。

さらに、今年度より小中一貫教育推進のために作成をいたしました道徳郷土資料「ひまわり」の活用を始めてございます。

また、小学生を対象といたしましてふるさと教室を開設しておりまして、さまざまな体験や仲間づくりを通して郷土愛を培う取り組みをしてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 知らないものを好きになれというのは難しいものですね。やっぱり、人に語れるくらい知識を持つことで初めて、郷土愛というのは生まれてくると思うんですよ。

そこで、この那珂市の独自の郷土検定みたいなものを取り組んでみてはどうかということ、を、部長、どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

市独自の検定ではございませんけれども、茨城県が行っております、いばらきっ子郷土検定というものがございます。こちらは平成25年度から、中学2年生を対象に行っている授業でございまして、楽しみながら県や地元市町村の伝統や文化が学べるものでございます。

毎年11月に、県大会出場の前に市町村大会というものがございます。その設問50問のうち、半分の25問、こちらにつきましては那珂市に関する設問となっております。その正答数に応じて1級から3級が認定されてございますけれども、那珂市への理解、郷土愛を十分に深める効果があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次にまいります。

今年8月ですか、3年に一度の菅谷まつりが開催されます。町なかの活性化の取り組みとして、伝統、歴史、文化的資源など、あるものを活用した観光と連携した町なか創出は、居住人口の回復であり、商店街の再生につながっていくかなと思います。ぜひ、この機会を逃さず、市内外からたくさんの人たちが来るように、大々的にPR活動をしてはいかがでしょうか。伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今年開催されます菅谷まつりでございますが、那珂市観光ガイドブック、観光協会ホームページにも那珂市の代表的なまちづくりとして掲載しております。また、市民の皆様にお知らせするという手段といたしまして、「広報なか」やその他宣伝媒体を使つてのPR活動をしてまいりたいと思つております。さらには、県内外の市町村へ出向いての観光PRが予定されております。その中で菅谷まつりについてもPRを行つていきたいと思つています。

議員提案のPRにより、地元が盛り上がることを大いに期待しておるところでございます。以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 1つ提案ですが、職員が全て那珂市のPR部隊だと思つています。もちろん、議員も市長も同様です。そこで、重要なのは名刺だと思つています。那珂市の職員の皆さんの名刺は各課ばらばらでつくられていると思つていますが、そこで、1カ所ずつつて、那珂市をPRするデザインで、相手にインパクトある名刺をつくつたらよいと思つていますが、いかがでしょうか。伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員からご提案のとおり、職員一人一人が広報マンであるという意識の浸透、自覚につながりますので、統一した名刺は非常に有効であるというふうに考えてございます。

シティプロモーションの指針の一環といたしましてロゴマークを作成してございますので、早速、本年度当初より「いい那珂暮らし」のロゴマークを入れた名刺のフォーマットを作成し、職員に対して利用を呼びかけたところでございます。実際に名刺を渡しますと、このロゴマークにより、那珂市の魅力やシティプロモーションについての話題が展開するなど、反応としてはよい感触を得ているということでございます。

今後も職員に対して、那珂市のPRはもとより、情報発信に対する意識の向上のために、ロゴマークを活用した名刺の使用を積極的に働きかけをいたしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） そもそも、地域活性化は古くから課題でした。1970年代の過疎法や一村一品運動や、1980年のふるさと創生1億円事業などや、リゾート法など、いくつもの活性化策が提唱され、実施されました。いずれも一時的な盛り上げを見せただけで終息してしまいました。

地域活性化に特効薬は存在しません。活性化のヒントは、どの地域にも必ずあると考えております。ただ、地域内に隠れていたり、見捨てられたりしていたり、活用されずにいるだけだと思つています。こうした調査を自分たちで行い、知恵を出し合うだけで地域は活性化していきます。また、地方創生を成功させる人的資源も地域に埋もれているかもしれません。

以上で、まち・ひと・しごとについては終了させていただきます。

次に、那珂市の財政状況について伺ってまいります。

那珂市の平成28年度一般会計歳入予算の中で市税収の割合は36.7%であり、茨城県内市町村平均の30%と同じくらいの割合になっております。また、市内には、大規模事業所、企業が少ないことから、市税収のほとんどを個人市民税と固定資産税に依存していると思われ  
ます。

本市の財政状況を見ますと、一般会計の歳出では、平成24年度が205億円、25年度が199億円、26年度が192億円、27年度が予算額で188億円、平成28年度の予算額では183億円と年々減額しております。当然、それに合せて歳出を縮小しております。そこで、ここ5年間の市税収入を伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 市税総額の5年間の推移を申し上げます。

平成23年度、68億4,000万円、平成24年度、67億2,000万円、平成25年度、67億8,000万円、平成26年度、68億3,000万円、平成27年度、67億4,000万円となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 人口減少による影響は、固定資産税や法人市民税、その他多くの税収にも影響を及ぼしますが、特に生産年齢人口の減少は個人市民税の減少に直結することが予想されます。

そこで、年齢別の人口減少の変化がどのように税収に影響を及ぼすのかについて伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 個人住民税は、他の税目と比較しても、生産年齢人口の変化をダイレクトに影響を受ける税目であることから、生産年齢人口が減少すれば、個人住民税も減少することが想定されます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 人口構成の変化ということが大幅な財源の減少を起こして、その結果、ない袖は振れない、行政サービスの再構築が迫られることが予想されます。行政サービス全体において事業の選択、人口減少を考慮した政策形成が必要になってくると考えますが、本市ではどのような対応をしているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 実施計画や予算編成において、歳入に見合った歳出の原則に立ち、徹底した経費の節減や各事務事業についての重要度や必要性、優先度などを精査した上で計上していくことが今後ますます重要になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） いずれにしても、これからの行政サービスは近い将来、税収が上がるといことは考えられないので、多分減少していくということを前提に市の行政サービスを考えていかなければならないということだけは、何かはっきりしたような気がします。

地方を活性化するために公布された、まち・ひと・しごと創生法について質問しておきながら、那珂市の将来の財政の厳しさを述べなくてはいけないというのは、非常に皮肉を感じております。

次に、経済収支比率について伺ってまいります。

本市の財政力指数、いわゆる税収の豊かさ度という指数は、平成27年度は0.65で、財政力指数が44市町村の中で25位です。ところが、経済収支比率を見ますと、44市町村の中で34位です。

そこで、本市の比率ですけれども、過去5年間の推移を伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 過去5年間の経常収支比率の推移でございますが、平成22年度、87.9%、平成23年度、89.2%、平成24年度、91.1%、平成25年度、90%、平成26年度、91.7%となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 経常収支比率については、この数字が高いほど経常的に歳入する財源に余裕がないと言われております。一般的に、市では80%、町では75%を超えると、財政構造上、弾力性を失うと言われております。本市は90%を超えて91.7%ですが、これは財政の硬直化がじわじわと進んでいるのか、また比率が悪くなっている主たる要因は何なのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 経常収支比率につきましては、ここ数年は90%を超える状況となっておりますので、議員ご指摘のとおり財政の硬直化が進んできていると言えるかと思えます。これは、扶助費や物件費の増加が要因の1つであると考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 投資的、経常的な経費というものは、会計的な区分等にも縛られますので、経常的な支出であっても、市民の満足に深く貢献しているものもたくさんあると思えます。どんな事業でも、一度始めたものをやめるというのは、非常に労力が要ります。新しいものを始めたほうが簡単だと思います。しかし一度始めたものをやめるというのは、それを利用している方が必ずいるわけですから、やめるというのはなかなか難しい。しかし、それは、これからやっていかなければなりません。安定した継続的なものが求められる新規

事業もふえておりますが、継続的な財源確保としては、本市の今後の継続的な財源の確保策として、どのように考えているのか。また、例えば経費の削減ないしは、いかにして直接的な税収をふやしていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） これまで継続して実施してきた事業につきましては、議員ご指摘のとおり、やめることが難しいものもあるかと思いますが、毎年度の予算編成にあたりましては、歳入に見合った歳出の原則に立ち、各事業について継続の必要性について精査し、限られた財源を最大限に生かしてまいりたいと考えております。

また、税収の確保につきましては、収納対策推進本部において滞納整理対策を強化するなど取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、資金調達、コストの縮減及び基金運用の効率化について伺ってまいります。

日本銀行がマイナス金利政策を2月16日に導入して、4カ月近くになります。長期金利はマイナスで推移し、住宅ローンなどを借りる際の金利も大幅に下がりましたが、今のところ銀行の窓口に集まるのは、住宅ローンの借りかえ依頼で、新規の申し込みはなお限定的です。設備投資に慎重な姿勢を見せる企業も少なくないです。金融機関が運用難に苦しむ副作用も目立ち始めております。

今、銀行で普通預金に1年間、100万円を預けると10円の利息で税金が2円とられますので、手元には8円しか残りません。金融の自由化が大きく進み、各金融機関が金利を自由に設定する時代です。自治体にとっても、どの金融機関でお金を借りるのか、どの金融機関で資金を運用するかといった選択の問題が発生することになります。

そこで、本市の平成27年度における地方債の借入金額、利率、期間、またその借り入れに伴う将来にわたる利子償還金額について伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 平成27年度の市債の借入額でございますが、16億7,200万円となっております。償還期間は10年から30年となっており、借入利率は0.1%から0.5%で、償還期間が短いものは低くなっております。この市債にかかる将来の利子支払い額は、合計3,780万円となります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、それは最近の平成27年度ですね。前のがあると思うんですよ。未償還の、その起債の利率が2とか3%とか。それ何本あるのかと、あと金額がわかれば教えてください。



○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 2%以上の起債でございますけれども、未償還となっておりますのは53本でございます。それから金額でございますけれども、12億8,457万円ほどでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 随分あるよね。借りかえしないの。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 借りかえについてでございますけれども、今年度は民間資金の利率が高いものについて何本か繰上償還を予定してございます。公的資金につきましては、借り入れ時の約定どおりに返済することを前提として利率が設定されておりますので、特例措置以外で借り手側の都合で借りかえや繰上償還する場合には、貸し手側に生じる損失相当分の補償金の支払いを求められることとなりますので、借りかえで単純に支払い利息を圧縮できるというわけではございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、それは違約金を取られるというのは、公的機関はそれを当てにしているのかな。ごめんなさい、ですよ、政府機関係は当てにしているのかな、それを……。いいです。次へいきます、時間がないので。すみません。

次に、借り入れ条件の決定方式、これはどのようにになっているのか。あわせて固定金利や変動金利の選択、これらの考えについて伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 借り入れ条件につきましては、償還期間は適債事業の内容により、その耐用年数を超えない範囲での設定をいたします。金利につきましては、長期の公的資金につきましては、率の見直し方式が一部、その他は固定金利でございます。

金利につきましては、近年は低い状況が続いておりますので、その点も踏まえ、また、償還額が一定となり計画的に予算編成ができる固定金利を基本として設定しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、この起債の際に据置期間、これを設けていると思いますが、現状の据置期間の状況について、なぜそのような据置期間を設定しているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 据置期間につきましては、償還期間や事業の内容に応じまして、ゼロ年から5年の設定をしております。以前は事業ごとに決められておりましたので、現在はそれを参考にゼロ年から5年で設定しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） この据置期間の設定を設けない選択肢というのは、それはできないという意味かな。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 据置期間の設定につきましては、現在は市の裁量という部分となっておりますので、据置期間なしで借り入れしているものもでございます。今後も、後年度の償還額等を考慮して設定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） そうですね。今言っていた3年、5年になれば、それは利子だけ払わなきゃいけないから。やっぱり元金均等償還方式かなんかで充てたほうが。今、大体みんなそうなっていますよね。というふうに提案したいと思います。

次へいきます。

次に、資金の引き受け先について、公的資金、そして民間等の資金のシェアはどのようになっているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 平成27年度末時点の市債残高での割合でございますけれども、公的資金が85%、民間資金が15%となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 公的資金が85%、民間が15%、ちょっと多いような気がするんですけども、それはあれですか、可能であれば、金利が有利な民間等の資金のシェアを多くすることというのはできないんですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 長期借入については、公的資金のほうが民間資金より金利の面で有利であったため、割合としては多い状況となっております。このところの金利状況では民間資金も低い傾向となっておりますので、バランスを見つつ借り入れしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） バランスよくね。できるだけ今有利な金利を出している民間がありますから、そちらのほうにシフトしていったほうがいいと思います。

次に、基金の運用面、これについて伺ってまいります。

本市の運用実績について、その運用方法、平均月末残高、運用収入、そして運用利回りに

ついて伺います。

○議長（中崎政長君） 会計管理者。

○会計管理者（綿引 智君） 基金の運用実績でございますが、平成27年度で申し上げますと、運用方法は定期預金への積み立てでございます。また、平均の月末残高につきましては、基金総額で約60億円でございます。そして、その運用収入につきましては、定期預金の利子となりますが、約292万円となり、運用利回りにつきましては0.049%となります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 自治法241条では、地方公共団体は、条件の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てて、定額の資金を運用するために基金を設けることができます。那珂市の財政調整基金条例の積立金の第3条では、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法で保管しなければならないと定めております。しかし、2では、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができると定めております。これは株券や国債、地方債などの収益証券で債券運用を積極的に行ってよいと解釈してよいのか。また、そのような運用はしておりますか。伺います。

○議長（中崎政長君） 会計管理者。

○会計管理者（綿引 智君） お答えいたします。

基金の債券による運用でございますが、収益債券には株券も含まれることから、多くの利益を発生する一方で、額面割れ等の損失のリスクもあることから、公金管理には現実的ではないと考えております。また、国債及び地方債などは元本が保証される債券でございますが、国債につきましては、日銀のマイナス金利政策の影響から、現在の利回りはマイナスを示してございます。このようなことから、地方債等が運用可能なものと考えます。

しかし、発行される地方債は、比較的長期な運用が必要とされるものであり、また、基金の積み立て目的による取り崩しの時期等を勘案しますと、選択の範囲もおのずと制限されます。

このようなことから、現状での債券運用は行ってございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） いずれにせよ、大きな運用益を生み出すためには大きなリスクを伴うというハイリスク、ハイリターンの基金の運用方法は、公金であるから、安全性を最優先することが当然だと思います。しかし、本市においては運用に関して研究と創意工夫、そして改善の余地があるような気がしますが、そのところはどうか、伺います。

○議長（中崎政長君） 会計管理者。

○会計管理者（綿引 智君） お答えいたします。

基金の運用方法につきましては、各自治体の裁量に委ねられている部分が多く、国債や地方債などによる債券運用を行っている自治体もあることは承知しております。しかし、こうした資金運用につきましては、債券の元本や利息の支払いが滞ったり、支払い不能が生じる可能性があるという信用性のリスクや、償還日前に債券の売買をする場合などに、元本を下回ってしまう中途解約によるリスク等が考えられ、長期的な運用スパンが必要なこととなります。このようなことから、本市においては、指定金融機関や収納代理金融機関の定期預金に預け入れることにより、預金を確実に保全をするものです。

また、基金運用につきましては市場の動向等を注視し、あわせて、基金の予算主管課でございます財政課と各種基金の今後の使用状況等の調整を図りながら、確実かつ効率的な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 財政調整基金については、条例で、災害復旧、地方債の繰上償還、その他財源に著しい不足を生じたときの財源を積み立てなければならないと定めております。近隣市町村と比較して本市の財政調整基金はどの程度の水準ですか。また、本市の適正なる積立目標額はいかがですか。伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 本市の財政調整基金の積立総額は、平成26年度決算時点で約20億1,000万円となっております。近隣市町村の状況は、常陸太田市が51億7,000万円、常陸大宮市が50億1,000万円などとなっており、金額で比較いたしますと半分以下、また、標準財政規模に占める割合では、本市は16.6%、常陸太田市が31.9%、常陸大宮市が33.9%でございますので、近隣市町村と比較しますと低い状況でございます。

積立目標額につきましては、難しいところですが、どこの市町村においても、道路などのインフラ整備や老朽化が進む施設の更新にかかる経費等を見据え基金積立額をふやしている状況となっており、県内の類似団体の積立額を参考にしますと、標準財政規模の約25%程度が1つの目安だと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） そうすると、部長、25%を目安ということは、これは金額的にいうと、どのくらいですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 金額にいたしますと、約30億2,000万円でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 今年4月に最大震度7を記録する熊本地震がありました。被災され

た方々に心からお見舞い申し上げます。

昨年11月、鬼怒川の決壊で浸水被害が出た常総市では、35億円の財政調整基金があったため随分助かったと言っております。災害はいつ来るかわかりません。条例でも定めておりますが、しっかりと安心できる財政運営をお願いいたします。

最後に、これ、市長にお尋ねいたします。

いろいろ、まち・ひと・しごと、それから財政状況についても聞いてまいりました。今後の少子化の進行によって税収も落ち込みます。それから、地方税も落ち込みます。そして、社会保障関係も伸びます。当面はこの身の丈に合った収支均衡型財政運営ですか、バランスいい、を堅持が求められると思いますが、最後に市長の見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 時間がないな……。頑張ります。

以上。

○議長（中崎政長君） 以上で通告2番、笹島 猛議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

#### ◇ 萩谷 俊行 君

○議長（中崎政長君） 通告3番、萩谷俊行議員。

質問事項 1. 人口減少について。2. 国際交流について。

萩谷俊行議員、登壇願います。

萩谷俊行議員。

〔11番 萩谷俊行君 登壇〕

○11番（萩谷俊行君） 議席番号11番、萩谷俊行でございます。

通告に従いまして質問をいたします。

まず初めに、熊本震災が発生しましてきょうでちょうど2カ月ということで、被災された方、またお亡くなりになられた方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、まず初めに人口減少について質問いたします。

人口減少については、国・県をはじめ、市町村においても大きな社会問題となっております。

す。多くの人たちが危惧をしているところであります。

那珂市において、2040年、平成52年には、現在の人口数から約1万人以上減少が予想をされております。大変憂慮すべき事態が起こるということでもあります。その大半は市街化区域より市街化調整区域での人口減少が進むものと考えられます。現に、少子高齢化による地域での児童数の減少が進み、市街化調整区域の2つの小学校、皆さんもご存じのように、戸多小学校、本米崎小学校が廃校となってしまいました。住んでいる地域の方々にとっては、まことに残念なことだろうと思います。前回も言いましたが、小学校がなくなれば若い世代の流出にますます拍車がかかり、空き家も現在よりもふえていくと考えられます。

このような状況を踏まえて、平成26年12月定例会において、区域指定について質問をさせていただきました。その後、昨年、27年6月より調査を開始されたわけですが、先般、海野市長も平成28年度の施政方針において、平成29年4月の導入に向けて準備を進めていると表明をされました。前回の区域指定の質問から1年半が経過をしておりますので、区域指定について、確認する意味で質問をいたします。

改めて、市街化調整区域における区域指定について、導入することに相違はないか否かを伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

平成26年第4回定例会におきまして、議員ご質問の際答弁で申し上げましたとおり、平成27年度区域指定にあたりまして、既存集落の分布状況、道路・排水等の状況の調査を行いました。それに基づきまして、前提条件が整理されました。本年度は基本方針の設定、区域指定導入に伴う条例等の改正、区域指定エリアを告示し、平成29年4月から市街化調整区域における区域指定の施行を予定しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） それでは、来年4月の区域指定の導入に向けて、現在の進捗状況はどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

昨年の調査資料をもとに庁内に検討委員会を組織し、区域指定に当たっての基本方針をまとめました。また、並行して基本方針に沿った指定基準を作成しているのが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） わかりました。

区域指定の考え方なんですが、指定基準に合うところは全部指定するのか、それとも、そ

の中から選んでいくのかお伺いします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

指定基準の条件を満たしている区域であれば、全て指定することになります。なお、条件を満たしていない区域につきましては、今回の指定を見送るということになるかと思えます。以上でございます。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） ただいま、指定基準の条件を満たした区域は全て指定することになりますという答弁がありました。この中で、先ほど4月より施行するということですが、この指定されたところを一斉に、例えば同時に区域指定のあれで施行されるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） 指定基準の条件を満たしている地区は市内全域の市街化調整区域になるんですが、同時に告示しまして、法が適用されるということになります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） わかりました。

今後、どのようなスケジュールで進めていくのかお伺いします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

今後の予定ですが、指定基準をもとに区域指定のエリアの抽出作業を行いまして、9月の定例会においてはお示ししたいと考えております。その後、10月から11月にかけて住民説明会を開催し、年明け1月にはパブリックコメントの実施を予定しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） ありがとうございました。

私自身、26年の10月定例会で質問したわけですが、私自身は1カ所とか、本当に小さなところからモデル地区みたいな形ですのかなと、こう想像をしていたわけですが、本当に広い範囲、中で全体の基準を満たしたところは区域指定をするということで、本当によかったなと思えますし、また人口減少に対して、那珂市として強い決意のあらわれだとも感じております。今後、策定に当っては大変な職務だと思いますが、今後の那珂市発展のために、まずよろしくお伺いしたいと思います。

それで、区域指定は導入ということなんですけれども、これは一つの方策であって、この区域指定を成功させるにはいろんな方策があるんじゃないかなと思っております。まずは、若い人たちが那珂市に住んでもらうためにはインフラの整備、また空き家対策、子育て支援、

特に子育て支援は大変重要な施策かなと思っております。

那珂市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、高校生の将来意識のアンケートということで取り上げています。その中をちょっと見ますと、これは10市町村の合同アンケートをしたとなっていますね。それで那珂市以外にも水戸市、日立市、鹿嶋市、神栖市、行方市、鉾田市、東海村、阿見町、境町、どういうわけで、こういう広範囲かちょっとわかりませんが、全体的には生徒5,895人、那珂市の場合は那珂高校155人、水戸農業高校が243人ということで、約400名近い方がアンケートをされたということです。

その中で、やはりいくつか調査した中で、4番目に人口減少社会に取り組むことという欄があるわけですが、そこで高校生たちが一番上に挙げたのが「子育て支援の充実」ということです。これは複数回答だと思えるのですが、39.9%、那珂市の高校生がですね。それで全体的に、10市の中の全体の中では、32.8、約7ポイント那珂市の高校生は子育て支援の充実ということを挙げています。続いて、「働く場所の創出」、これが26.6%、全体では18.1、これは8.5ポイントくらいやっぱり那珂市の高校生は高いということで、これなどはやはりこれから人口減少に対して大きなこの一つの目安となるんじゃないかなと。なおさら、この高校生らが那珂市に住んでいる人ばかりじゃないと思うんですが、那珂市に生まれて育った方々がやはり那珂市に定住できるよういろいろな施策をしていかなければなんないんじゃないかなと、こう考えております。これは企画部のほうでいろいろやっていると思うのですが、これからいろんな面でやっていただきたいと思っています。

それで、前回質問の中で、茨城県信用組合のことを出しました。これは出産祝い金なんですよね。これは前も言ったように、那珂市とか市ではなかなかできないと思うんですが、第1子に20万円、双子が生まれた場合は200万円、第2子がまた20万円、第3子になるとぐっと上がりまして100万円、第4子は200万円、第5子に300万円を支給するということです。それで、聞いたことによりますと、第5子を産んだ方が数名というか、数家族はいるそうです。これを合計するとすごいですね、加算されると相当の金額を与えているわけですが、これはなかなか市ではできないと思うのですが、この前、6月10日の茨城新聞なんですけれども、北茨城市で子育て応援商品券発送というのが出ました。これは第1子、第2子の出生世帯だそうなんですけれども、その中で、北茨城市では2008年度から第3子以降の出生世帯を対象に、やはり出産祝い金、これを出しております。第3子が10万円、第4子が30万円、また第5子まであって、これが50万円という、8年前からこれが行われております。

那珂市もこれをやれというわけじゃないですが、やはりいろんな手だてをしながら、やはり特にこの部分については政策企画課のほうを担当だと思うんですが、部長もきょうは出席していますが、いろいろな面でやっていただきたいと思っていますし、また常陸太田の場合は、マイホームを建築した夫婦に20万円、これは今度那珂市で10月からですか、先ほど笹島議員への答弁にありましたが、子育て世帯と住宅取得助成金というのを今度やる



ということで、これも大変いいかなと思っていますし、もう一つ、常陸太田の場合、新婚さんにつき2万円、36カ月、3年間ですか。これを2万円ずつ支給しているんですよね。

だからそういうことも一つの手だてとしてやっているということですが、那珂市の場合なかなか、いろいろやっていると思うんですが、ちょっと先ほど下へ行ってチラシは何かあるのかなって見てきたら、この仕事と子育ての両立を目指す、応援しますと。これはハローワーク水戸なんですよ。これしかなかったんです。ところが常陸太田の場合は、まず皆さんも行ってあれだと思っただろうと思うんですが、この前行って来たんですが、子育て上手常陸太田、こういうものをつくったり、また先ほどの子育て世帯住宅、こういうチラシもちゃんとわかりやすく大きくつくっております。

那珂市もこれからこれを10月からやるというのは、こういうのをつくって皆さんにわかりやすくPRしていくのがいいのかなと思っています。先ほど言った2万円のやつも、これもちょうんとできています。担当部署はできているんですよ。何でしたっけ、人口減少対策課という形ですかね。それでこういう子育て上手、先ほど言ったとかつくって、5人、私行ったときは5人くらいいました。何人か総体的にわかりませんが、ちょっと話を聞いて来たんですけど、常陸太田の場合は常磐線、3月だけの1カ月間だったらしいんですけど、常磐線内にテロップを流したそうです。それは子育て支援、ここにいろいろ今いっぱい入っているんですが、この中の抜粋したやつを1カ月限定でテロップを流したということです。で、私の知っている方が常磐線に乗ってそれを見たらいいんですけど、お金も大変かかるんだろうなと思いますが、多くの方が注目してそのテロップを見ていたということです。全てお金のことになるとは思いますが、そればかりじゃなくいろいろ手だてはあると思います。これから地域間競争といいますか、やっぱり先ほど笹島議員も言ったとおり、人の奪い合いになるんじゃないかなと思っていますよ。だからそういう意味では、子供さんがふえるまでには時間が相当、出生率ですか、上げるまでにはかかると思います。

そういう意味で、那珂市の場合、いろんなこのチラシを含めて、これからこの施策の中に、また、子ども・子育て支援法ということが今度4月1日から施行されますけれども、どこのまねをしるというわけじゃないですけど、まだまだ住みやすいランキングが茨城県3位ということであっても、やはり住める環境づくりが大事だと思っています。先ほど申したように、今、公共下水道も一生懸命、私どもの額田にも入ってきていますけれども、そういうインフラ整備、あと生活道路、これらの整備がやっぱり大事だと思うんですよ。やはり皆さんが那珂市に住みたいと思うのはそういう生活環境整備がやっぱり大事なかなと思っていますので、これからいろんな形で手を打っていただく。これは関根部長が担当の部ですから、課をつくれとは言いませんが、やっぱりいろんな形で努力していただきたいと、こう思っております。

茨城県で3位、関東圏で7位、また全国で40位という本当に高い評価を受けているわけですよ。だから、それにはやっぱりこれから那珂市に住んでみたいと、また住んでよかった

とかというまちづくりを目指してほしいなど、こう思っております。全て今まで多くの同僚議員の人がこの区域指定について一般質問しながらきたわけですが、やっとその第一歩というか、大きな前進になったなと思って、心より喜んでおります。

それと、取手市が常陽銀行と定住促進の包括連携ということで、提携を結んだということが、新聞にこれも載っております。これは住宅の補助制度、名称としては、「とりで住ま入る支援プラン」ということを開始したということなんですけれども、これは先ほど言った新築住宅のことで、やっぱり補助金を50万円、またリフォームには40万円を出しているんだということなんですけれども、那珂市是那珂市なりのやり方というか、いろいろあるんでしょうけれども、例えば手だての中ではそのほかいろいろあると思いますけれども、やはりこういう方策が全てではないと思うんですけれども、あと高齢者施設の入居としては、住まなくなった住宅を借り上げ、一定額の家賃を最大50年間保証しているとか、いろいろこうやっておりますよね。だから空き家対策なんかも含めて、これから人口減少に対していろんな手だてをしながらやってほしいなと思っております。

これについては、結果は出ましたので、あんまり長くお話ししてもあれかなと思っておりますので、この項はこれで終わりにしたいと思っております。

それでは、続きまして国際交流について質問させていただきます。

この国際交流なんですけれども、国際交流という言葉は結構皆さんわかっていますが、なかなかなじみというか、関心が案外ないのかなと、私自身もその部分はあるんですけれども、思っております。そこで、国際交流について、現在どのような目的でどのような内容の事業を実施しているかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

那珂市の国際交流につきましてですが、那珂市では国際交流協会が主に事業を展開しているところがございます。国際交流協会は、産業、教育、文化、スポーツを通じた国際交流を推進することによりまして、国際親善と国際感覚を持った人材の育成及び国際的視野に立った地域づくりに寄与するということを目的に事業を展開しているところがございます。

まず、広報活動といたしましては、「国際交流協会NEWS」や「なかブリッジ」といった機関紙の発行、それからホームページの作成、さらに交流活動といたしまして、国際交流のつどいですとか国際交流サロン、それから多文化共生セミナーといったものを開催しているところがございます。

そして、人材育成という目的で、日本語ボランティアの養成講座を開催したりですとか、小・中学校の児童・生徒に対しまして外国人講師を派遣するなどの事業を展開しております。

また、ご承知のとおり、平成2年に国際姉妹都市提携をいたしましたアメリカのテネシー州オークリッジ市とは、中学生の交換交流事業を引き続き実施しているところがございます。以上です。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 今、部長からお話ありましたけれども、国際姉妹都市提携しているということのオークリッジですか、これについて、中学生の交換交流事業について、もう少し詳しくお聞かせください。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） オークリッジとの中学生の交換交流事業についてもう少し詳しくというご質問でございます。

今年度でオークリッジの中学生を受け入れますのは、21回目になります。那珂市の中学生もオークリッジに派遣しておりまして、これは通算で今年度ですね、22回目となります。

今年度の予定なんですけど、まずオークリッジから那珂市のほうへ迎え入れるものとしましては、来月ですね、7月4日に姉妹都市の提携25周年を記念する記念の訪問団が参ります。それと一緒に中学生が10名、それから教員が2名、教育部の関係者1名が来日いたしまして、ホームステイと日本文化を体験するという予定になってございます。

それから、那珂市からオークリッジのほうへ派遣いたします派遣団ですが、これは8月16日から8月26日までの9泊11日の予定で、そのうちホームステイを7泊予定しているところでございます。

オークリッジの生徒は、日本の文化や習慣、それから自然を体験することを主眼としておりまして、那珂市の生徒につきましては、英会話ですとかアメリカのシステム、それから異文化、あるいは、アメリカの自然といったものを体験するというのを主眼に置いて、交流事業を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 今後の新たな取り組みについてなんですけれども、せんだって、国際交流協会の高畠会長が台湾にちょっと視察に行かれたという話を聞きました。そこで、今後、新たな取り組みについて何か計画していることがあるかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

第1次那珂市総合計画の後期基本計画におきましても、欧米に偏らず広く外国文化について学ぶ機会や市民と外国人が交流する機会を提供することで国際理解を深め、外国人が安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指すとして、国際交流推進の方針を定めているところでございます。こうしたことから、アジアの地域との交流について、現在検討しているところでございます。

具体的には、台湾の台南市と交流が持てないだろうかということで、国際交流協会にお願いいたしまして、その可能性調査を行っているところでございます。なぜ台南市かということになるのかとは思いますが、那珂市の戦没者の名簿がございまして、これに記載されて

おります杉浦茂峰さんという旧日本軍のパイロットがいらっしゃいました。台湾で戦死されたわけですが、この方が現在台南で飛虎將軍ということで、神様として厚く廟を建てて祭られているということがございます。このことをきっかけといたしまして、台南市と那珂市の交流が持てたらいいなということで、調査をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 昨年、額田まつり大祭礼が7月に行われたわけですがけれども、そのときに台湾の中の新北、台北の隣の市なんですよね。その親子の方々が40名ほど額田のほうにホームステイに来られたということです。そこでそのときに、海野市長、また職員の皆さんに1週間いろんな面でお世話になったということで、この場をかりましてまずお礼を申し上げたいと思っております。

今、実は、そういうことでホームステイに来られた方から昨年お手紙をいただきまして、ぜひとも台湾に来てくれということで、4名で4月に台湾に行ってきました。そこで、ちょうど今出ました飛虎將軍ということで、その廟ですか、日本で言えば神社だと思うんですけども、そこにも行ってまいりました。そこでその廟の中でいろいろチラシ等がありまして、それをちょっといただいてきたんですけども、台湾で何でこういう人が英雄なのかなって思っていたわけですがけれども、台湾の人にとって、その台南市にアメリカの戦闘機に撃墜されそうになって、またそれがどうにか台南市を避けながらやっぱり戦死したということで、台南のまちを火の海にさせなかったということで、英雄だということです。

その中で、行った日に、茨城県ばかりじゃなく、茨城県は北茨城市、また水戸市の方、それとあと東京、あと宮城県の気仙沼の方々が四、五十人ほどお店のほうにいまして、飲食をしていたわけですがけれども、その方々がやっぱり新しい子供みこしみたいな白木のみこしなんですけれども、それを寄贈して、そのあれでみこしを担いできようはいたんですよという話をされました。私もこの那珂市に住んでいて、この杉浦少尉さんということは余り頭になかったというか、わからなかったという方なんですけれども、茨城県の方、北茨城、また水戸、また東京とか遠くの方々がこの杉浦少尉さんを祭っている、物すごく廟を、飛虎將軍と言われているそうですけれども、大事にして、毎年来ているんですよという話をされたんですよ。

それについて私どもは全く無知で行ったわけですがけれども、驚きがあったわけです。いろいろ飛虎將軍でどういうことかなところも書いてあるのには、飛虎というのはやっぱり戦闘機、また空を飛ぶ意味だということでして、將軍は神として祭られる勇士の尊称だと、こう書いてあるんですけども、また、朝は、飛虎將軍のところの廟では日本国歌、君が代、これを流して、夕方には「海行かば」ですか、これを毎日欠かすことなく流されているということで、またこれも驚きだったわけです。また、両脇に国旗がやっぱりかかっていたんですよ、台湾国旗と日本国旗。だからやっぱり相当この杉浦少尉さんを神と祭るといのはすご

いことなんだなと思ったわけです。

そういう意味で、何か先ほど部長からもありましたように、戦没者のあれが那珂市のあれに載っているというということで、縁があるんじゃないかなと思っています。そういう意味で、いろいろこの交流活動、オークリッジともありますから、やっぱり身近なところのこういうところの交流もできればいいのかなと、こう思っているわけです。

文化の問題とか国際交流はいろいろあるらしいんですけども、一つ驚いたのは、左ハンドルのわけですけども、赤信号でも右折はみんなバイクでも車でも赤信号をどんどん右折しちゃうんですね。日本では考えられない。右折のあれも出ないのに。これも一つの文化なのかなと、日本人は考えられない。本当に日本だったら、赤信号だ、とまれですよ。右折が出てやっと思っていくんですが、向こうはもう右折はオーケーなんですよ、中でも。だからこういう異文化に触れるというのも、日本の感覚と違うものがあるという意味では、国際交流も初めて行って見て、やっぱりいろいろあるのかなという初めて関心を持った次第です。

それで、これから台湾ですか、この前、東日本大震災のときに世界中で一番日本に現金を送ったのは台湾だということも皆さんご存じだと思うんですが、そういう意味で、今後、高島会長さんが行ったということですので、また秋のあたりも何か交流協会で予定するという話も聞いていますけれども、今後、台湾との友好関係はどう進めていくのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

ただいま議員のほうからもお話ありましたように、東日本大震災におきます台湾からの日本への支援を見ましても、台湾の人たちの日本に対する思いといたしますか、それは大変日本に対する親しく感じてくださっているという気持ちを感じられるところでございます。日本と台湾とともに歩んでいこうという友のような親しみを深く感じるというものでございました。

台湾には台中ですとか花蓮、台南など、日本統治時代の建物が数多く残っております。日本人を神として祭っているという廟も複数あるというふうに聞いております。知っているようでまだまだ知らない台湾でございますが、那珂市から情報を発信いたしまして、その魅力を広め、交流を深めることによりまして、西洋文化に偏らない素養を育み、相互に理解を生む友好的な関係を目指してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

将来的には、市民レベルでの相互交流や少年団等のスポーツ交流、さらには、地域特産物の相互交流などが実現できればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 先ほど、部長から調査をしているということですけども、調査をしながら、やはりいいほうの結果が出るようにと思っておりますが、11月またこの協会で行く

ということですので、こっちばかりがいいと言っても、相手があることですので、向こうが相互交流をやらうとならなければできないわけですので、ぜひともいろんな日本人にかかわるものが、廟とかですか、いろいろあるもんですから、そういう意味では台湾は本当に友好関係を築くにはふさわしい国なのかなと思っております。今後、ぜひとも国際交流的な形で友好関係ができればと思っています。

最後になりますが、先ほど人口減少対策についてやったわけですが、最後に、海野市長に人口減少対策についての市長の所見をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 答えなくてもいいのかなと思ったんですけども、本市においても、若年層の東京圏への流出超過、それから合計特殊出生率の低下ですね、こういった要因によって、今後人口減少は避けられないというのが現状、実情であるというふうに思っております。このような状況において、今後とも地域社会の活力を維持・向上していくためには、子供を産み育てやすい環境をつくとともに、交流人口の拡大や定住の促進を図っていかねばならないと思っております。これの形に早急に取り組むべき施策をまとめた那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年10月に策定したところであります。今後は那珂市の一番の魅力である住みよさですね、ご指摘いただいた住みよさを積極的にアピールするとともに、総合戦略に掲げた雇用の創出、それから移住・定住の促進、結婚、出産、子育ての支援、活力のあるまちづくりの各施策を実施計画に基づいて着実に実施して、那珂市に住んでよかった、那珂市に戻ってよかった、那珂市を知ってよかったと思えるようなまちを目指してまいりたいと思います。

また、先ほど、台湾についてお話がありました。友好関係を結ぶときは、いわゆる反日教育、これをしていない国家とやっぱり連携するのが最良だと思いますので、ご指摘されたように、これからどういうものを見つけることができるかわかりませんが、一生懸命お互いに理解し合えるような形をとっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） ありがとうございます。

先ほど来もお話ししたように、市長ばかりではなく、やっぱり皆さんも一生懸命取り組んでいかなければいけない部分はいっぱいあると思うんですが、特に、申しわけないですが、企画部長、これはまち・ひと・しごとで一番重要な全体的なやる部署ですので、対策課はつくらなくても、何か部署をこの前今度つくったという話もありますけれども、一生懸命やっていただいて、本当に那珂市に多くの人が住みたい、また定住したいと思えるまちづくりをぜひとも職員一丸となってやってほしいなと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 以上で通告3番、萩谷俊行議員の質問を終わります。  
暫時休憩をいたします。再開を13時50分といたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時50分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◇ 遠 藤 実 君

○議長（中崎政長君） 通告4番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 保育・介護人材の確保について。2. 学校給食の異物混入について。3.  
旧日本サーボ跡地の利活用について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

[16番 遠藤 実君 登壇]

○16番（遠藤 実君） 議席番号16番、遠藤 実です。

通告に従いまして一般質問をいたします。若干のどの調子が本調子でございません。ガラガラになることをご了承いただければと思います。

さて、まず保育・介護人材の確保について取り上げます。

私は、3月定例会の一般質問で、地方創生に係る那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略について取り上げました。そのうち、子育て世代に向けた施策をさらに充実させるべきと訴え、その中で保育所待機児童に関する定義と実態の矛盾を指摘しました。

現在、那珂市におられる待機児童は何人ですかと伺うと、ゼロですという答弁。しかし本当に保育所に入れずに待っている方はいないんですかと問うと、毎年20人ぐらいおられるという答弁でございました。矛盾をしております。

この待機児童の定義につきましては、ぜひ国へ現場を預かる市として物申していただきたいと、この思いは変わりません。市長からはなかなか前向きな答弁はもらえませんでした。那珂市には、現在でも保育所に入りたくても入れず、待っている方々がおられます。そこを行政として責任を持って、どう対処していくのか。そういう観点から、再びこのテーマを取り上げてまいります。今回も議長の許可をいただきまして、皆様に資料を配付させていただいております。こちら、お手元の資料1をごらんください。

これは、現在の市内の保育所、保育園の入所数、そして保育士職員の数ということです。

そしてこの枠の中、欄の中のそれぞれ括弧がありますが、括弧で示しているのは今年の4月に新たに入所した人数です。例えば、菅谷保育所だとゼロ歳児は市内から9名のうち9名、ゼロ歳児ですから当たり前ですね。9名から9名全員今年入った。1歳児は24名預かっていますが、そのうち10名は今年の4月から入った方。2歳児は29名おられますが、そのうち8名が4月から入った方。3歳児は35名いますが、そのうち10名はこの4月から。そういう見方です。4歳児は35名のうち5名が4月から、5歳児は38名で、これは4月から預かった方はいないんですね。ですから、トータルで菅谷保育所などは市内で預かっている方が170名いますが、そのうち42名がこの4月から入った、そういうふうな計算になっております。なので、これを縦にずっと下に見ていただきますと、市内の保育所、保育園というのは全部で7つございますが、7つのうちトータル合計が市内の方740名預かっていますけれども、そのうち178名がこの4月から入所されたというような見方でございます。

そして、恐縮ですが、めくっていただきまして、資料2でございます。資料2を見ていただきたいと思いますが、これは昨年の11月にこの4月での入所申し込みをした希望の人数です。それぞれの保育所、保育園にこの4月で何歳児ということで、これぐらいの方が第1希望でそれぞれの保育所、保育園どれぐらい希望したかという数でございまして、それぞれに見ていただければと思いますけれども、いずれにしましてもその7つの園のトータル、合計はこの一番右下ですね、228名。去年の秋の時点で、この4月にそれぞれの保育所、保育園を第1希望にして入りたいよというふうに希望した数が228名いらっしゃったということでございます。

となると、先ほど見ていただきました資料1のこの春に実際入った方というのは、178名でございます。差し引きこの差ちょうど50名、これは現在市内で50名の方が待っているということですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

市内には公立保育所が1カ所、私立保育園が5カ所、認定こども園が1カ所ございまして、例年4月の一斉申し込みの受け付けを前年の11月のころに行っているというところでございます。平成28年度当初の入所希望状況では、先ほど議員おっしゃったように、合せて228人となっており、入所入園人数との差が50人ということになりますが、待機児童、前回の一般答弁の際にご答弁申し上げましたあくまでも国の指針に基づいた待機児童が27名ということになっておりまして、そこで、当然ここで23名の誤差が出てまいります。これにつきましては、広域入所、那珂市以外の保育園に広域で入所している方が5名、それから転職・退職等により保育の必要がなくなったというような方が7名、それで、あと1つは、希望保育園があいていないため現在保育園に入所されていないという方が11名ということになりまして、入所・入園人数との差が50人というのは、このような内訳ということになってございます。以上でございます。



○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 50名のうち27名は待機だという答弁ですね。その残りの23名の内訳を今ご丁寧にご答弁いただきましたが、そのうち11名は希望がないからというようなこと、これは待機になるんじゃないのかな。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） ただいまの11名でございますが、希望の保育園に入れないと、結局、年齢によってはあいている保育園がありますが、実際この保育園しか入りたくないということで待っている方が11名いるということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） わかりました。

そのところですね、それが前回もお話をしたいいわゆる行政用語で言うと何ですか。わがまま待機というのかな。ここじゃなければだめだというやつなんだよね。そこがまさにこの矛盾だなと思うわけですよ。市長、何とかしてほしいと思うわけですが、だから実際待機が公には27名だけれども、本当は、そのわがまま待機と言われるものを含めると38名もいるんだ。こういう現状なのかなと数字の分析は思います。

じゃ、少なくともですよ、国の定義による待機児童というのが27名いるというのが、これは現状でも明らかになりました。これは行政の責任で何とかしていただかなくてはなりません。まず、その希望に沿うように保育所、保育園に入れていただきたいと思うんですが、そうできない原因は何ですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

入所申請時におきまして、複数の希望保育所についても記載をさせていただいているという状況がございますが、保育園により定員を超過してしまい、先ほど申し上げました希望の園に受け入れできないという状況もございます。

各保育所、保育園の定員につきましては、保育士の配置人数と面積要件で決定されておりますが、市内の保育所、保育園についてはいずれも定員要件に対する保育士数以上の配置がなされておきまして、保育士不足による理由で入所ができないというわけではなく、面積要件による定員の拡大が図れないというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、その保育所、保育園それぞれ定員で何名ですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

各保育園の定員でございますが、まず菅谷保育所が175名、額田保育園が70名、ゆたか保

育園が150名、かしま台保育園が120名、ごだい保育園が105名、瓜連保育園が135名、大成学園幼稚園、こども園ですね、こちらが42名の合計797名ということになってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） そうなってくると、おおむね定員いっぱいいっぱい入れてもらっているというふうな感じですね。トータルでは797名。これはこの今の保育士の配置人数と園の面積によってということですが、これ何とか定数を、定員をふやすということはできないんですかね。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

こちら保育所の場合、ゼロ歳から5歳児まで各部屋の中で保育をしていくということになりますので、例えばゼロ歳児と1歳児、1歳児と2歳児、これは合わせた中での保育はしてございませんので、あくまでもこのゼロ歳、1歳、2歳の区分ごとに保育ということになりますと、仮に、そこで例えば2歳児枠に1名の枠ができて、そこへほかの子供を入れるということとはできないという状況でございますので、それはちょっと難しいということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今の答弁に、あと、先ほどの定員の数でもまあわかりますね。ある程度いっぱい受け入れは行っているという感じではありますね。で、これ以上入所を現状の保育所、保育園では受け入れができないという状況。でもやっぱりこの待機児童はいる。なので解消しなければならぬという状況には変りはないですね。なのでこれをどうするかということですが、これは後でご提案申し上げますけれども、一旦ここで別の観点からお伺いをいたします。

全国的に保育や介護など福祉分野での人材不足が大きな問題になっております。各施設において有資格者が少なく、保育の質、介護の質が低下してきているようです。那珂市においてそのような状態はないのか。まず、保育の面において、保育士や職員の労務環境はどのようなものでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

保育士の勤務につきましては、保育時間が長いということもございまして、シフト勤務であるなど重労働の割に低賃金であるとの指摘を受け、国におきましても保育士の処遇改善を進めており、私立保育園勤務の保育士に対して、処遇改善加算の上乗せによる賃金の見直し等も進めているという状況でございます。

また、保育事務につきましても、保育士や職員の労務軽減を図るため、国においてICT

(情報通信技術)化の助成等による業務の省力化等も進められております。

このように、保育士や職員の待遇及び業務の両面から労働環境の改善が進められているという現状でございます。

以上でございます。

○議長(中崎政長君) 遠藤議員。

○16番(遠藤 実君) では、介護の面において、これは民間ということになりましょうが、市内の老人施設、障害者施設の労働環境はどのようなものだと把握をしておられますか。

○議長(中崎政長君) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(大部公男君) 答えいたします。

介護保険施設や障害者施設を運営するためには、スタッフの人員配置や設備、運営に関する基準を示した指定基準を守ることが義務づけられております。

一般的に、介護の現場では離職者が多いという意見は聞いてはおりますが、市が指導や監督を行っております市内の地域密着型サービス事業者につきましては、スタッフの人員配置ができずに施設の運営に支障を来しているというような声は聞いてはおりません。

また、障害者施設の運営につきましても、基本的には茨城県の指導管轄ということになりますが、市と市内施設との連絡調整においては、介護施設同様、支障を来しているという声は聞いていないということでございます。

以上でございます。

○議長(中崎政長君) 遠藤議員。

○16番(遠藤 実君) 保育、介護両分野ともに人的な部分で特に問題はないというふうなご答弁のように受け取りましたが、本当にそうですかね。これはどちらかということ、全国的にはもうどちらの分野にしてもやはりかなり問題が指摘をされております。実は私も、どことは申しませんが、市内の施設でもやはり業務が立て込んでかなり仕事が忙しいと、かなりその労働基準時間もなかなか実際のところは大変だよというようなところも見聞きはしております。そういった意味では、やっぱり人材不足、もしくは労働環境の改善を図らなければならないような状況というのは、これはもうそういう状態じゃないですかね。いわゆるその有効求人倍率などは、保育士などは全国平均で2.18倍なんですね。茨城の場合は全国平均以上2.36、やっぱりなかなか保育士不足というのは解消されていないというのが現状だというふうに、数字的にも私は思っております。ですから、市執行部として本当に福祉の分野で保育や介護において人手不足はないよと、労働環境も全く問題ないよと、だから人材確保に関して特段の手を打つ必要はないよということであれば、もっと現場を歩いて声を聞く必要があるんじゃないかと思えますね。

私は、施設の声、現場職員の声をお聞きしまして、現実的な対策が必要であるというふうにご答弁をしております。そのために福祉人材をさらに確保し、施設内の保育、介護の質をさらに上げていくために、地域でそういった資格をお持ちになっていて、でも現在働いておられな

い方、そういう方々に再登板をしていただくための後押しをしてはどうかというふうを考えまして、有資格者復職支援プログラム、これを実施していただきたいと提案をさせていただきます。これは、県内において笠間市でそういう研修会というのを開催しております。

こちらはお手元の資料3をごらんいただきたいというふうに思います。このような形で、女性の有資格者復職支援研修会参加者募集というようなことで、対象資格は保育士、幼稚園教諭、管理栄養士、保健師、看護師、ホームヘルパー2級、こういった方々、この資格をお持ちの方で、仕事に復職する際の不安を取り除くための研修会を開催しております。

この裏を見ていただいておわかりのとおり、その内容は、入門コースとして全員がまずオリエンテーション、復職に当たっての心構えとか、今現場で求められていること、こういったことを勉強する。やっぱり一旦現場から離れてブランクがありますから、そういった意味では、そういう気持ちがあっても本当にできるかなと不安になっている部分があるわけですね。ですからそういったところをしっかりとフォローして、現状をきちっとお伝えするというふうなことが内容になっているんです。実践コースとしては、それぞれの資格に合ったそれぞれの研修内容、研修場所も期間もそれぞれの資格に合ったような内容で開催をするというふうなことなんですよね。

こういった研修を受けて既に復職を果たした方もおられるということを知っております。こういった実績もあるこういう研修、那珂市でもぜひ実施していただいて、地域の人材を発掘していただきたいと考えますが、どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

ただいま議員ご提言の件でございますが、市としましては、厚生労働省の取り組みとしまして、福祉人材確保重点プロジェクト事業により全国の主要なハローワークに福祉人材コーナーが整備され、福祉人材の確保に向けた取り組みを推進しております。この取り組みを活用させていただきまして、潜在的に多い有資格者の職種と施設のマッチングを促進していきたいと。

また、介護の分野の人材発掘では、ハローワークを経由して行います介護職員実務者研修、これにおきまして、一定条件のもと、資格を無料で取得できる制度等もございます。また、茨城県でも茨城県地域介護ヘルパー養成研修事業という事業を行っておりますので、こういった国や県との連携をとりながら福祉人材育成事業などの周知に努め、福祉の人材の確保を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

議員資料としてお示しされました笠間市の取り組みについても、承知はしてございました。しかし、当市においては現在のところ、国・県の施策を使った中で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 施策は進んでいないですよ、それじゃ。進んでいない。部長、ハローワークでやっているいわゆるその資格を無料で取れる制度とか、県でやっているヘルパー養成研修とは趣旨が違うでしょう、趣旨が。意味が違う。私が言っているのは、地域で資格を既に持っている方にぜひ戻ってもらってお力をおかりしましょうよと、それを支援してくださいよということを言っているんじゃないですか。ただ、それには復職しづらいブランクがあって、不安がある。そういうことがあるんだったら、少しでもそういう不安を解消してあげようと、最初にそれをよく解消して差し上げて、どんどん福祉の現場に戻ってきてくださいねということを私は提案しているんですよ。だから趣旨が違いますよ。

それと、どれぐらいそういう方が地域にいらっしゃるかなんですが、これは厚生労働省の調べですけれども、保育士登録者数というのは、まず全国的に言うと約119万人いるんです。そのうち、そういう施設に働いている勤務者数は約43万人。潜在保育士とって、資格を持って登録はしているけれども働いていない人、これは約76万人いるんですよ。働いている人は43万人、働いていない人は76万人ですよ。倍近い。茨城県内の場合、保育士登録者数は2万3,318人登録しています。2万3,000人登録しているうち、働いているのは8,675名、働いていない方はその差1万4,643名。割合で言うと、働いていない人のほうが62.8%いらっしゃる。これが数字です。それでもって、働いている方の中で勤務環境がもし現実的によくない、劣悪な場合があったりするのであればですよ、これは、働いていない方は逆に地域にこれだけいらっしゃるんですよ。これはぜひ活用すべきじゃないですか。

なおかつ、こういうデータもあるんです。保育士の再就職に当ってはということが問題になっていますか、課題になっていますかというアンケートがあります。1番目は、子育てや家庭との両立ということで、潜在保育士の方もやっぱり子育てに悩んでいるんですよ。その方も待機児童になったりしているんですよ。おかしくないですか、働きたくても自分が預けられないから働きに行けないんですよ。あとはそういう労働条件、金銭待遇的なところ、あと少し多分高齢の方なんだろうけれども、健康、体力のところ、そういったものに続いて、こういった項目がある。知識や技術の習得、保育環境の変化への対応。やっぱりこういうブランクがあるからこういうその環境の変化の対応が不安だという方もベスト5に入っているぐらいの要件があるんです。

だから、ニーズがあるんです。地域にはそういう資格を持っている方は、これだけ逆にいる。いた上で、自分も子供を預けられない、場合によってはそのニーズに対応できなくて、不安に思っている、これが現状です。ですからぜひ、先ほどおっしゃったハローワーク、もしくは、茨城県とは当然引き続き業務的な連携はとっていただきたい。しかし、市内におられる有資格者の活躍できる場を行政として支援しましょうと、そして、それが市内各施設において人材をさらに確保することによって、やっぱりこれは福祉の質は高まりますよ、絶対、人がきちっと入れば。中にはこういう声もあるんですよ。復職するに当って、フルタイムでは働けないけれども短時間だったらできるという声も多いんです。ですからこれ今、最近の

概念であるんですね、短時間労働みたいなことが保育士の中ではあって、そういう制度があるんです。そうなるともっともっと多くの人に復職してもらって、フルタイムじゃなくても少しずつの時間でもシェアしてもらって、やってもらうということがすごく保育の質も高めるんですよ。そう思いませんか。ですからぜひこれはやってほしいと思っています。ぜひ進めていただきたいと再度お伺いします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） 再度のご答弁ということでございますが、確かに市の保育については、かなり充足した状況の中で子供の保育はなされているというのは確認してございます。こちらにつきましては、当然市の公立保育所、市立保育所の定員、国の定員に対する実際の配置人数、これ等を把握しておりますので、保育所についてはどこまでが十分かということになりますと、これはちょっと見解の相違も出てくるかとは思いますが、国の基準を超えた配置がなされているという部分では、保育所については充足されている。あと、確かにこの介護、障がいの施設ですね、こちらについては、先ほども申し上げましたように、そういう声は聞こえてはきていないというのも実際現実ではございますが、今すぐこの人材確保プロジェクトですか、こちらを進めるかということについては、ちょっと現時点では何とも言えませんが、当然、有効な手段の一つだというふうには考えておりますので、当然研究はしていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） なかなか前向きにならなくて残念でございますね。実は、この地域で資格を持っている方を活用しようという考えは県でもありまして、実は今年度からですね、聞いた話、この分野での予算を拡充するということです。介護に関してなんかは拡充をする。保育に関しては新規でやるんですって、今年度は。復職する方への準備金として、再就職準備貸付金制度ができたようですよ。社会的にもこういうふうな施策、要請が高まってきております。ぜひ検討を前向きにしていっていただきたいと思えますね。

では、先ほど中途半端になりました保育所待機児童の問題に戻ります。

申し上げましたとおり、現状では定義で言うと27名、本当はもう少しそれ以上いるんだと思いますが、そういう方々が入所を待っておられます。これは厳然たる事実ですよ。これに対して、どういった責任を持って対応するか。検証したとおり、現在の保育所、保育園ではいっぱいだと。だから仕方がない、ずっとあきが出るまで待っててくださいと言うんですか。これでは余りにも無策、無責任と言わざるを得ません。

そこで私は、今でも那珂市にある制度、家庭的保育事業、いわゆる保育ママ制度をいま一度活用して待機解消に動いてはとご提案申し上げます。これはそもそも16年前に私が一般質問をし、制度化したものですけれども、なかなか軌道に乗らず、登録している保育ママがいなくなってしまうと、形骸化しているものです。しかし、当時から私は、制度のニーズはあ

るはず、だから行政のPR不足だという、重ねてお話をしてきました。そこらがうまくいかなかった原因だと今でも思っておりますけれども、この間全国的にも保育ママに関する理解は進みまして、制度化が進化しまして、各種主要計画にもたびたび取り上げられるまでになってまいりました。これも厚労省の数字ですけれども、例えば、平成20年度においては利用した児童数は420名で、家庭的保育者数は107名だったというところだけでも、それから5年のうちに利用児童数は4,672名、420が4,672名ですよ。10倍以上。家庭的保育者数、面倒を見ている人が107名から1,249名、これも10倍以上。どんどん伸びている。ニーズはあるんです。

それで、いま一度那珂市でもこの保育ママ制度を掘り起こして保育ママを募集して、待機児童解消を図っていただきたいんです。改めてお話ししますと、保育ママ制度とは、地域で保育士の資格を持っている方、もしくはそれに準ずる方ですね、この方に応募していただいて、ご自身の家庭で保育ママ1人当たり3人までお子さんを預かることのできる制度です。保育所とも連携をして、市としてその保育の質を担保していきます。責任を持った保育制度として、集団の保育所を補完する役割も担います。家庭的な雰囲気での保育を希望する方はこちらにという選択肢も保護者に与えられます。また、とにかくすぐに預けたい事情の方は、保育所のあきを待っている間とりあえずこちらに預かっておいてもらってという待機のあり方も大いにありだと思います。

いずれにしても、有資格者でこの事業をやりたいという方のための研修を行うと宣伝をして、研修を受けていただいて今の保育のあり方を勉強していただく、そして、待機児童を受け入れて保育していただくということは大いに働く女性を支援することになると思いますけれども、ぜひ実施していただきたい。どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

ただいまの議員提案の保育ママ事業でございますが、この事業、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度への移行によりまして、家庭的保育事業という形で現在位置づけをされております。

まず、家庭的保育事業の実施に当っては、家庭的保育者の研修の受講、それだけでなく、連携保育所の確保が必要となってまいります。連携保育所は家庭的保育者へ必要な指導、助言を行うとともに、保育所で集団保育を体験させたり、家庭的保育者が病気などの都合で保育をできないときには保育所において代替措置を行うというようなことも行わなければならないということになってございます。このため、連携保育所においても、家庭的保育事業者が預けているお子さんの分の定員の確保というものも、全ての人数ではありませんが、最低限の確保はしていかなければなりません。必要となります。また、自所、自分のところでの調理による給食の提供ということなど課題というべきかどうかはわかりませんが、課題という形で残る部分もあるかというふうには思っております。

以前市で行っていたときの利用者は、保育園等への入所までのつなぎ利用で短期利用者が大半でございまして、家庭的保育事業者にとっても利用者が安定的に確保できず、経営的に厳しい状況であったということも聞いてございます。

しかし今年度においては、ただいま議員おっしゃったように待機児童が発生しているということから、家庭的保育事業につきましても待機児童を解消するための施策の一つとして、さまざまな状況を総合的に判断した上で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 過去にもやっておりますから、そういった実例を検証していただいて、ぜひ前向きにやってほしいんですね。今、部長がおっしゃった一つ一つの課題というのは、それは課題としてあると思いますが、それをクリアしてやっていけばいいということですから。全国的にもこれはふえているということは、それでも各市町村でそれをクリアしてふやしているんですよ。そういった意味で、ただ今現存として27名待機児童がいらっしゃる、本当はもっとそれ以上だと思うけれども、さっきの話は、いらっしゃるわけですから、これを解消するために何とかしなければいけないということだと思います。

責任を持った行政として、私は今回こういう提案をさせていただきました。ただこれができないというのであれば、保育所をじゃもう1個1個つくってくださいということになってしまいますよ。だからそうじゃなくて、私はそれができれば一番いいと思いますけれども、それが現実的に難しいかなと私も思いますから、じゃただ一方で、地域でそういう資格を持っている人がたくさんいて、そういうふうなクリアすればできる問題があるんだならば、現実的なやり方を私は今回提案をさせていただいているつもりです。そういった意味で、ぜひこの福祉人材確保策ということにつきましては、市長からご答弁を頂戴したいと思います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 家庭的保育ママでしたっけ、これは私も議員のとき提唱していました。それから、私の代になってからも1回多分募集したことがあると思うんですね。いわゆる地域に根差したおばちゃん保育とかね、これは3人まで多分預かることができると思うんですね。そういう募集をかけたけれども実は誰も手を挙げてくれなかったというのが状況でありますんで、それは宣伝が悪いのかもしれませんが。だからそういったことも含めて、今、部長が答弁しましたけれども、そういった待機をなるべく減らしていくような方向で一生涯懸命努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） そうでしたか、市長も議員時代に。市長、やりましょうよ。やってくださいよ。ぜひやりましょうよ。じゃ、話が早いよ。もう一度お伺いします。やりましょう。

○議長（中崎政長君） 市長。



○市長（海野 徹君） 募集、やらないというわけじゃなくて、やろうと思って実は提案したけれども応募者がいないということなんです。だから、そのどういうものかというのがちょっとよくご理解いただけないという部分があるのかもわからない。だからそういった部分もよく担当課のほうから説明をして、できれば私はやりたいと思っているんですよ。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 本当やりましょう。これは待っている方が多いです。やり方がよくないんです、多分。やり方がよくなかったんだ。ニーズはあるんだ。そういったところで、ぜひいいやり方を研究してやってください。お願いします。

次の項目に移ります。学校給食の異物混入について取り上げます。

那珂市では、この1年間に学校給食に異物が混入する事象が4回発生しております。これは非常にゆゆしき事態であります。市執行部においてはこの重大性をしっかり認識していただいて、対処していただきたい。

まず1回目は、昨年6月11日、給食センターにおいて、職員の分を配膳している最中にタンメンスープの中に二、三ミリの黄色いプラスチックの破片が入っていることがわかりました。これがお手元の資料4でございますね。こちらは順次、これは資料4がそれぞれの4回のものでございます。ご参照ください。この見つかったスープが既に各中学校に向けて配送されてしまったために事が大きくなりました。4つの中学校に急遽連絡して、子供の口に入ることは防ぎましたが、一步間違えば大きな事故になっていたところでした。しかも、このことを最高責任者である市長が丸2日間も知らなかったということまで起きました。

この混入の原因は何か、そして、この再発防止策はどのようなことをされたのか伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

ただいまの異物混入の原因でございますが、中学校分の調理をしている最中に、調理員の不注意によりまして野菜の釜分け用の札を野菜と一緒に切裁機に通しまして、それに気がつかずに調理をしてしまったというものでございます。給食センターでの検食段階でプラスチック片の混入に気づきましたので、4つの中学校への配送を中止させたというものでございます。

この再発防止策といたしまして、裁断機投入口に入らない大きさの札に変更いたしました。また釜分けの際には、食材の上には札を直接置かずに、食材が入ったかごの上に置くようにいたしました。また、異物混入の対応マニュアルを策定いたしまして、調理過程での点検や指差し確認などの徹底を、作業改善をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これは、給食センターの中で札が間違っって機械を通して破碎して、

それがスープの中へ入っちゃった。まことにお粗末ですね。

次に、2回目、これは昨年9月2日、額田小学校の3年生のクラスで、児童が配膳中にすまし汁に2.5センチくらいのプラスチックの破片が入っていたのを見つけたということ。これですね。これは非常にまずい。というのは、給食センターや学校で検食とって、給食の内容を確かめるようにこのマニュアルではなっていたんですね、この危機管理マニュアルとありますけれども、なっていたんですが、それを通り抜けて児童の口に入る寸前で見つかったんです。

これはむしろ本当に見つかったのがラッキーというぐらいのレベルでして、本当に寸前で事故を防止できた事象ですけれども、この原因は何か。またこの再発防止策を伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えを申し上げます。

額田小学校のただいまのすまし汁にプラスチック片が混入していた件につきましては、プラスチック片の成分につきましてはポリプロピレン合成樹脂というものであることにつきましては判明がいたしましたけれども、その混入経路につきましては特定ができてございません。

また、この再発防止策といたしまして、調理における各作業におきまして、衛生管理と異物混入についての危機意識の徹底をいたしました。また、冷凍食品などの袋あけ作業時や釜や蒸し器等へ食材を投入する際に異物混入がないか確認するためのチェック表を作成してございます。また、目視による確認を徹底し、作業に当たったところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 原因はまだわかっていないみたいですよ。

3回目、今年の3月10日、瓜連小学校の1年生、小学校1年生です、今度は。あんなちっちゃい子たちの。1年生のクラスで、丸い球状の金属、1ミリ程度のようなのですが、これを、これは食べている間に児童がみずから見つけて先生に報告したものです。キツネうどん汁の中から出てきたとのことで、本人がとって、残りは食べた。これはもう状態として、子供は食べてしまっている。検食もすり抜けて、配膳中のチェックもすり抜けて、自分のところに来て食べてしまっている。その途中で見つかった。どんどん事態は悪い状況の中で見つかった。

この原因は何か。この再発防止策は何ですか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

ただいまの瓜連小学校の金属球の件につきましては、こちらに関しましても混入経路の特定ができていないところでございます。

この再発防止策といたしましては、先ほどの件と同じように、調理における各作業におい

て、衛生管理と異物混入についての周知徹底をしております。また、給食センターにおきまして毎朝朝礼を実施して、調理に当たっての注意喚起をしたというところがございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これもまだ原因がわかっていない。

そうして今月。この1年で実に4回目です。4回目の異物混入が起きました。6月2日ですね。

この内容、原因、再発防止策、伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

今月2日のことでございます。第四中学校から、9年生の教室におきましてヨーグルト和えの容器のふたをあけたところ、表面に金属片のようなものが浮いていたという連絡がございました。その異物につきましては、長さが約12ミリ、幅が1から2ミリ、厚さとしまして0.1ミリ程度の金属でございます。発生源につきましては、発生されたときの状況といたしまして、金属が沈まずに表面に浮いていたというような状態で発見されたということでございます。ふたをあけ閉めする際に入ったものではないかというふうに想像をしているところでございますけれども、給食センターにおいて、食材をまぜる金属製の容器の先端が摩耗している、そして、傘状になっているということがわかりました。この異物の金属片と用具の先端が同じ金属であるかどうかを専門の機関に依頼をいたしました。この結果、材質はステンレス鋼でほぼ同一のものに近いというような結果でございました。

今回の件の再発防止策といたしましては、まず食材をまぜるへらのような用具でございますけれども、こちらを新しいものに交換をいたしました。また、調理器具については、手洗い中などに目視と手で触れて異常がないかを確認します。それと、乾燥庫に入れる前に再度確認をすることといたしました。

さらに、搬送用のトラックに積み込む直前に容器の中身をセンターの職員が無作為にチェックをするということで、未然防止につながるよう改善をしたところがございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 原因はおそらくは食材をまぜる金属製の用具がこすれて剥がれたんじゃないかと、そういう感じですね。これ、日常の用具のメンテナンスはどうやっていたんですかね。これ、危機管理マニュアル、さっき言った1回目の異物混入のときにつくったというマニュアル、そこにちゃんとこの調理場における調理器具、用具の点検をすると書いてある。学校給食日常点検表により点検を行って、未然防止に努めるって書いてある。この点検表はどうなっていたんだということなんですよ。書いてあるのにやっていない。おかしいと思いませんか。まさにさっき1回目、答弁をした再発防止策でマニュアルは策定したって

言ったけれども、それがまさに絵に描いた餅になったじゃないですか。

いずれにしても、1年に4回、あり得ない。どういうことなんだ。職員の危機意識の欠如、管理体制の緩み、こういうことじゃないですか。1年前の質問でもう決して同じ間違いは繰り返さないでくれと私は言うておりますけれども、そういった意味では、現場に抜き打ち的にやっぱり人の目チェックが必要じゃないかと。市の幹部、もしくは給食センター運営委員会の方でもいい、第三者でチェックする必要があるんじゃないかというふうな提案をしていましたが、その後やったんですか。お伺いします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

調理場内への第三者的な、我々も含めまして、内においてそういったチェックについては、行ってございません。こちらにつきましては、やはりセンターマニュアルにもございますけれども、センターの調理場内には関係者以外は入場させないというようなことがございます。その理由といたしましては、もし入る際には事前に検便等のチェック検査をやったり、あるいはそのほかの例えば伝染病的なもの、あるいは発症はしていなくてもキャリアという形で発症している可能性もありますので、そういった観点から、やはり第三者的な者は直接調理場内のほうには入らないほうがいだろうということで、その場内に入ってチェックするというような体制はとってこなかったところでございます。

ただ、その再発防止ということに関しましては、先ほどの朝礼もそうですけれども、今までやっていなかったようなそれぞれのその危機管理対策ということで、張り紙をしたり、それぞれのお互いがチェック体制をとったりとか、そういったことで改めて再発防止と危機管理を持って取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） そうなんだとは思うんですよ。そうなんだとは思うんです。しかし、行政、結果責任でございますから、1年に4回こういうことが起きているというのは、これは事実でございます。先ほどのマニュアルに関しても、そういう答弁もわかりますが、じゃ何のためのマニュアルなんだと。そもそも本筋を見失っていませんかって。そういう異物混入とかさせないためのマニュアルなんでしょう。それを第三者が入ったらば衛生的におかしいからどうのこうの、それがおかしいんじゃないかと。しっかりとやっていただきたい。だから、これは人の目もきちんと入れていただきたい。場合によっては監視体制も、私としては不本意だ、不本意だけれども、監視カメラなどの監視体制もやっぱり強化せざるを得ないんじゃないかと思えます。そういった意味で、ちょっともう一度伺いますけれども。監視カメラ。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） ただいま議員のほうから監視カメラの設置についてのご提案がご

ございました。緊張感を持って業務を行うと、また、万が一何らかのトラブルが発生したときに、そのトラブルに至った状況、原因を検証することで、再発防止対策につなげられるというふうには考えてございます。また一方で、調理をしている方の必要以上の緊張感、あるいはストレスにつながることも十分に考えられますので、こちらについてはよく検討していく必要があるというふうに考えてございます。こういったことから、まずはチェック体制、チェック機能の強化を十分に図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） この労働災害においては、いわゆるハインリッヒの法則というのがあるんですよ。1つの重大事故の陰には29の軽微な事故がある。その背後には300のヒヤリハットがあるというんですよ。そういうヒヤリハットが積み重なることにより簡単な事故が起き、簡単な事故が積み重なることによって重大な事故が起きるんですよ。そういう法則が1対30対300という法則がございまして。しっかりと行動、作業手順自体間違わなければそういうことはないんです。本来あるべきところのものがちゃんとあれば、そういうことはないんです。そういうさっきの野菜札のプラスチックの札が本来あっちゃいけないところにあつたから、裁断機にかかっちゃったんだ。そういったものをきちっとチェックする意味では、やっぱり監視カメラも必要なのかなというふうな感じがいたしますけれども、とにかく危機意識、そういった意味で非常に高めてやっていただきたいと思います。2度あることは3度とも言うから今度あったら大変だよって、実は去年言っているんですよ。もう3度じゃない、4度になっちゃった。

市長、どう思いますか。対応をこれから伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど1から4例まで挙げていただきましたけれども、特に1と最後の4ね、これは本当にお粗末のきわみとしか言えないと思います。調理人であれば、道具を使うときにチェックするんですよ。指差し確認をして、で、先端が丸いからオーケーとかね、これは国鉄でもどこでも、国鉄じゃなくて今JRというのかな、指差し確認でいろんな安全確認をしています。それを怠ったというのは、怠っていたんでしょう、多分ね、そういう事例が起きてしまったんだからね。だから、そこはこれから厳しく指導していきたいと思います。

そして、児童・生徒や保護者の皆様、そして学校の先生方には、大変なご迷惑をおかけしたことを改めておわびを申し上げたいと思います。学校給食は、毎食4,600人の児童・生徒や先生が食べておりますので、当然ながら安心、そして安全な給食を提供する義務がございまして。学校給食制度というのは多分日本独自のシステムじゃないかと思うんです。外国ではスナックを買ったりして栄養の偏りができたり何かしている。そういった中で、やっぱり日本でその学校給食ということで、栄養のバランスとかそういうのがとれてカロリーの調整と

かそういうのができて、健全な児童が育っているという一つの証左でもあると思います。

ただいま議員からいろいろご意見をいただきましたが、再発防止のために、これから何が欠けているのか、そして何が必要なのかをよく検証していきたいというふうに思っております。また、総合教育会議において教育委員の皆さんとよく協議をしながら、この安全対策、安全な給食体制の確立に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 先ほどのハインリッヒの法則は、実はここまで言っている。労働者の適正な採用、研修、監督、そして、ひいては経営者の責任まで。通常、こういう事故を起こした責任者の責任の所在はどうなんだ。だから民間ではこのような異物混入が起きたときは、会社として重大な責任問題になるんですね。行政はどうか。

今回の件ね、中学生の子たちにもちょっと私いろいろと仲のいい子がいるもんだから、聞きました。どうと、きょうお話をするから何か市長に言いたいことあるって。「遠藤さん、私たちは——中学2年生です、女の子、毎日ちゃんと確かめてから食べているから大丈夫ですよ」って。ああ、そうかと。確かめて食べているのか。じゃそれは、それを聞いてちょっと安心したけれども、でも何か情けないなと。本来は安心して、友だちとわいわいがやがや楽しんで食べるべき給食を毎日確認して食べているから大丈夫だよって。これは罪が重いなと思います。しっかり安全・安心な給食を提供し続けるようお願いしたいをしたいと思います。

3つ目の項目に移ります。旧サーボ跡地の利活用について取り上げます。

これについては、去年も伺っております。今回は、去年辞退した事業者がまた公募で出てこられたということでございますが、現在の進捗状況としては、その選定委員会でこの事業所に決定をし、市としても最終的には決定をしたと。今、これからは県のいわゆる特養としての立地の基準に合うかどうかのチェックを県とか保健所にするというふうな経緯になっているようです。資料としては、資料5にそういった今までの経緯というのが書いてございます。今回も応募してこられたのがこの社会福祉法人誠慈会さんで、内容としては、特別養護老人ホーム、70床の規模なんですよ、かなり大きい。市内の特養で50床しかないところも2つございますし、今後の特養の需要の見込みというのはどれぐらいなのかかなと思いますけれども、部長にお伺いします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

今回特養70床ということで、入所需要の見込みでございますが、平成27年度から平成29年度までの第6期那珂市介護保険事業計画におきまして、29年度の延べ利用人数を3,540人ということで見込んでおります。計画策定年度の平成26年度2,772人と比べまして、768人の増ということでございます。そこで、これは月当りの人数ですので、768人を12で割りま

して64人ということになり、不足する64人分のベッドを補うために70床を新たに整備するという計画でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 70床を新たに整備する計画ということです。この1年間ですね、私は前回、この市内でも特養を行っている事業者さんはいらっしゃる、そういった要望もいろいろと出ているというようなことも聞いておりました。

この1年間、そういう特養の今やっている方々との話し合いというのをどれぐらいしていたのかなというふうに思うんですが、これは特養に関することでございますから、福祉部長のほうでどれぐらい話し合いを持たれましたか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

特養4事業者からは、那珂市の高齢者介護を考える会を発足したということで面会の申し入れがございまして、2月25日にお会いしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） しっかりとこれからもやっていただきたいと思います。

一般質問を終了いたします。

○議長（中崎政長君） 以上で通告4番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時といたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

#### ◇ 助 川 則 夫 君

○議長（中崎政長君） 通告5番、助川則夫議員。

質問事項 1. 日本型直接支払い制度について。2. 公共下水道事業進捗について。3. 県道城里那珂線にかかる那珂西大橋周辺の河川敷整備について。4. 洪水浸水想定区域見直しについて。

助川則夫議員、登壇願います。

助川議員。

〔14番 助川則夫君 登壇〕

○14番（助川則夫君） 14番、助川則夫でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、日本型直接支払い制度についてお伺いをしてまいります。

今日、依然として農産物の価格低迷、地球規模で異常気象、温暖化により自然環境の悪化等が相まって、農業の後継者不足、それに伴って農業従事者の高齢化等により農地の適正保全が低下してしまっている状況であります。それに伴い遊休農地、そしてまた耕作放棄地等が拡大する要因になっておるわけであります。

国は、このような事態に歯どめをかけるべく、農地・水保全事業として、国配分額2分の1、県4分の1、市町村自治体4分の1の割合で交付金を充て、農地の保全に取り組まれておるわけであります。

平成28年度ですね、農村整備の多面的機能支払交付金の資料を見ますと、農地・水からの移行組織であるこの図表の①から③まで、いわゆる、今から10年ほど前から始められた事業であります。既に3組織、門部鹿島坏環境保全会、そして田崎の水とみどりを守る会、3つ目が瓜連環境保全クラブということで、それぞれエリアを86ヘクタール、30ヘクタール、28ヘクタールというようなエリアをくりまして、全て当時から配分額を受け、事業を進捗させている現況のようではありますが、これはほぼ同時期だったと考えておりますけれども、それぞれ開始から数えて何年ぐらい、そしてまた、それぞれの地域への交付金はどのくらい配分額がされておられるのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

ただいま議員からご照会のありました農地・水保全管理支払交付金の当初からやっている3団体、門部鹿島坏、それから田崎、瓜連環境でございますけれども、平成19年度に開始しております。10年目を迎える継続してやっている団体でございます。

5年を活動期間としております。それで、各組織とも2期目に入ったというような状況でございます。

それと、交付金の額でございますけれども、門部鹿島坏環境保全会は86ヘクタールで総額3,256万8,000円でございます。田崎の水とみどりを守る会は30ヘクタール、1,967万1,000円、それから、瓜連環境保全クラブが28ヘクタールで1,280万6,000円というのが10年間の金額でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） それぞれ農地の維持・保全に対しまして、多額の交付金ということでも助成をいただきながら農地の保全に当っておられるわけではありますが、それぞれの



組織の今日までの効果はどのようにあらわれているのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答え申し上げます。

効果としては、各組織ともそれぞれ地元の方と非農家の方が構成員になっているということがございます。そういうことがございますので、それぞれ3世代交流とか、地元の方とふだん触れ合う機会のない人たちがそういう活動を通して一緒に行っていると。そういうことで顔のつながりというようなことができていくというふうに感じております。また、農地の保全、土地改良施設、農道とかの管理ということですので、農地集約ということで、農家への支援ということにあわせてなっているというふうに考えて、それが一つの効果だというふうに感じております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 農地・水保全事業として立ち上げられた組織は既に今年度で10年目に入っておるわけでありましてけれども、隣接地へのこの多面的の機能支払交付金の箇所図を見ますと、大変それぞれ3組織とも、もう少しそのエリアとくくる場合に拡大できればスケールメリットがさらに出たのではないかとというふうには考えられるわけではありますけれども、そういったものを克服できないでエリアをくくられたのはどういったものが主な要因だったのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

3地区それぞれ地域の状況が違ってまいります。門部鹿島環境保全会、これにつきましては、県営の畑地帯総合整備事業による基盤整備が実施されて、その基盤整備をやったところの維持管理の組織が基本的にあったと。そこの地域の方のエリアの農地が対象になったということでございます。

次に、田崎の水とみどりを守る会につきましては、集落営農組織がありまして、農業経営に活発であったと、そういったところでの田崎の集落の中でのというところのくくりでございます。

それから、瓜連環境保全クラブにつきましては、この設立以前に地域に環境美化組織があったと。そういったところで環境保全に関心が高かったと、そこが対象エリアとしてくくられたと。それぞれの農地が対象になったということです。

各組織の隣接地に広まらなかったことにつきましては、農地・水・環境保全事業につきましては非農家、農家以外のサラリーマン等も参加しなくてはならなかったというような制度上の制約があって、積極的にはその地域から広がらなかったと、対象農地がふえなかったというふうに感じております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 昨年度、平成27年度からは日本型直接支払い制度として、まさに今回の質問の事業でありますけれども、取り組みやすい制度ということで、法整備を行った上でその事業が打ち出されたわけでありまして。昨年度、この表を見ますと、8組織が立ち上がり、事業に取り組みました。そのうち、最大面積を取り込まれた有ヶ池地区の環境保全組合は186ヘクタール、また一方、白旗地域資源保全会、そして井尻活動組織はそれぞれ3ヘクタールということで、エリアの面積がかなりの差になっております。

この地図上で見ますと、隣接地を取り込めればよかったなというふうに思うわけでありましてけれども、隣接を取り込めなかった主な要因、今年は特にこの事業は取り組みやすい事業なわけであったんですけれども、なかなか農地・水保全と同じように取り組めないで、取り残されたエリアができてしまっております。その要因についてお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今お示しいただきました3地区、最大面積の有ヶ池地区でございますけれども、この環境保全組合につきましては、対象農地が有ヶ池江下土地改良区の受益地となっております。ですので、隣接農地であっても改良区に属していないというようなことで、隣接農地を取り組めなかったというようなことでございます。

2つ目の、白旗地域資源保全会、これは鴻巣でございますけれども、ほ場整備をやったというようなところで、水田の水利系統がパイプラインでこの3ヘクタールを賄っています。そういった管理組合ということで、ほかの農地にまでは広がりがなかったというようなことのようにです。

それから、井尻活動組織、3つ目にございましたけれども、これは戸崎地区で谷津田状の水田でございます。耕作管理状況が悪いと。ですので、周り、斜面があつて畑は少し離れているというようなことがございますし、水田耕作者としての危機感が強かったというようなことで、組織の立ち上がりになったというふうに聞いております。

どの活動組織も将来の農地保全に危機感を感じているというのは同様でございます。早く事業を立ち上げというところでは、既存組織を活用して事業に取り組むというようなところでスタートしたというふうな状況です。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 今ご紹介ありましたように、186ヘクタールをエリアに事業が遂行されました有ヶ池地区環境保全組合は、年間550万円余りの交付金が注がれておられます。事業運営に関しましては、どのような事業で収支報告書はどのように、前年度、27年度から始まった事業でありますので、その事業内容の報告があつたと思います。どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

平成27年度から実施の組織につきましては、水路の草刈りや泥上げ、それから農地、水路等の土地改良、農業施設等の資源の基礎的な保全管理活動を行っております。

かつ、各組織とも主な支出は、草刈りにおける日当や事務費などとなっております。これらにつきましては、金銭出納簿、それから活動状況写真、さらに実績報告書を4月上旬に提出していただいております。お話のありました有ケ池の環境保全組合についても同様でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） これは、片や3ヘクタールの白旗地区とか井尻地区、これも事業内容はほぼ同じような内容で運営されているということなんですか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 今、スケールメリットが大いに出るんじゃないかというふうに感じます有ケ池の地区環境保全の組合ですね。これは先ほども申し上げましたように、550万円余りを年間交付されるということでもありますけれども、前年度、27年度の収支報告は上がっておられると思いますが、ほぼ使い切れておられるんですか、それとも繰り越しがどのぐらい出てしまったのかというようなことも把握されていると思います。その辺のところをお伺いします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今の有ケ池地区でございますけれども、27年度予算につきましては21%ほど残金がございます、28年度に繰り越しております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 大きな面積を擁しておりますので、当初、初年度はいろいろと手探りの部分があるんじゃないかというふうに感じます。5年間の事業ということで、繰越金も認められるという事業であるようでありまして、今後有効なご利用をいただけるように事業運営にご指導をいただければと、よろしく願いいたしたいと思っております。

また、今年度、28年度は9地区が新たに活動組織が立ち上がったようでありましてけれども、9地区のその実活動ですね、それぞれの事業計画等が提出されておられると思っておりますけれども

も、何月ごろから実際の事業等が始められ、そしてまた交付金の支払いの月ですね、これは今年度いつが最初の初回の交付金の支払いの月になるのか、あわせて伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

活動組織それぞれ活動計画書を4月1日に提出していただいております。

また、交付金につきましては、国費、県費、県の負担もあり、手続等がございます。そういった関係から、支払いにつきましては6月中くらいになっております。支払いは6月なんでもございますけれども、活動計画については、支払い以前の4月から俗に「いはらい」とか言っている水路の泥上げとか、あと田植え期以降の草の繁茂期の6月などに予定されておまして、この分については実施対象ということでお支払いしているところです。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） そうしますと、支払いに関しましては、除草作業とか泥払いとか、そういったものは既に水田だと田植えは終わっています。そしてまた畑地におきましても、それぞれ播種時期も過ぎておる時期に作物によってはなっておるわけでありまして、そういったものを4月から行っていただいても、交付金の支払いがなった後にそういう支出面の件はそれぞれ各その地区ともそれが交付されてからお支払いがされるということでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 備品とかそういったものの購入等の金額に充てられるというような項目の支出がなければ、人件費等のお支払いになると思いますんで、障害が比較的少ないで済むのかなという感じはしますけれども、初年度の場合は手探りで行う作業等も結構あると思います。そしてまた所管の部にお願ひしたいのは、今までそれぞれの個々のボランティアによって、皆さん方が地域のため、あるいは個人の地権者のためになる部分もあるかもしれませんが、ボランティアでやっていた部分等も事業に組み込んでいただけるような、そういうご指導もいただければという地域の皆さん方の声もありますんで、計画書の提出等においていただいたときには、その責任者の方々には、そういった今までのお骨折りいただいております部分に関しましてはそれはそれで別だよというようなことでなく、今後ですね、今までの分まで人件費をお支払いするということはできませんので、今後の支払い等に関しましては事業に組み込まれるというようなことのご指導等もいただければ、この事業もさらに理解が深められ、また率先してご参加をいただけるというようなことも考えられますので、その辺のところの指導はよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

この事業の日本型支払い制度は、前年度、今年度、28年度までに市内全体では20組織が活動を展開し、水田・畑地の保全に寄与され、さらには地域のきずな、コミュニティがしっかりと保たれることが地域活性を生み出す大きな源となるよう、所管課におかれましては今申し上げましたようなこともご指導の一つに入れていただき、さらなる努力をお願いしたいと思っております。

また、忘れてならないのは、今般、農業協同組合法改正により農業委員の選出方法が公選制が廃止になり、地域の推薦をいただき市長が選任することになったことは、周知のとおりでございます。そしてまた今般、農地中間管理事業を推進するために、新たに農地集積推進委員の選任制度も設けられました。役割を担っていただくことになっているわけでありますが、具体的に農地集積推進委員さんの皆様の職務の内容はどのような役割を果たされるのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田甲一君） お答えいたします。

農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進を図るために、本年度施行の改正農業委員会法で新たに設けられた役職でございます。農業委員と同じく市の非常勤の特別職公務員でありまして、各地区のまちづくり委員会から各2名ずつ選出されております。

職務の内容といたしましては、農業委員と連携し、主に現場活動で遊休農地の発生防止や解消に向けた農地中間管理機構への橋渡しや、農地の貸し手、借り手の意向確認を踏まえた借り手に対する農地のあっせん、また、人・農地プランなどの集落における農業者との話し合い、懇談会等を踏まえまして、農地の出し手と受け手とのマッチングに努めてまいります。まだ始まったばかりの新しい制度でございますので実績はございませんが、今後、現場での実践活動等に調整して進んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 新たに設けられた農地利用、正式名称は最適化推進委員というような推進委員の方々の役割が果たされることにより、農業委員会としてどのような効果を期待されておられるのか、それもお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田甲一君） お答えいたします。

推進委員の方々が農業委員と密接に連携をとりまして現場活動をすることにより、今後、農地利用の集積・集約化、遊休農地の解消等が現場におきまして円滑に進んでいくことを望んでおります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 農地の保全、あるいはまた農地の賃貸借等がスムーズにいけば、遊

休農地、あるいは耕作放棄地等の歯どめがかけられるということもありますので、そのパイプ役になるようなことも、そういった方々に地元としてはお願いをされる場合もあると思います。そういったところで、大いに新たな役割を果たされる方々がそういう部分でしっかりとそういう役割まで果たしていただければ、さらに農地の保全につながるのではないかとというふうに思いますので、ご期待を申し上げるところでございます。

中山間自治体などは、自治体全体農振農用地のエリアを取り込んでの事業にしているところもあるようでございます。本市の日本型直接支払い制度、20組織が活動実施面積は今年度現在716ヘクタールであり、本市の農振農用地面積は2,223ヘクタールでありますので、事業実面積は32%余りということでございます。遊休農地、耕作放棄地の拡大をなくすためにはさらなるエリア拡大が必要であると考えます。この事業は、推進のため、国・県との意思疎通を図り、確固たる事業にされなければならないと考えております。そういったことが有害鳥獣等に脅かされない地域にもつながることも考えられます。この事業に関しましての市長の所見をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 農地の保全は市内どこの地域においても深刻な課題であると認識しております。ただいま議員のご指摘のとおり、本事業を通して、水田、畑地の保全に寄与し、地域のきずな、コミュニティがしっかりと保たれ、地域活性化になるものと感じております。農地は食料の生産基地であり、また有事の際には、日本人の胃袋を満たす大変重要な役割を担っております。このようなことから、この日本型直接支払い制度は大変有効な事業でありますので、国や県に対しまして、茨城県ふるさと多面的機能推進協議会を通して国、それから県に働きかけ、しっかりと予算確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） しっかりとこの事業がさらに拡大することをお願い申し上げ、この項の質問を終わります。

続きまして、公共下水道事業の進捗についてお伺いをいたします。

平成26年度より議会改革の一環として、所管執行部が設置する市長の諮問機関等への議員は構成員になることを自粛しようとして決定し、公共下水道事業審議会への構成員には現在なっておりません。私ども議会議員が構成員になっておりまして審議をさせていただいたのは、平成25年7月3日に行われました第15回の公共下水道審議会で審議させていただいたのが最後でありました。

現在の審議会の構成員は、8地区のそれぞれのまちづくり委員会の代表者、商工会、農業委員会の代表者、JAさん、あるいは有識者、関係市役所代表者等で20名の委員で構成されておられるようであります。

公共下水道事業審議会の平成26年度、そして27年度は何回それぞれ開催され、どのよう

な議案を上程し、審議されたのかをお伺いたします。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答えいたします。

平成26年度の下水道審議会は2回開催しております。第1回目でございますけれども、6月30日に開催して、任期満了による委員の改選、第1次整備優先地区の選定の経緯、平成25年度の事業報告、平成26年度の事業予定の説明をしております。また、26年4月1日に市長より諮問されました新規整備地区の受益者負担金の設定についての審議をいただいております。第2回目は7月16日に開催して、諮問に対する審議がなされているところでございます。答申書は7月22日に市長へ提出されたところでございます。

続きまして、27年度でございます。7月15日に1回開催しておるところでございます。平成26年度の事業報告、平成27年度の事業予定を説明し、審議させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） その際、審議会の中で特筆すべきような意見等があったのかどうかお伺いたします。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答えいたします。

平成26年の第1回目でございます。このときは、第2次整備優先地区の選定期間や今後の整備地区の受益者負担金額の設定について、また財政状況を、情報公開することによって使用料、負担金について市民の理解を得るべきとのご意見がございました。

第2回目でございます。整備計画の見直しについては、市全体として総括的に整備計画を策定するようにとの意見等もございました。

平成27年度の審議会でございます。整備計画の見直しや第2次整備優先地区の選定に当たっては、公共施設の有無、人口だけによる選定ではなく、地区の状況、流域幹線の整備状況をも選定の要素に取り入れるべきであるという意見が出されております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 平成19年度公共下水道事業審議会において、2期整備地区を選定し、エリアも決定、平成26年度より整備を進められて、平成30年度に完了、そしてまた31年供用開始を目指していたわけでありますが、進捗状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答えいたします。

現在の整備状況でございます。平成19年度に選定した第1次整備優先地区のうち、第I期

地区の額田地区、門部地区、後台地区、また第Ⅱ期地区の戸多地区、旧瓜連町の市街化区域でまだ未整備である中里地区の整備を進めているところでございます。平成27年度末の整備面積でございますが、1,283ヘクタールとなって、整備率は、全体計画面積が3,257.8ヘクタールに対しまして約39%、認可面積1,710ヘクタールに対して約75%となっております。

第1次整備優先地区について申しますと、地区面積が585ヘクタールを3期に分け、事業年度は24年から33年度の10年間で整備計画を策定しておったところでございます。平成27年度末の整備済み面積は、第Ⅰ期地区だけで80.5ヘクタールで、第Ⅰ期優先地区面積に対して整備率で約50%となっておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 具体的にこのⅡ期地区は何年ぐらいのやつのおくれになるのか、また想定されているのか、そこのところをお伺いします。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答えいたします。

平成23年3月に発生しました東日本大震災による災害復旧工事を優先したことで第Ⅰ期地区の進捗がおくれ、当然、第Ⅱ期地区の着手が計画よりも2年程度おくれております。また、震災後の資材や人件費の高騰もしておって、第Ⅱ期地区は5年間で完了するという当初計画でございましたけれども、事業計画が延びると考えられます。未着手も含めた第1次整備優先地区の完了年度を今回事業計画の見直しに合せて精査してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 私どもは、住民の皆さん方、市民の皆さん方に説明責任を、大きな責任をかけられておるわけでありまして、事業のおくれに関してどのような手順で、私ども議会のほうにも逐一ご報告いただかないと、この年度にはどのぐらいおくれた、さらに翌年度は今年度のおくれの分をさらに追加したとか、そういったことの逐一の報告をしないと、皆さん方、一体いつうちのほうに来るんですかというようなお声も出てまいりますので、その辺のところ、市民の周知を図るためにどのような手順でこれからそういった説明がいただけるのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答えいたします。

見直し手順と時期についてでございます。本年度から下水道審議会で審議いただき、先ほど言ったとおり、精査してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。



○14番（助川則夫君） 公共下水道事業整備につきましては、市民の大多数の方々はそのエリアにも計画されているところは待ち望んでいる事業であります。私ども議員は、説明責任をしっかりと果たさなければならない立場であります。議会に対しては毎年度ごとに事業進捗状況をしっかりとご報告いただきたいと思います。最後に上下水道部長の答弁を確認させていただきます。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答えいたします。

ただいまの整備進捗状況についてのことでございます。私どものほうとしては、決算もしくは新年度予算の審議の際にこれらの進捗状況を報告させていただきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 今まで私ども下水道審議会の委員になっていた当時は、そういったもののおくれ等もそれぞれの各地区から1名ずつ代表で出ておりましたんでわかったわけがありますけれども、現時点では審議会に委員としてなっておりませんので、議会に対しましてはその報告等をしっかりといただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、県道城里那珂線にかかる那珂西大橋周辺の河川敷整備についてお伺いをいたします。

国土交通省管轄区域である河川敷を利用し、観光などの活性化につながる景観、歴史、文化等、河川が有する地域の魅力という資源や地域の創意としての知恵を生かし、地方公共団体や地元住民との連携のもとで立案された実現性の高い河川や水辺の整備、利活用による良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図るための事業であるかわまちづくり支援制度の導入に向けて、市は国に対して登録申請を検討しておられると伺っております。どのような事業内容なのか初めにお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

かわまちづくり支援制度につきましては、市から国へ登録申請をいたしまして、登録後は国と市で協力をして河川の整備や利活用を実施する制度でございます。登録申請にあたりましては、かわまちづくり計画を市と地域利用予定団体等の協議によりましてこれを作成いたしまして、市から国へ提出することとなっております。このかわまちづくり計画が登録されますと、工事について、基盤整正等の造成は国が施工し、表面整備等は市で施工することとなっております。市の負担を大幅に抑制できるものとなっております。整備の内容につきましては、今後設立を予定しております協議会の中で決定していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 整備面積はどのぐらいの面積を想定されておられるのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

詳細につきましては今後決定していくこととなりますけれども、現時点におきましては、3ヘクタールから4ヘクタール程度と想定してございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 河川管理者、市行政、住民との連携が必須の事業と理解しておりますけれども、今日まで地域住民に対して、理解を求めるためどのようなことをされてきたのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

かわまちづくり支援制度につきましては、平成27年度、昨年1月に国の主催で現地見学会及び事業説明会が那珂西大橋下流の河川敷で開催がされました。こちらのほうには自治会役員など地元の方にも参加をしていただいております。また、来月7月には戸多地区で会議が予定されておりますので、その席で改めてこの制度について説明をしたいというふうに考えてございます。

また、かわまちづくり計画を策定するにあたりましては、整備内容や完了後の維持管理などにつきましても協議していく協議会を設立することになっておりますので、この協議会のほうに委員としての参画もあわせてお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 整備完了までのスケジュール、あるいはまた、供用開始年月はいつごろの計画の予定なのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

スケジュールにつきましては、今年度末の登録を目指してございます。予定どおり登録がなされた場合、平成29年度から設計業務に着手をいたしまして、平成30年度から国及び市での工事に着工をいたしまして、平成33年度の利用開始を予定しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） かわまちづくり支援制度の事業概要を見ますと、ソフト支援という

ことで地域づくりのためのフォローアップ、積極的に支援するとあります。以前に、河川敷を活用しサッカー場などの整備をしては、あるいはまた整備をお願いしたいというようなご提言が平成25年の9月議会、そしてまた26年の9月議会、そして27年の3月議会に古川議員からもお願いというか、そういう一般質問の中であったようでありましてけれども、エリア面積を3ヘクタールから4ヘクタール程度確保できれば、多目的グラウンドのような利用の仕方をとれば、サッカーコートなど2面から3面ぐらいはとれるような敷地も確保できるようなものであるというような感じも持ちます。また、多目的な使用可能にすれば水防訓練、あるいは消防の訓練などにも利用できる。

また、ハード支援ということで、まちづくりと一体となった水辺整備などの支援もいただけるようで、事業内容はあります。この事業が実施化されれば、500メートルぐらいの距離の中で旧戸多小学校の校舎も跡地利活用の問題でまだ決定をされておられません。そういったものの場所がうまくリンクできて利用できるようなことになれば、小学校の校舎も跡地の利活用もアピールする上で大変なメリットをうたい上げられるというようなことも考えられます。

そういうこともありますので、ぜひとも早急に、事業計画スケジュールを今お答えいただきましたけれども、取り組みの方向で努力をいただきたいと思いますが、この事業に関しましての市長の事業の取り組みに対しての熱意ですね、それをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

那珂市では、大人の人で18チーム、286人、それから少年団の3団体の244人がサッカー競技人口として登録をされております。毎週末にサッカー大会が各地で開催されている状況でございます。日常的に使用できるサッカーのグラウンドが必要だということで、那珂市のサッカー競技団体等から数度にわたってグラウンド整備の要望も上がっておりました。

以前は市の財政負担が多額になることから、整備についてはちょっと慎重でございましたけれども、この制度を活用することで市の財政負担を軽減して、今議員がおっしゃったように、多目的広場、それから防災機能を持った広場、あるいは、サッカーに限らずいろんな運動ができる、そういった整備も考えられます。それとあわせて、一番ご懸念でありました戸多小学校の閉校に伴ってちょっと寂れてしまった部分を活性化することもできると思いますので、私も積極的に国、それから県に要望して、早期に実現していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） ぜひそういったニーズの団体さんがかなりおありのようでありまして、そういった方々にご利用いただけるように、あるいはまた相乗効果として地域の活力につながれば、流入人口等の増加にもつながる事業かなというふうに私自身も考えます。私

自身も地域の皆さん方に対してのご理解とご協力を積極的に行っていきたいと思っておりますので、地域と行政と、そしてまた国交省のほうの力をしっかりと出し合って、この事業が完成すればいい結果が地域としても出るのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、最後の質問になります。洪水浸水想定区域の見直しについてお伺いをいたします。

昨年9月の関東東北豪雨による大規模水害などを受け国土交通省は、先月5月30日、国が管理する河川のうち、県内は那珂川や久慈川などについて、降雨による最大規模の洪水が起きた際に想定される浸水区域図を公表されたわけでありまして、既に新聞等でも報道されました。

本市においては、那珂川、久慈川の流域自治体であり、ハザードマップ避難経路や避難所などの見直しなどされなければならないと考える。そんな中本市においては、災害時の単位、自治会単位、さまざまな災害を想定して、自主防災組織の立ち上げがなっております。現在市内69自治会ありますけれども、いくつかの防災組織が立ち上げられているのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

平成27年度末で53自治会で自主防災組織が結成されてございます。さらに今年度も9自治会で計画がされておりまして、62自治会になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 過日、戸多地区におきましても、戸多地区は残念ながら私のおひざ元でありますけれども、全く自主防災組織がなかった地区になっておりました。今年度7自治会全ての自治会で立ち上げを図ろうと決定をいただいたようでございます。今年度早々に早期結成に向けて、ただいま進行中であります。そのうちの1つの自治会の会合に私自身も参加したわけでありまして。そういう中、本市において洪水、地震等を含む自然災害に対処するためのハザードマップなどをつくってあるのかというような、意見交換の中でそういうご質問が飛び出しました。40名ぐらいの住民の方々の出席者の中であつたわけでありまして、はっきりとした口調でできていますよと、見たことありますよと発言された方は、残念ながらおられませんでした。たまたま本市の市役所の職員が同席しておりまして、地元の職員でありますけれどもおられまして、つくってありますよと、各戸に配布されておられますよという発言がありました。正直私自身も、あれ、あつたっけかなというような感じだったので、先頭を切ってお話し申し上げられなくて大変反省しておりますけれども、実はこのように、那珂市洪水ハザードマップが平成20年3月につくられておりますね。そしてまた、土砂災害のハザードマップも、これは平成24年3月につくられており、各戸に配布されておるようで

ありました。そういったことも、このハザードマップ等に関しましては大変重要なものがありますので、それぞれが多分大事だからということでもまい込んでしまったんじゃないかというようなことで、目に触れられないんでそういうのができているのかというお話が出たんだろうと思いますけれども、過日執行部にお伺いしましたらば、この年度にそのような形で配布をされておったということをお伺いをいたしました。

昨年9月の関東東北豪雨による大規模災害では、本県でも常総市をはじめ複数自治体で大きな被害がもたらされました。今回国交省で示された最大洪水想定は、那珂川で48時間で300ミリから459ミリ、久慈川では235ミリから616ミリに降雨量が見直され、流域では1.5倍強と浸水エリアが拡大をされました。流域住民の安心・安全の日ごろの心構えと確保に向けて、早急に見直したハザードマップが作成されなければならないと考えております。この作成に向けて事業に取りかからなければならないわけでありまして、市の考えをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

5月30日に国土交通省が指定、公表いたしました久慈川水系、那珂川水系の想定最大規模の洪水、浸水想定区域の拡大を受けまして、那珂市洪水ハザードマップの見直しを進めております。また、市民の安心・安全な生活のため、早期に作成・配布に努めたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 今日は温暖化気象が要因の一つと考えられることもあるわけでありまして、地球規模で世界各国で自然災害が多発をしております。人類はどこへ住んでいても日ごろ想定できない災害も想定しながら日々の生活を送って生きていかなければならないと考える今世紀の時代と思います。市民の安全・安心の確保については行政に頼らなければならない部分が多々あるわけでありまして、頼りがいのある那珂市になるよう、執行部に対し、さらなる努力をされますよう、そしてまた、ただいまご答弁いただきましたハザードマップが早急にでき上がり、各戸に配布されますことをご期待を申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告5番、助川則夫議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を16時5分といたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時05分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◇ 富 山 豪 君

○議長（中崎政長君） 通告6番、富山 豪議員。

質問事項 那珂市の今後の防災危機管理について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔2番 富山 豪君 登壇〕

○2番（富山 豪君） 議席番号2番、富山 豪、通告に従いまして質問させていただきます。今回の定例会が初質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

2011年に起きました東日本大震災では、私たちが暮らすこの那珂市でも甚大なる被害を受け多くの皆様が被災され、電気・水道・インフラが寸断され、市民生活に深刻なダメージを受けました。2015年9月には、関東地方北部から東北地方南部を中心に記録的な豪雨に見舞われ、鬼怒川の堤防の決壊、越水で常総市を中心に甚大なる被害をもたらしました。そして最近では、2016年4月14日に熊本県で最大震度7を2回、6強を2回、6弱を3回という直下型の熊本地震が発生しました。激甚災害に指定され、今なお多くの方々が避難所での不便な暮らしを強いられております。私たちの暮らす那珂市も、市の両側を久慈川、那珂川の2つの1級河川に挟まれており、特に常総市の水害などは決して他人事ではない災害でございます。備えあって憂いなしの観点から、那珂市の現在、今後の防災状況について質問させていただきます。

災害が発生した場合、災害の規模、災害の位置や状況、避難の準備、勧告等の正確な情報を市民の皆様伝えるべきエース的役割を担っております防災無線でございます。私たちの住む那珂市においても、導入、運用してまいりました。有事、災害時には各家庭、事業所に配布された戸別受信機と市内全域に設置されております109基のスピーカーから情報を伝えることになっております。市側といたしましても、いち早く正確な情報を伝えるべく努力していることだと思っております。ただ、受け手側である市民の皆様が正しく防災無線機、受信機を利用できていなければ正しく情報が伝わりません。

私の体験談になるのですが、東日本大震災のときに、3月11日の数日後に消防団で給水活動を行いました。その際、防災無線が入らなくて使い方がわからなくて困っている人、特にお年寄りが何人もおられました。

そこでお伺いします。市民の皆様が通常利用する上で、取り扱いについて理解しておられるかお尋ねいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

戸別受信機につきましては、市が全戸に無償貸与をしてございます。貸与時に個別に取り扱い説明書も配布をいたし、また、交換の際は防災課窓口で直接市民に取り扱いについて説明を行っております。

さらに、毎年9月1日の防災の日にあたり、「広報なか」に災害時の対策等の注意喚起を掲載しております、その中で戸別受信機の実施についても掲載をし、市民への理解の周知に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） ありがとうございます。

市側といたしましても、「広報なか」、ホームページ上などで使い方、取り扱い方法などはきめ細かく説明しているのかと理解できますが、正しく利用できなければ全くもって意味がなく、正しく使用できての防災無線でございます。防災無線を導入しまして二十数年たとうかと思えます。そろそろ老朽化によります故障なども起こるころかとも思われます。市民の生命・財産を守るべき大事な位置づけにあります防災無線、さらなる市民の皆様への理解、取り扱い周知へ努力していただけますようよろしくお願いいたします。

続きまして、27年度の議会報告会の中におかれまして、防災無線の音が反響して聞きとりづらい、デジタル化を考えてほしいとの市民の声。デジタル化したからといって反響を抑えられるかまことに疑問ではございますが、双方向通信や複数回線の使用やデータ通信が可能となったり、他のシステムとの連動などにより、多くのメリットを生み、地域のニーズに合った防災システムの構築に力を発揮すると言われております。茨城県内におきましても、少しずつですが防災無線のデジタル化が広がりを見せております。

そこでお伺いいたします。同報系、移動系を含めまして防災無線のデジタル化、今後導入するお考えはあるのかお訪ねいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

防災無線のデジタル化につきましては、平成34年度までに対応を考えているところでございます。現在、デジタル化対応にさまざまな手法が出ているところでございます。既存のものをデジタル化する方法もございますが、経済的観点や今後の技術的発展等を踏まえて、情報精査をしているところでございます。

また、反響については、スピーカーから外側に音声が発出された状態での反響ですので、デジタル化により解消されることは考えられません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） ありがとうございます。

総務省が示しております防災基本計画の中におきましても、国及び地方公共団体は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のために情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進等を図るとあります。言うまでもなく、災害の際、大変に重要な役割を担う防災無線でございます。情報を精査いたしまして、速やかなるご検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、市民の皆様が有事の際に避難なされる避難所でございます。現在那珂市は、5カ所の拠点避難所と36カ所の避難所、計41カ所がございます。拠点避難所には食料を備蓄とのことですが、備蓄も大切ですが、その備蓄を保管・管理する場所も大切だと考えます。

そこで、防災拠点の防災倉庫の状況についてお聞きします。防災倉庫の場所と備品の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答えを申し上げます。

市内拠点避難所であります中央公民館、総合センターらぼーる、ふれあいセンターよこぼり、ごだい、よしのの5施設に防災倉庫を併設しております。また、消防本部敷地内にも昨年度防災倉庫を建設いたしました。また、福祉の拠点避難所としての総合保健福祉センターひだまりにも防災倉庫を併設しております。

備品状況といたしましては、各倉庫内に食料としてアルファ米や乾パン、500ミリリットルボトルの飲料水、防災資機材といたしまして、移動かまど、石油ストーブ、投光器、発電機、毛布、ポータブルトイレなど、災害時に必要とされるもの一式をそろえております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） ありがとうございます。

備品の中身ですが、これで完璧という形はないのかと思われませんが、さまざまな角度から調査・研究をいただきまして、防災倉庫のさらなる備品の充実を目指していただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、災害の際、暮らしを支える電気・ガス・水道などのライフラインや交通が途絶えれば、飲料水、食料が手に入らなくなります。そのとき極めて重要なのが食料の備蓄でございます。私たちも東日本大震災の折、水や食料の備蓄の大切さを身をもって体験いたしました。平成26年度に回答されました那珂市食料備蓄状況は6,800食分とされておりましたが、現在の備蓄状況をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

備蓄の計画をもとに毎年備蓄食料等の購入を行いまして、平成27年度末で食料が7,200食分、飲料水が500ミリリットルボトルで4,320本の備蓄をしております。また、平成28年度



末では食料9,000食分、また飲料水6,000本の備蓄を計画してございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） ありがとうございます。

平成26年度より本年度末までに2,200食ふえる予定ですが、これで十分とはまだ言い切れないかと思えます。今後計画的に備蓄を進めるためにも備蓄目標は必要だとは思われますが、市としての備蓄目標をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

市といたしましては、避難者数を東日本大震災時と同規模の約2,000人と想定をいたしまして、1日3食の3日分で1万8,000食、その2分の1の9,000食分を確保しまして、残りについては流通物資を充てる計画をしてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） ありがとうございます。

残り半分を事前に協定を結んでいた業者から災害時に物資を調達するという流通備蓄に頼るということになります。交通網の寸断や麻痺で入手が難航するおそれがあります。予算の面や備蓄倉庫の確保などの課題はたくさんありますが、さらに食料の現物備蓄をふやしていただきますよう努力していただきますよう、よろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、避難所についてお聞きいたします。

拠点避難所を含めた市内の避難所は41カ所あるとのことですが、各避難所は災害時にふぐあい、問題なく避難生活を送れる施設としての適切な管理が行われているのかお聞きいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

市が管理するふれあいセンター、また各小・中学校等公共施設につきましては、適正に管理されておりますので問題なく、また茨城県が管理する施設についても同様に管理されております。各地区の公民館につきましても各地区自治会で管理がされており、避難所として問題なく使用できると考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） ありがとうございます。

避難所の中には、廃校になりました旧本米崎小学校や旧戸多小学校なども含まれております。市民の皆様が避難されます非常時に施設設備の不便、ふぐあいなきよう、これからも適切な管理、よろしく願いいたします。

続きまして、平成25年度那珂市活性化対策特別委員会で、新年度予算での市内4カ所の防災拠点施設にソーラーパネルを設置とありますが、現在の設置状況をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

平成26年度に中央公民館、総合センターらぼーる、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよこぼりに10キロワットの太陽光発電パネルと5.5キロワターの蓄電池を設置してございます。

また、平成27年度には、ふれあいセンターよしのに10キロワットの太陽光発電パネルと3.3キロワターの蓄電池を設置しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 震災の教訓を踏まえました停電対策、非常用の電源を確保することは大変に重要なことだと思います。今後は小学校や中学校などにも設置を考えていただけたらと思います。設備投資は大きいものですが、平常時の電気料金の軽減にもつながります。どうぞさらなる普及・拡大のご検討をよろしくお伺いいたします。

続きまして、原子力災害があった場合、数々の放射性物質が放出されると言われております。その中でも、放射性ヨウ素は放出される割合がなおも高い放射性物質であり、施設を破壊してしまうほどの事故の場合、気化して大気中に広範囲に拡散しやすい上、呼吸や飲食により体内に吸収されやすいため、内部被曝を起こす物質とされております。その内部被曝を防ぐためには、被曝する前に放射能を持たないヨウ素を服用し、甲状腺をヨウ素で飽和しておく必要があるとされております。その際、ヨウ素剤の効果は投与する時期、時間に大きく依存するとされており、被曝直前直後に摂取したときに効果が最大で、時間が経過するほどその効果は薄くなるとされております。

那珂市ではこれまで、安定ヨウ素剤の保管場所は市役所本庁舎、総合保健福祉センターひだまりの2カ所であったと聞いております。平成26年度の定例会においても分散配備してほしいとの話がありましたが、その後、保管場所の増設や変更があったのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

保管場所につきましては、緊急時に速やかに取り出すことができ、市民等に配布できる場所である必要があります。安定ヨウ素剤は薬剤であることから、保管管理上の問題もあわせて、今のところ2カ所のままで、増設は行っておりません。

現在広域避難計画を作成中ですが、ヨウ素剤の配布方法については、まだ県の方針も明確に示されていませので、その動向を踏まえた上で、ヨウ素剤の分散配備の必要性も含めて避難計画の中で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） ありがとうございます。

十分な管理を必要とされております安定ヨウ素剤、保管、管理することは大変だと思われ  
ます。しかし先ほども申したとおり、速やかなる摂取が鍵となります。5カ所ございます拠  
点避難所等に分散配備できますよう、今後検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、現在、那珂市では、他自治体や民間等さまざまな災害時応援協定を締結し、  
物資や人員、資機材の確保に全力で取り組んでいることと思います。災害に備える那珂市と  
いたしまして、今後さらなる災害時応援協定の締結は考えておられますか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

現在も協定を推進しておりまして、今年度も7月に常陸農業協同組合と協定の締結を行う  
予定でございます。災害に見舞われた際にさまざまな応援を受けられるよう、さらなる体制  
を整えてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） さまざまな団体から応援が受けられるということは、災害時非常に重  
要なことでございます。今後もさらなる災害応援協定の締結、どうぞよろしくお願いいたし  
ます。

今後、公の立場であります行政は、あらゆる災害をいろいろな角度から調査・研究し、想  
定外を超える想定も視野に入れなければなりません。しかし全てが公でできるかという  
と、そうではありません。災害が起こったとき、皆で助け合うことも大変重要なのかと、そのよ  
うに思います。そのため、ふだんからご近所や自治会などでのコミュニケーションが非常に  
大事でございます。今後ますますの防災システムの向上、成熟した地域コミュニティの確立  
にますますなる努力を心よりお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（中崎政長君） 以上で通告6番、富山 豪議員の質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は明日6  
月15日に行うことといたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 4時31分

平成28年第2回定例会

# 那珂市議会会議録

第3号（6月15日）

## 平成28年第2回那珂市議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成28年6月15日(水曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案質疑
- 報告第 2号 専決処分について(那珂市税条例等の一部を改正する条例)
- 報告第 3号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 4号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 5号 専決処分について(那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 報告第 6号 専決処分について(那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例)
- 報告第 7号 平成27年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 8号 平成27年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 議案第60号 那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第61号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第62号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 平成28年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 議案第65号 物品売買契約の締結について
- 日程第 3 議案等の委員会付託
- 日程第 4 請願・陳情の委員会付託

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員(17名)

1番 大和田 和 男 君

2番 富 山 豪 君

3番	花島進君	4番	中崎政長君
5番	筒井かよ子君	6番	寺門厚君
7番	小宅清史君	8番	綿引孝光君
9番	木野広宣君	10番	古川洋一君
11番	萩谷俊行君	12番	勝村晃夫君
13番	笹島猛君	14番	助川則夫君
15番	君嶋寿男君	16番	遠藤実君
17番	福田耕四郎君		

欠席議員（1名）

18番 須藤博君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	川崎薫君	市民生活部長	石川透君
保健福祉部長	大部公男君	産業部長	佐々木恒行君
建設部長	小泉正之君	上下水道部長	石井亨君
教育部長	会沢直君	消防長	寺門忠君
会計管理者	綿引智君	行財政改革推進室長	大森信之君
危機管理監	小橋洋司君	農業委員会事務局長	山田甲一君
総務部次長	川田俊昭君		

議会事務局職員

事務局長	深谷忍君	書記	小田部信人君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は、18番、須藤 博議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場  
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

---

◇ 大和田 和 男 君

○議長（中崎政長君） 通告7番、大和田和男議員。

質問事項 1. 特定健康診査とがん検診について。2. ひまわりタクシーの利便向上について。

大和田和男議員、登壇願います。

大和田議員。

〔1番 大和田和男君 登壇〕

○1番（大和田和男君） おはようございます。

議席番号1番、大和田和男でございます。

通告に従いまして、当選後、人生初の一般質問を行いたいと思います。

選挙中、私は市民の皆様の命を守り、財産を守り、豊かな生活を守り、発展させていくのが政治であり、行政であると訴えてきました。それらのために、これから市民の皆様の声を届けていきたいと思っておりますので、市長、議会、執行部、職員の皆様が一丸となって、住みやすいまち、住みたいまちを一緒に目指していきましょう。お願いします。

さて、まず初めに、命を守るための特定健康診査とがん検診について伺っていきます。

まずは、受診率アップについてです。

先日、那珂市国民健康保険データヘルス計画が公表されました。まずは、40歳から74歳対象の特定健康診査について見ていきたいと思っております。

今回、この一般質問で議長の許可を得て、資料1、データヘルス計画の20ページを添付させていただきました。一部を読み上げていきたいと思っております。

3行目、ア、特定健康診査・保健指導の受診状況と未受診者の分析。

健診受診者と未受診者の医療費を比較すると、受診者の6,232円に対して、未受診者は3万4,282円であり、その差は2万8,050円（いずれも月額）。未受診者は受診者の5.5倍を超える医療費がかかっている。

平成26年度、茨城県国保連「特定健診保健指導速報値」によると、特定健診受診率は39.2%、県内13位。2行下にいきまして、年齢別では、65歳以上の男女の健診率は40%以上となっているのに対し、40から64歳の男性は20から30%であるとなっています。

というように、大きく3つの問題が浮き彫りとなりました。

1つ目は、未受診者の医療費がかかるということ。2つ目は、受診率が39.2%、県内13位であること。3つ目は、若い世代、働き盛りの受診率が低いということです。1つ目の対策から考えると、受診率向上こそが医療費削減になることはわかります。そして、2つ目の県内13位について、市としてはどのように考えるのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

ご質問の県内13位ということについてでございますが、特定健康診査実施計画・保健指導計画では、平成26年度受診率目標を45%ということで設定して取り組んでまいりましたが、受診率の実績は39.2%と目標値には到達はできなかったという状況になってございます。茨城県内の順位では13位という、評価はできるかどうかは別にして、このような結果とはなっておりますが、市としましては、現状の数値で十分であるというふうには認識はしてございません。受診率向上と生活習慣病の重症化予防を視点としまして、さらなる受診率のアップに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 市民の皆様の命を守るため、受診率向上、生活習慣病の重症化予防を今後もよろしく願いいたします。



そして、がん検診についても考えていきたいと思ひます。

その那珂市の受診率ですが、また資料1の平成25年度市町村のがん検診受診率をごらんください。中段より下になりますけれども、平成25年度市町村のがん検診受診率、左側の肺がんから見ていきたいと思ひます。茨城県平均が27.0%、那珂市は県平均より上回って33.0%、しかし、1位の境町は51.0%と、50%超えをしております。

また、中ほどの大腸がんにつきましては、茨城県平均が19.1に対し、那珂市は5位の29.2%。しかし、また境町に10ポイントもあげられて、境町は40.4%。隣の乳がん検診についてですけれども、茨城県平均は15.4。そして、那珂市は不名誉ながら35位。44市町村中の35位で12.3%。乳がん検診については県平均にも及ばないとなっております。がん検診もまだまだのようです。

また、今回資料は添付していませんが、乳がん検診の30歳から39歳の受診率が著しく低いです。ただいまニュースになっている市川海老蔵さんの奥様の麻央さんも33歳です。これらを踏まえて、受診率向上に向けて若い世代に今どのようにアピールしていますか、伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

受診率の向上についてということですが、現在、市では、がん受診率の向上計画としまして、特定健診と同日にできる総合健診の実施、土日検診、託児付検診の実施、女性のみのがん検診などの受けやすい検診体制の整備。それから、各検診日程表の全戸配布、乳がん・子宮がんの対象者への無料クーポン券の送付による受診勧奨。また、がん検診希望調査の実施によりまして、新規対象者の掘り起し等による受診勧奨体制の強化。それから、がん予防推進員の研修・支援活動によりまして住民を巻き込んだがん予防体制の整備等の取り組みを実施し、受診勧奨に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） ということは、いろいろな体制の整備強化を行っているが、それらが市民の皆様に届いていないということが現状ということがわかります。

私の周りの30歳、40歳代の働き盛りは、この回覧で回ってくる検診一覧表というのは余り目にしていないと思ひます。健診の普及・啓発には、SNSやインターネットを使って、よりインパクトのある周知をしなければならないと考えます。ピンクリボンフェスティバルのようにネット空間を受診受付期間はピンクにするなど、低予算でできるものもあると思ひます。

また、ほかの市町村では、企業様へがん検診のポスターの掲示を依頼したり、商工会や民間企業などとタイアップして、受診者に対して店舗内割引、商品提供などを協力してもらう検診ポイントカードなるものもあるようです。

このように、ほかの市町村がいろいろな施策を行う中、那珂市では受診率向上のため、今後どのように検診の普及・啓発について取り組んでいくのか、お答え願います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

受診率の向上に向けてどのように取り組んでいくかというご質問でございますが、当市の現在の周知方法としましては、市のホームページに特定健診やがん検診の情報を掲載し、パソコンやスマートフォンで閲覧できるように情報を掲載したり、従来からの市広報お知らせ版への掲載や市医療機関へのポスター掲示等により実施をしてきたところでございます。

また、市では、今後新たにインターネットを利用した「情報メール一斉配信サービス」、これがスタートされます。これに伴いまして、配信登録をされた市民の方々へ担当課であります健康推進課から各種健診情報等をメール配信するなどの方法を活用しまして、今後も受診率の向上に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） では、その情報メール一斉配信サービスの普及こそが検診の周知になるわけですね。担当は、一斉メールはどこの課ですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えします。

情報メール一斉配信サービス、これにつきましては、各課で情報の配信、いろいろな情報を、観光とかいろいろな部分であるわけでございますが、当然その中に健康に関する情報という項目がございます。そういった中で、健康に関心のある方は、当然そこに登録をされてくるものと考えております。そういった中で、当然がん検診だけじゃなくて、いろいろな部分についての情報を発信していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 検診だけではありません。市内防災などは、那珂市、住民の命にかかわる情報網ですから、ぜひこのメールサービスのほうを普及活動を全力でお願いしたいと思えます。また、運用しているんですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

メルマガでございますけれども、既に登録の募集を開始してございます。先ほど保健福祉部長のほうからもご答弁させていただきましたけれども、9項目について、いわゆる登録する際に希望を聞いてございます。その中に、当然健康に関すること、子育てに関すること、災害・防災に関すること、観光に関することとか、そういったイベントに関すること、そういったものを選択していただいて、その選択した情報について各課のほうでいろいろな情報を

メルマガのほうに載せてございますので、それで一斉に希望された項目について、登録された方のほうに情報配信がされるということで、既に登録を開始しておりますので、必要な方はぜひ多くの方に登録をしていただきたいということで、既にメルマガについては開始をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） まだ運用から間もないということなので、その件については、後日じっくり質問をします。

それから、それと関連いたしまして、女性特有のがん、とりわけ乳がん検診について伺います。

改めて、海老蔵さんの話ですが、奥さま麻央さんが33歳でまだ幼い2人の子供を抱えながら、ご家族の支えのもと必死でがんと闘っております。たった今でも、がんと闘っている市民がいます。那珂市でも、データヘルス計画によると、一番の死因はがんとなっております。がん対策こそが市民の命を守ることだと思います。特に、乳がん検診率は先ほども述べたとおり、非常に低いです。検診率向上の対策を進めていただきたいと思います。

また、その中身ですが、マンモグラフィー検査と子宮頸部細胞診とセット受診で2,800円となっていて、受診料のハードルが高いとも考えられるが、受診料の設定を伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

がん検診を含めて各種検診における受診料につきましては、医療機関で任意健診として実施すれば10割、全額負担ということになりますが、市においては、健康保険を使った医療費の個人負担額と同じく、実際にかかる健診料の3割程度を個人の方に負担していただいているということになってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

負担軽減として、今後その受診料を下げられる余地はないのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

今後引き下げられる余地はないのかということでございますが、個人負担額算定根拠の算出方法につきましては、県内他市町村もほぼ同様に個人負担額の算定をしているところが多くございます。皆様の受益者負担分ということでお願いしているということですので、現在のところ見直す予定はございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 費用的負担軽減は難しいということなので、その他の負担軽減を提案させていただきたいと思います。

これから一億総活躍社会の中で、働く女性がふえてまいります。検診のために、特定健診等・がん検診、2日休むのはとても難しいことです。そこで、働く女性のためにも特定健康診査と女性特有がん検診をセットで1日受診はできないでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

1日でセット受診ということですが、市においては、従来より同日でがん検診と特定健康診査がセットできる総合健診の受診体制をとって健診事業を実施してきたという経緯がございます。しかし、女性に特化する乳がん及び子宮頸がん検診については、健診を委託する機関、県のけんしん協会のほうに健診を委託しているわけですが、そこにおける体制の問題や、それから市民からもデリケートな検診であるため、女性のみ健診実施を要望する声があったことから、女性がん検診については、別日程で実施してきたということでございます。

そういう中で、少しでも検診を受ける負担軽減を図れるように、できる限り検診を受けやすい体制づくりには努めているところでございます。今ご指摘のありました特定健康診査とセット健診、女性のみになります。これにつきましては、健診を委託しております機関と実施に向けて協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 前向きなご答弁ありがとうございます。

レディース検診なるものは、ほかの市町村ではなかなか見られない施策だと思います。協議のほうを早急をお願いいたします。

さて、次に、検診の内容についてですが、乳がん検診は隔年実施、つまり2年に一度実施。対象年齢は超音波が30歳から、マンモグラフィー検査が40歳以上など、条件があります。ここで、皆様の知っている一人の女性の話をしたいと思います。北斗晶さんです。市長、北斗晶さんのプロレスは見たことありますか。

本当にすごいプロレスラーで、1992年7月15日のブル中野戦、骨折しながら北斗晶さんがブル中野に立ち向かう姿は本当にすばらしいなど、ぜひごらんいただけたらと思います。

その強い北斗晶さんが毎年秋ごろ乳がん検査をしていたんですが、次の春に、乳首の位置が左右違うことに気づき、初夏に右胸に痛みを感じ、調べたら7月7日に陽性反応が出たそうです。検査から1年たたないうちに症状があらわれ陽性反応となる。恐怖とショックでしたが、女でも胸のことより生きることを決意したということでもあります。そんな悲しいニュースがあったのも記憶に新しいことだと思います。那珂市民の一人たりともこんな思いはさせたくありません。北斗晶さんはこうも言っています。「若かろうと年をとっていようと、

乳がん検診には行ってほしい」「毎年検査をしても進行が速い場合、乳房を全摘出しなければならぬほどがんが大きくなるおそれもある」と言っております。

そこで、超音波検査の毎年実施、対象年齢の若年層への引き下げを実施していただきたい。答弁願います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

乳がん検診の実施につきましては、国の指針に基づきまして、40歳以上の女性を対象にマンモグラフィー検査という乳房エックス線検査を主体として、2年に1回の間隔で実施をしているところでございます。

乳がん超音波検診の実施につきましては、国の指針には含まれてはおりませんが、県の指針では幅広い年齢層にマンモグラフィー検査を補う検査として、40歳以上には2年に1回、マンモグラフィー検査対象でない30歳代には年に1回の超音波検査を実施するよう示されているところでございます。当市では、超音波検診の実施につきましては、県の指針を参考に、市の独自の検診として30歳から56歳の女性を対象に、2年に1回という間隔で実施しております。

昨今の子育て世代女性など、30代の若年層の女性の乳がん検診における関心の高まりにより、超音波検診の問い合わせ、要望等もふえている状況もでございます。また、茨城県の統計によりますと、30歳代以降は乳がんの発症率が高まる傾向が見られることから、当市においても今後、30歳代の若年層においては県の指針を参考に年に1回の実施に向けて検討をしてみたいと考えております。

また、対象年齢の引き下げ変更につきましては、医学的見地による根拠が重要でございます。そういう中で、国や県での指針の改定等に合せて、こちらについては随時検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 毎年受けることにより習慣化され、もっと乳がん検診が身近なものとなるはずですが、がんの進行は速いのですから、一日も早くの、そして非常に前向きのご検討をしていただき、よい結論をお待ちしております。

また、自己検診でも見つけることができる可能性があるのも乳がんの特徴です。自己検診の普及・啓発の現状、また、人工乳房、わかりやすくいうと人工おっぱいは何体あって、それを使った自己検診指導は行っているのか。行っていれば、いつ、どのようにしているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

自己触診法につきましては、ご指摘のとおり、早期がんの発見に大切であり、当市でも受

診対象者に対して、検診会場でのポスターの掲示や自己触診法のリーフレットの配布等を行ってきたところでございます。

また、当市には人工乳房、乳がんの触診モデルでございますが、これが3体ございます。乳がんの検診時には、検診会場に人工乳房を配置しまして、体験することを通して、より自己触診法の技術啓発に努めているところでございます。

今後は、県での講習を受講した「がん予防推進員」という方がおりますので、この方たちの活動の中で、検診会場での人工乳房による自己触診法のさらなる普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） これから、どんだんがん予防推進員さんが検診会場のみならず、市内のさまざまなイベントに参加して、自己検診の普及・啓発、または、がん検診の新規受診者の掘り起こしをしていただきたいと思います。

そして、市内の学校などでもがん教育を行っていただき、未来に向けてもがんの恐ろしさ、検診の重要性を伝えたいと思います。

みんなが子育てしやすいまちと叫んでいますが、お母ちゃんが大きな病気にでもなったら子育てはできません。やはり女性に優しいまちづくりこそ、子育てしやすいまちづくりの基礎となるのではないのでしょうか。

そして、この質問の最後となりますが、資料2を添付させていただきました。

これは先日施行された茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例の概要です。市町村は、がん予防のための施策の推進、がん検診の実施と検診受診率向上のための施策の推進をするように努めるとなっています。そして、県では受診率50%を目指すとなっています。那珂市でも、がん検診受診率50%を目標に打ち出して、健康ナンバーワン、住みたいナンバーワンを目指していきたいと思いますが、受診率向上に向けて市長の見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 那珂市の現状は、茨城県の県民参療条例で掲げる「5大がん検診受診率目標50%」には、まだまだ届かない状況でございますけれども、那珂市総合計画に掲げております「健康で生きがいを持って暮らせる保健体制の充実を図る」という施策のもと、住民福祉向上のため、各種、そして多様な取り組みを通じて、生活習慣病予防のために特定健診受診率向上や早期がん発見のためにがん検診受診率向上に向けて鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 「健康で生きがいを持って暮らせるまち」、とても誇りとするよい響きです。ともに目指していきたいと思います。

次は、豊かな生活を守るためのデマンド交通、ひまわりタクシーの利便性の向上について伺います。

ひまわりタクシーの現況と今後についてですが、日常生活の移動手段に不便を来している方のために、平成25年から2年間の実証運行を経て、平成27年度4月から、本格運行が開始されたひまわりタクシーの現在の登録者数、利用者数、1日の平均の人数をお聞かせください。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

平成28年5月1日現在、ひまわりタクシーの登録者数は1,927人でございます。利用者数でございますけれども、平成25年度が延べ1万2,177人、平成26年度が1万4,549人、平成27年度が1万4,897人の利用となっております。

また、1日当りの平均利用人数でございますけれども、平成25年度が49.9人、平成26年度が59.6人、平成27年度が61.3人となっております。利用者数につきましては年々増加している状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） ありがとうございます。

年々利用者がふえているということは、認知もされ、利用しやすいということですね。

それで、今年度の予算書を見ますと、利用者負担額合計は358万円で、運行補償総額が約1,800万円かかるとのことであります。この事業にお金がかかることは仕方ありません。

そこで伺います。

運行事業者は、茨城第一交通、丸金タクシー、何年契約ですか。

また、ほかの市町村でも行っているように、社協や民間の商工会などに委託したり、協力を要請したり、または公用車などを有効活用しながら、市場競争原理を用いて1,800万円を減らすことはできないでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

契約期間でございますが、平成27年度、28年度の2カ年契約でございます。

また、議員からただいま運行補償料を減らすことができないかというご提案でございます。まず、運行主体に関しましては、道路運送法の規定によりまして、一般旅客自動車運送事業を営業者で、一般乗り合い旅客自動車運送事業の経営許可を有する必要があるとございます。市では、2事業者に委託をしてございまして、ワゴン車を含めて4台で運行をしているところでございます。

運行に係る経費につきましては、運転手の人件費、燃料費を含めまして、1日当りセダン車で2万円、ワゴン車で2万5,000円の車両代及び事務費、通信費を事業者に支払いをして

いるところでございます。支払い額につきましては、近隣市町村とほぼ同じ水準でございます。

また、本市では、現在予約・配車システムの導入をいたしておりませんので、運行に関する経費の削減を図っているところでございます。

県内におきましては、議員ご指摘のとおり、社会福祉協議会や商工会により運行している自治体もございますけれども、委託先への委託料や予約・配車システムの構築等の費用が増加することが考えられます。また、本市における事業者は2事業者のみでございまして、台数の確保と市民の利便性の観点から、共同運行をお願いしているところでございます。

公用車を営業車に転向することにつきましては、現状では非常に難しいのかなというふうに考えてございます。

1人当りの運行コストを見てみますと、利用者数により変動はいたしますけれども、那珂市の補償料は、1人当たり約1,500円程度となっております。県内の他自治体と比較しても、どちらかという低い状況ではございますが、今後一人でも多くの方に利用していただくことにより、さらにコストの削減を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

委託料や配車システムの導入には、さらなるコストがかかるので、まずは利用拡大をしながらコスト削減ということになりますね。また、利用者から、このようなクレームも届いております。市内病院で時間を予約したにもかかわらず40分以上も待たされた。4年目ということもあり、運行事業者とお互いなあなあになる時期かと思えます。配車も含む運行の指導をもう一度徹底していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員から利用者からのご指摘についてお伺いをいたしました。利用者の方には大変ご迷惑をおかけいたしました。事業者において、予約が漏れていたのか、それとも乗降場で利用者を確認できなかったのか、そこはちょっと定かではございませんけれども、事業者への確認をするとともに、必要に応じて改善等の協議をしてみたいというふうを考えてございます。今後も利用者の皆様のご意見を聞きながら、乗車しやすいデマンドタクシーを目指していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 今後も徹底していただきたいと思えます。

また、話を利用拡大のほうに戻しますが、利用拡大のために、土曜日や特別な日の運行ができればベストではないかとの質問に移りたいと思えます。



率直に、土曜運行の実施ができませんか。また、ここからが重要でして、高齢者の権利のためにも運行していただきたい。市民アンケートによると、自家用車による交通手段が87.2%であり、車がないとどこにも行けないのが那珂市の現状です。ちょっと言い過ぎかもしれませんが。

また、全てが高齢によるものではないですが、那珂市では、平成27年度免許返納者は68名、県では4,400名となっております。その人数は増加傾向にあると考えられます。その2つから、免許がなければ家の周りのみの外出となるのが那珂市の未来です。

当たり前ですが、高齢者にも与えられている選挙権、選挙も日曜日。八重桜まつり、ひまわりフェスティバルなども土日で、シャトルバスが出ていますが、そこまでたどり着けない方々がいます。今年、3年に一度の8月15日、菅谷まつり、そして額田まつり、カミスガなどにも行きたがっている高齢者がいます。それらを楽しみ心身の健康を保持することも高齢者の権利であります。そういった選挙に行く責任感やまつりなどの楽しみにより、心身の健康の保持も健康寿命のアップの役割になりますよね。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

当然高齢者の方、家に引きこもっているよりは外へ出る、これは健康対策の一つであるというふうに十分認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） そういった事情を踏まえ、土曜日は高齢者が笑顔になれる場所への日常運行実施はできないでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

デマンド交通につきましては、実証運行を含めまして今年で4年目となるわけでございます。この間、利用者の方からは、議員からもご提言がありましたように、土曜日・日曜日運行や市外への運行など、さまざまな要望が寄せられていることは承知をいたしているところでございます。土曜日・日曜日の運行につきましては、移動手段を持たない高齢者にとりましては、利便性の向上はもちろん、外出機会の増加による健康保持や介護予防、生きがいくりにつながるものであると思っております。

ただ、一方では、今回のデマンド交通につきましては、土曜日・日曜日を運行することで民間事業者を圧迫するようなことはあってはいけないというふうにも考えております。

また、高齢者の利用目的を見ますと、病院、大型の商業施設の利用が大部分でございます。必ずしも土曜日・日曜日でなくても利用目的の一定程度は果たすことができる状態になっているというふうにも感じておりますし、財政負担を考慮しますと、なかなか実現するのは難しい状況であるとも考えてございます。

なお、市が策定しました地域公共交通連携計画でございます、これは平成24年10月に策定をしておりますが、今年度で策定をしてから5年が経過いたしますので、改めて市民の方々にアンケート調査を行う予定にしております。市民ニーズの把握に努めて、改善をできるものは図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 平日のみの運行だから病院や大型商業施設にしか行けないのだと思います。ニーズに合った運行をしていただきたい。土曜日や選挙、大きなまつりなどのイベントへの運行を今後も強く要望していきます。

そして、部長答弁にもありましたが、市民のニーズとしてもう一つ、市外への運行の要望があります。利用者の多くが病院等の利用ということですが、市内の病院だけではなく、市外の病院へひまわりタクシーを運行することはできないでしょうか、市長に伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 地域公共交通における市外への運行につきましては、水戸市を中心とする県央9市町村において本格的な人口減少を迎える中、それぞれの市町村が相互に役割を分担し、連携・協力のもと、定住に必要な生活機能の確保、充実を図るとともに、地域の活性化に努めることを目的として「定住自立圏形成協定」の締結を目指しているところでございます。

その協定書案については、今定例会に議案として上程させていただいたところですが、その中に政策分野の一つとして、地域公共交通の分野も入っております。現在、各市で行っている公共交通施策の現状や課題などを調査・研究しまして、どのような連携をしていくべきか、また、どういう連携ができるのか、担当部局間で協議を進めているところでございます。

議員ご提案の市外への運行は、市民ニーズも高く、まさしく市の課題であると思っております。なかなか陸運局の壁がありまして、市外に乗り出すことはできないんですけれども、将来的には、まさしくこれが実現できれば、市民の利便性は向上し、生活機能の充実が図られますので、今後とも水戸市へ要望をしまして、実現に向けた協議を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） ぜひ慎重かつ早急に協議を進めていただき、那珂市を含む9市町村の交通弱者の救済を一日も早くしていただきたい。

ひまわりタクシーは、つなぎとの見方もあります。将来はタクシーもオートモービル、自動運転化になるのではと言われております。那珂市も公道での実証実験になる際、真っ先に名乗りを上げ、ネクストひまわりタクシーを創造してもらいたいと思います。それには、今のひまわりタクシーをしっかりとみんなのためのものとしてください。

これにて、私の初めての一般質問を終わりますが、最後に私の大先輩の言葉をおかりして

締めさせていただきたいと思います。

政治行政は弱い者のためにあると、梶山静六先生が自治大臣のときにおっしゃられたようです。市長、議会、執行部、職員が一丸となって、みんなが健康で交通弱者もないまち、子供からお年寄りまで和気あいあいできるまちをともに目指していきましょう。

以上でございます。

- 議長（中崎政長君） 以上で通告7番、大和田和男議員の質問を終わります。  
暫時休憩をいたします。再開を10時55分といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

- 議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◇ 筒井かよ子君

- 議長（中崎政長君） 通告8番、筒井かよ子議員。

質問事項 1. 旧本米崎小学校の利活用について。2. 公園のトイレ事情について。3. 買い物不便者への対策について。4. 公募展の開催について。

筒井かよ子議員、登壇願います。

筒井議員。

〔5番 筒井かよ子君 登壇〕

- 5番（筒井かよ子君） 議席番号5番、筒井かよ子でございます。

通告に従いまして質問いたします。

旧本米崎小学校の利活用について質問をいたします。

旧本米崎小学校の利活用については、大変その動向が懸念されており、前回の定例会でも同僚小宅議員からその利活用についての提案が出されておりました。

この小学校は私の母校でありますので、なんとか活路を見出せないものかと深く思案しております。私は、ウン十年前、現在の校舎ではありませんが、あの小学校に通っておりました。それ以前は、今の本米崎公民館の場所に学校がありまして、私が6年生のときに現在の場所に移転し、校舎はその後、平成3年に建てかえられ、現在に至っております。耐震工事も施されており、何の問題もなく使用できる状態であります。廃校が決定したころには、地元では、大規模なデイサービスができるから、そこに勤められると喜んでいた人もおりました。雇用やにぎわいも生まれるからと大変歓迎ムードでしたが、その後、状況は一変してし

まいりました。

そこで、質問をいたします。

旧本米崎小学校の跡地利用につきましては、昨年6月の定例会全員協議会において、大規模デイサービスの事業が辞退したとの報告を受けておりますが、その後の利活用の検討状況についてお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

本米崎小学校跡地につきましては、ただいま議員のほうからもお話がございましたように、当初、民間における大規模デイサービス事業としての利活用を進めてまいりましたが、事業の辞退を受けまして、昨年6月の議会で報告し、7月に地元の本米崎自治会役員会の席で、経過等についてご報告をさせていただいたというところでございます。

その際には、地元のほうからは、市から具体的な提案を示した上で地元と協議してほしいという要望を受けたところでございます。それらを受けまして、文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」に再登録を行い、有効活用をしていただける民間活力に期待し、現在も提案を募っているところでございます。

なお、「みんなの廃校プロジェクト」を閲覧した企業等から、いくつかの問い合わせはございましたが、地元の活性化や雇用の創出、にぎわいづくりにつながるような提案やすぐにも実施したいというような具体的、実現性の高い事業提案ではなく、残念ながら、現在具体的な跡地利用が決定をしていないという現状でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） どんな利用でもいいというわけにはいきません。私もいくつかの跡地利用の実例を視察してみました。中には、千葉県保田小学校のように、道の駅として利用している学校もありました。体験施設等や宿泊施設として利用しているところもありました。スポーツ団体の合宿所に利用されているところもあります。

そんな中、常陸大宮市の旧塩田小学校が、現在「常陸大宮市文書館」となっていることの情報を得て、先日見学に行っていました。廃校になってから数年間はそのままでしたが、茨城県内初の市町村立の文書館としてよみがえったそうです。かなり多くの文献が収納されており、貴重な歴史的資料を未来に引き継ぐためにも、文書館の役割は大変大きいのではないかと考えさせられました。

那珂市においても、歴史ある文献や地域の資料、古代からの系図などを後世に伝えるためにも、このような場所の創設が重要なのではないかと考えます。

ところで、現在、那珂市では、このような歴史的公文書の保管は、どこにどのような方法で行っているのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 公文書の保管についてお答え申し上げます。

公文書は、市が定めた保存期限に基づき、庁舎内、または車庫棟の書庫に保存をしております。

また、保存期限の切れた文書は、一部の文書は廃棄処分とし、その他の文書は瓜連支所の2階、旧議場に保管しております。保管をする際には、検索ができるように文書のファイル名と保管の棚番号を台帳に記載して保管しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） ということは、閲覧できる状況ではなく、余り日の目を見ていないということになるかと思えます。おそらく市民の皆様もその存在を知らないのではないのでしょうか。大変残念なことです。

そこで、貴重な歴史ある文献等を保管、修復、整理し、市民にも公開できる文書館の整備は大変重要課題であると考えます。そこで、旧日本米崎小学校を文書館として整備し、市の公共施設として利活用を考えてはいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

本米崎小学校の跡地利用につきましては、平成26年10月に副市長を委員長に、各部長で構成される学校跡地利活用方針庁内検討委員会において、また、さらにそれを受けまして、11月には庁議におきまして活用方針を決定しておりまして、市直営での活用はしない、民間の提案を受ける、施設の一体的利用を図る、校舎グラウンド等施設の改修は行わない、売却または賃貸による活用を図るという方針のもとに、現在まで進めてまいったところでございます。

これに従い、大規模デイサービス事業の辞退以降も、先ほどご答弁申し上げましたとおり、文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」への登録を行い、民間活力による有効な利活用について期待をしていたところではありますが、地域の活性化や雇用の創出、にぎわいづくりなどを創出する事業がとても難しい現状を勘案いたしますと、今後は方針の転換も必要かと思えます。市が、公共施設として利活用するという事も視野に入れながら、幅広く検討していくことが必要であると感じているところでございます。

議員ご提案の文書館の整備につきましては、貴重な歴史的価値のある文書を後世に引き継ぐ有効な利活用方法の一つであると認識をいたしているところでございます。

今後も引き続き、学校跡地利活用方針庁内検討委員会におきまして、民間活力及び市の公共施設としての利活用を含めて協議検討を重ね、地元の皆様の意向に沿うような利活用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 私は、地域の歴史を後世に引き継ぎ、文化財を守ることで市の活性化にもつながるのではないかと考えます。現に、茨城県の埋蔵文化センター「いせきびあ茨城」、ご存じかもしれませんが、これが完成し、歴史を知る拠点として来月7月26日から一般公開が開始されます。

ちなみに、このセンターは廃校になった旧城里町立北方小学校をよみがえらせたものです。廃校利活用の一例と言えるかと思います。旧本米崎小学校も市役所や図書館といった関連する施設まで車で約10分ほど、常磐高速スマートインターからも至近距離であり、大変立地条件がよい場所です。そして、敷地に隣接して小さな社が祭られており、由緒ある風情を漂わせ、まさしく公文書館の環境としてうってつけであると思います。

跡地利用検討委員会のさまざまな取り決めなどにも照らし合せ、時代の流れに即した柔軟な検討を試みていただき、一日も早く地元で活力が生まれるように望んでおります。

ここで、大変歴史好きの市長のお考えをお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 文書館につきましては、ただいま議員のほうからご提案がありました。ありがたく拝聴をしたところであります。

文書館の整備につきましては、私も議員時代からの持論でございました。那珂町時代にさかのぼりますが、昭和30年に1町6カ村が合併して那珂町が誕生しました。いわゆる昭和の大合併ですが、このときに、各町村にありました公文書等が旧那珂町役場の倉庫に移されました。その後、平成元年に現在のこの庁舎が完成しました。保管されていた1町6カ村の文書類がどうなったかといいますと、古くて汚いものは処分するという方針のもとに、大半の文書類が焼却処分されたというふうに聞いております。さらに、平成の大合併で瓜連が併合されました。瓜連では当時、2,400箱に及ぶ文書類が保管されておりましたが、倉庫整理のために大部分が処分されたというふうに聞いております。歴史的価値や地域の隠れた記録というものが焼失したことは、まことに残念のきわみでございます。

私が市長になりましてから、こうした行政文書等は、一部を除きまして、先ほど部長が答弁したように、廃棄することなく保管するよう指示を出しておりますが、そろそろ保管するスペースに限界が見えてきたというのが現状でございます。文書保管の整備にかからなければならぬと思っているところであります。

先ほど、議員のほうからもお話がありましたけれども、常陸大宮市では廃校となりました塩田小学校全体を文書館として整備をしております。那珂市では、名誉市民であります岩上二郎先生が公文書館を議員立法で成立しております。岩上先生の思いを踏襲することが我々の責務ではないかと思っております。文書館の整備につきましては、地元の方々の理解が得られるよう努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 私と市長の考えが全く同じようなところで行き着いているかと思えます。ぜひ捨てることのないような形で、今後も文献を残していただきたく思います。よろしく前向きにお願いいたします。

次に、本米崎小学校のグラウンドの件について質問をいたします。

このところ、元気な高齢者の方の増加とともに、最近のグラウンドゴルフ人口はますますふえつつあります。個々に行っているクラブの那珂市大会など大きな大会に利用できるよう、グラウンドゴルフ場として利活用できないか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

那珂市におきましては、認定コースである静峰ふるさと公園をはじめ、ふれあいの杜や神崎グラウンドなどにおいて、近年グラウンドゴルフが盛んに行われておりまして、競技のしやすさや自由度の高さから競技人口は年々増加していると感じているところでございます。

旧本米崎小学校のグラウンドをグラウンドゴルフ場として活用してはどうかという議員からのご提案でございますが、現在は地元の皆様が自由に利用いただけるよう、グラウンドゴルフに限定することなく開放をいたしているところでございます。

今後、庁内の検討組織であります、先ほども申し上げました「学校跡地利活用方針庁内検討委員会」において、民間活力及び市の公共施設での利活用を含め、さらに幅広く検討を行う予定でございます。その際には、校舎及びグラウンドを含めた一体的な利活用となる可能性もあるかと考えておりますが、その他の利活用方法も含め、地元の皆様の意向を確認しながら、有効活用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 私は、ただいまグラウンドゴルフ場にということで提案はいたしました。固執はしておりませんので、この点も含めて現在利用されている地元の皆様の意向に沿うような形になり、活発にグラウンドが活用されることを切に望みます。

さらに、体育館に隣接して本米崎学童保育所がございしますが、この使われなくなった旧本米崎学童保育所を地元の会合などに利用する場として開放していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

旧本米崎学童保育所を開放していただきたいということでございますが、この学童保育所については本米崎幼稚園が閉園した後、学童保育を実施してきたということで、本米崎小学校の統廃合による閉校とともに学童も終了をしたところでございます。現在は、こども課で旧園舎及び敷地の除草などを管理を行っているところでございます。

この旧園舎は、昭和45年建築ということで、現在の耐震基準を満たしておらず、これを利

用する際には耐震工事の必要性が出てくるということになります。また、さらには、水回り、水道の部分についても漏水しているということで、使用ができないという状況でございます。こういった中、利用する際には改修工事等が必要な状況になってくるということもございませぬので、現時点で利用については難しいというふうにご考慮いただいております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 昭和45年築ということは、約半世紀ぐらいということになりますね。もろもろの状況を鑑みて、使用するには厳しい状況であることがわかりました。身近に会合の場所がほしいと言われている地域の皆様にも、この点を説明して、理解していただくように考えております。

次のピオトープの質問につきましては、次の機会にまとめて質問をさせていただくことといたします。今回はスルーします。

次に、2. 公園のトイレ事情について質問をいたします。私、ここは力が入っております。

2020年の東京五輪・パラリンピックに向けて、公共のトイレを快適にしようという運動が各地で進められております。その目指すところは、日本を訪れる人たちのおもてなしにとどまらず、障害者や高齢者、赤ちゃん連れの人など、誰もが外出時に安心できる環境をつくる取り組みであります。

観光地などで公衆トイレ整備に力を入れている自治体も多く見受けられる昨今です。那珂市にはいくつかの公園があります。那珂総合公園、静峰公園、一の関ため池親水公園、宮の池公園、中谷原公園など、それぞれにトイレがあります。公園のトイレということで、無人であり、公共の建物ですし、その管理も難しいのであらうと思われませぬ。しかし、使用するときに躊躇するような物件があることは事実です。いずれも清掃はきちんとされていますが、構造上の問題点を述べさせていただきます。

まず初めに、静峰公園のトイレ、大変なにぎわいを見せた今回の八重桜まつりの初日に、私は事務所裏手のトイレに入りました。このトイレは以前に何度か使用していますので、私は驚きませぬが、すぐ後ろから入ってきた若いすっきりとした美人、言うなれば米倉涼子さんのような方です。入ってくるなり、「うわあ、暗い」「うわあ、狭い」「うわあ、汚い」と言い放ったのです。その方が那珂市の方か否かはわかりませぬ。でも、その感想は的確だと思ひます。照明は薄暗く、ドアはあけるにも狭い、このようなトイレでは、何百本の八重桜が頑張つて満開に咲いても、海野市長がどんなにご立派なご挨拶をされても、効果は半減してしまひます。

私は、このことがずっと心に残つておりました。八重桜まつりにぜひいらしてくださいと大勢の方を誘うとき、このトイレがふと脳裏をよぎります。

そこで質問をいたします。

静峰ふるさと公園のトイレの現況と管理、さらにイベント期間中の対応はどのようなになつ



ておりますか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今、議員さんからお話のありました静峰ふるさと公園の管理事務所、交流センターとなっておりますけれども、そのトイレにつきましては、平成3年度につくられました。また、その上の広場にありますさわやかトイレにつきましては、平成5年度に建築されております。

清掃につきましては、通常週2回行っており、イベントの八重桜まつり期間につきましては毎日となっておりますが、シルバー人材センターが実施しております。

今お話ししました2つの建物のトイレには、障害者トイレとして3基の洋式便器がございます。八重桜まつり期間中がございますけれども、仮設トイレ9基を設けております。そのうち5基が洋式便器での対応となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 確かに大勢の観光客が集まるときの対応としましては、数的には十分な配慮かと思えます。しかし、私は、平素においても使用される常設されているトイレの環境についてお聞きしたいのでありまして、この「暗い」「狭い」について、今後改修の予定はありますか、伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今後の改修につきましては、静峰ふるさと公園魅力向上事業、今年度でございますけれども、桜樹木の更新とか遊具などの既存施設についての改修計画を策定する予定でおります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 部長、公園魅力向上事業ですね。これには、八重桜も遊具も大事であります。大人も子供も使う快適なトイレがあってこそ楽しく過ごせる魅力ある公園であると思えます。この既存施設等の改修計画策定の中に、ぜひともトイレの見直しを入れていただきたいと思えますが、いかがでしょうか、部長。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

静峰ふるさと公園につきましては、四季を通じた集客力の向上ということが命題となっております。今年の事業でございますけれども、既存施設の拡充、これはユニバーサル化というものを含めて目的の一つとしているところです。静峰公園のこれまでの課題といたしましては、八重桜まつり以外でのイベントなどの開催による大きな集客、さらにイベント以外の日々の来客者の増加、四季折々ということでもありますけれども、そういったことが課題となっております。そのためには、老木化した桜の更新とか八重桜開花期間以外の樹木や草花

の魅力アップ、さらに子育て支援のための遊具の設置、それとか健康志向や歴史散策目的で来園してもらえるようなことを考えまして、ゾーニングや園内の中の動線を検討していかなければならないと思っております。

先ほどお話がありました一の関も含めて、観光目的の公園としてはイメージというものの方が大切だというふうに認識しております。汚いとか暗いとか狭いというお話もありましたけれども、負のイメージを払拭して、来園者、一度来てくださった方がリピーターとして再来園していただけるということが重要だというふうに考えております。

そういうことも含めまして、議員指摘のトイレの改修、更新ということになりますけれども、さらにトイレの配置等を含めて、数々の課題をそのほかも含めて整理して、今年度の事業、地方創生加速化交付金を活用して、公園の魅力向上が実現できるような計画づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 大変前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひとも進めていただきたいと思えます。人が集まるところには、必ずトイレが必要なんです。そのトイレがきれいで快適であると、さらに人が集まります。その点も含めて、ぜひお願いいたします。

次に、一の関ため池親水公園のトイレについて質問をいたします。

「那珂のひなまつりへどうぞおいでください」とアピールするときに、ふと、やはりここでもトイレが気になります。胸を張って宣伝できない部分です。風の強い日には、落ち葉が便器の中に吹き込み、使用不可能になることもあります。構造上、もう少し快適なトイレにならないのでしょうか。那珂のひなまつり、端午の節句展、月見の会などのほかに、NHK「いばらナイト」や新聞、その他マスコミに那珂市の顔として登場し、年間数万人が訪れる公園としてはお粗末です。明るく清潔なトイレになってほしいものです。一の関ため池親水公園のトイレの管理はどのようになっているのか、お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

一の関公園のトイレにつきましては、平成元年、庁舎移転に合わせて、一の関ため池親水公園を造成した後でございますけれども、平成3年度に建築されました。今のトイレにつきましては、洋式便器の障害者トイレと和式便器でございますけれども、男女のトイレが整備されたところでございます。

清掃管理につきましては、庁舎清掃の委託会社において、週3回実施しているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 平成3年ということは、既に25年が経過していることとなります。こちらも同じように、今後改修の予定はありますでしょうか。お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、利用者からのご意見、そのようなこともございます。今後は、洋式便器への更新も必要かなというふうに感じております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 部長、感じているだけでなく、ぜひとも実行に移していただきたいと思います。すばらしい景色があつて、すばらしいイベントがあつて、明るく快適なトイレがあつたなら一層観光客はふえるでしょう。観光客の増加を考えるならば、こんな基本的な部分も大切なポイントであると私は考えています。

次に、さらに宮の池公園のトイレの管理はどのようにしているのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

宮の池公園のトイレにつきましては、昭和57年度に県補助によります公園整備事業において設置されたものであります。地元の老人会を中心とした団体に清掃を委託しており、便器の清掃、床のブラシがけ等をほぼ毎日行っております。公園トイレ利用者の利便性、快適性を確保し、衛生的に管理するよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） こちらの管理している中で、何か問題点などありましたらお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

公園の管理者が常駐していないこともあり、特に利用者の少ない夜間に、ドア、壁等の落書き、また、一部施設についての損傷、そういったいたずら行為に苦慮しております。

また、トイレの監視が行き届いていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 大変難しい問題で、市民のモラルに訴えるしかありませんが、大分年数もたっておりますし、こちらも今後改修の予定はあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

宮の池公園のトイレの改修予定は当面ございませんが、ふぐあいが生じた箇所の速やかな

補修、修繕を行い、明るく清潔、かつ利用しやすい環境を維持してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） トイレについては、どこの場所もそうですが、明るく清潔な、かつ利用しやすい環境というのが大変重要であると思いますので、前向きに進めていただきたいと思います。

参考までに、6月8日の新聞記事によりますと、茨城県は、2019年の茨城国体・全国障害者スポーツ大会、続く東京五輪・パラリンピックの受け入れ態勢強化の一環として、県内観光施設のトイレの洋式化に乗り出す方針を明らかにしました。民間の観光事業者に対し、条件により、洋式への改修等に補助を出すというものです。おもてなしの体制づくりを進めたいという趣旨であります。

家庭においてもトイレにはトイレの神様がいると言われ、きれいにしておくことが家族円満の秘訣です。自治体においても同じく、公共のトイレが快適であることが自治体発展の基本であると私は考えます。

次に、3. 買い物不便者への対策についてお聞きいたします。

菅谷地区を中心とした市の中央地区には、店舗が集中し、なんら買い物にも不便を来しておりませんが、例えば、神崎地区本米崎や木崎地区南・北酒出、門部、鹿島といった周辺地域には、店舗が余り見当りません。このように商店がない、コンビニがない、買い物する場所がないという地域があります。

「おしょうゆ、砂糖、みそがすぐ買えないの」という声を聞きます。高齢者だけの家庭もふえつつあります。自給自足にも限度があります。仮に、若い世代と同居の場合でも、例えば息子や娘、お嫁さん、お婿さんに、買い物に連れて行ってと頼むのは年寄りにとっては大変勇気の要ることなんです。私くらいの年になると、その立場になってみるとわかるんです。ならば、買ってきてもらえばいいじゃないかとなりますが、特に女性はいくつになっても、自分で買い物をしたいんです。自分で手にとって買うことによって、頭も使いますし、脳の活性化にも非常によいことです。商店ができれば最高ですが、お店を開いても商売にならないからできないのでしょうか。せめて、移動販売があると、地域の活性化にもつながりますし、会話も生まれ、大変うれしいことであります。

これらのことを考慮し、いずれかの商店とタイアップして、移動販売車の検討をしていただけないでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今、議員さんからお話ありました生活者といいますか、いわゆる買い物弱者への対策でございますけれども、買い物を含む生活の足といたしましては、コミュニティバスやデマンド

タクシーなどの公共交通を利用していただいているところでございます。

また、一方では、販売側といたしまして、民間企業では生協が市内全域に宅配サービスを行っております。また、スーパーやコンビニでは、市内の一部を対象として、ネットスーパーで宅配サービスを実施している事業者もございます。

そういったところで、公共交通や民間企業のサービスを利用していただくことで、買い物弱者の解消につながっているものと考えております。

しかし、さらなるサービスにつきましては、需要や民間企業の動向を見守っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今後ますます高齢化が進むにつれて、免許証返納者がふえ、車を運転する方は減少するのではないのでしょうか。よりよい方向になるように見守っていただきたく、希望をいたします。

次に、那珂市の公募展について質問をいたします。

県北6市町を舞台に、今秋、茨城県北芸術祭が開催されます。4つのエリアに30会場というかなり盛大なイベントになると見込まれています。このように各自治体では、芸術文化方面に力を入れるのがわかります。

那珂市はこれに参加はしておりません。そして現在、芸術の祭典としては、公民館まつりや文化祭において、市民がふだんの努力の成果を発表するための祭典は開催されておりますが、公募展はありません。

現在、那珂市において、絵画や書道作品などを発表する展示会的なものはどのようなものがどれくらいあるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

展示会の機会といたしましては、ただいま議員のほうからお話ございましたように、那珂市文化協会会員の発表の場として、那珂市文化祭におきまして中央公民館、そして総合センターらぼーるで、美術、書道をはじめとした13部会ごとに展示並びに発表を3日間行っております。

また、文化協会の書道・写真部会合同の発表会を中央公民館において、部会以外の市民にも作品を募りまして、3日間展示を行っております。

また、今年度につきましては、新たに美術部門を加えまして美術展覧会という形で開催する予定になっております。

さらに、中央公民館の事業といたしまして、公民館講座及び定期利用団体の発表の場といたしまして、公民館まつり2015を11月20日から22日の3日間開催をいたしました。また、ウィメンズクラブ等の3講座が展示会を行ったところでございます。その他に、定期利用団

体からも18団体が展示を行うなどの展示会を行ってございます。

また、中央公民館の2階には、定期利用団体に対しまして、希望する団体が展示できるスペースがございます。展示期間につきましては、1団体当り2カ月間ということで、平成27年度につきましては、14団体が展示をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 日ごろの勉強の成果を発表する機会は十分に満たされているように感じました。作品を制作する一つの目的は、やはり多くの方に見ていただくといった要素が含まれているのも事実です。

ところで、児童・生徒の作品展の開催状況はどうなっておりますか、伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

児童・生徒の作品展といたしましては、青少年育成那珂市民会議が主催しております「家庭の日」をテーマに図画・作文の募集などを行っております。昨年は12月2日から16日まで13日間、総合センターらぼーるにおきまして全作品を展示する作品展を開催するとともに、12月12日に優秀作品の発表会並びに表彰式典を開催いたしました。

また、那珂市教育研究会の事業の一環といたしまして、市内の保育所、幼稚園、小・中学校児童・生徒を対象といたしまして、那珂市保幼小中美術展覧会を那珂市文化祭と共催で、10月30日から11月3日まで4日間開催をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 大変よい企画かと思えます。幼少期、成長していく過程において、自分の作品が表彰されるということは大変な励みになり、将来の進むべき道に大きく影響することもないとは言えません。大変有意義のあることです。

さらに、私は、水戸市展や日立市展のように、広く市内外から文化芸術作品を募り、作者の励みとなるような賞、例えば市長賞であるとか、市議会議長賞であるとかを設定した公募展の開催を望みますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

公募展の開催につきましては、市の文化振興を図る上で有効な事業と思っております。開催するにあたりましては、審査員の選出方法、あるいは具体的な容量、さまざまな課題などが考えられますので、開催が可能かどうか今後研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 公募することによりまして、広く市内外に那珂市をアピールするばかりでなく、住みよさに加え、文化・芸術的な気風も高まります。ぜひよい方向への研究をお願いいたします。

今回の改選により、再びここに一般質問の機会を得られましたことに感謝申し上げ、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 以上で通告8番、筒井かよ子議員の質問を終わります。

少し早いんですけども、休憩といたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◇ 寺 門 厚 君

○議長（中崎政長君） 通告9番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 水害対策について。2. 原子力災害時の広域避難について。3. 那珂市の豊かな自然環境の保全について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔6番 寺門 厚君 登壇〕

○6番（寺門 厚君） 議席番号6番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、水害対策についてお聞きいたします。

この水害対策については、自然災害というのはいつ襲ってくるか予測がつかないということは明白でございます。3.11の東日本大震災しかり、そして昨年9月の関東・東北豪雨による鬼怒川の氾濫による常総市の水害もしかりでございます。

そして、さらにこの5月30日に国土交通省から公表されました那珂川及び久慈川水系の洪水浸水想定区域というのが発表されております。これを見ると、大変衝撃を受ける内容となっております。これまでの想定外が想定内の災害ということで捉えられているということでございます。やはり改めてこの災害に対する備えの見直しをしっかりとしていく必要があるなということで質問をさせていただきます。

昨日、那珂川、久慈川の水害対策の現状と対策ということでは助川議員のほうから質疑が

ありましたので、この件については割愛をさせていただきます。

次に、昨年の関東・東北豪雨による鬼怒川の氾濫によるところの常総市の水害ですね。これについて当時那珂市の市民の方からも、豪雨地域があと30キロ那須のほうにずれていたら那珂川が氾濫していたよと。もう気をつけなきゃいけないよねという声を何人かの方からお聞きしております。危機管理監含め、担当課ではこの常総市の水害について当時どう感じたのか伺います。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

いつ起こるかわからない災害に対し、ふだんから有事に対する備えの大切さと、また私自身、防災課職員全員が困難時こそ冷静に対応し、適切な指示のもと被害を最小限に抑えるための応急対策を講じることの重要性を再認識いたしております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 対岸の火事ではなくて、我が事と考えて、ふだんから有事に対する備えの大切さを痛感したということでございますので、まさにそのとおりだと私も思います。

一昨年、平成26年時の茨城県水防計画の中において、那珂市内には重要水防箇所、これが那珂川で4カ所、久慈川で20カ所ございます。これはたしか県のほうの記事を見ましたけれども、これを常総市の水害の後、避難場所、災害情報提集、ハザードマップの見直し、避難基準等々の水害対策及び避難計画の見直しを一緒にされているのかどうか伺います。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

東北・関東豪雨を踏まえまして、昨年の10月に久慈川において堤防高が低いなどで危険性の高い箇所を国、県、本米崎地区住民と共同点検を実施し、情報の共有を行ってございます。また、大規模な洪水時において、市が対応を行うべき基本的事項をまとめた水害対応チェックリストを作成しまして、関係防災機関等との共有化を図りました。避難計画につきましてはまだ見直しには至っておりません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 本米崎地区で共同点検を行ったということと、情報の共有化も図ったよということでございますので、水害対策での変化への対応は今後も継続して行ってほしいと思います。

また、避難計画についても見直しをぜひ実施していただきたいと思います。

ハザードマップについては昨日助川議員のほうからお話ございましたので、割愛させていただきますけれども、1点、昨日見たことがないというお話もありましたので、中に日ごろからの準備ということで、その6つ目に洪水ハザードマップは目立つところに保管という



ことが書いてあるんですけども、実際私もこれ探してみたら見つかりませんでした。もう8年ぐらい前の話なんです。ということは目にされる機会がほとんどないということが想定されますので、今後についてはダイジェスト版で、目につくところにぺたっと張れるような、そういう方式にさせていただきたいなというふうに思います。

それと、5月30日、先ほどお話ししました、その那珂川、久慈川水系の洪水予想、これによると、やはり今までは5メートルから10メートルという想定ですが、今回については洪水時の最大水深が10メートルから20メートル未満ということで、かなり被害の地域が広がるということが書かれております。こういった大規模災害が実際に起こり得るという想定に入ってきておりますので、この広域大規模災害に対して那珂市としてどう今後対応していくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

水害発生時には情報を共有しまして、国土交通省、気象庁、消防、警察署、消防団等の関係機関と危険情報をいち早く住民に伝達をし、避難につなげられるように体制整備を引き続き図ってまいります。

また、水害発生につながるおそれのある危険箇所の早期解消に向けて、国・県に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 住民の生命・安全を第一に考えて、水害発生危険箇所の早期解消に向けて、即手を打っていただきたいと思います。

また、大規模災害ということでは久慈川・那珂流域減災対策協議会というのが設立されております。この中での協議会の構成員は市長や官僚という方々ですけれども、やはり専門学者や各地域の災害対策識者を加えるべきではないかというふうに考えます。ぜひ加えていただきたいということと、また、洪水については、那珂川で言いますと上流の那須になりますので、こちらに雨が降ると洪水が起きるとい現象が起きますので、那須連山含め、那須地方の保水力の調査及び保水力の増強をしっかりと推進されるよう提案していただきたいと思いますが、検討のほどお願いいたします。どうですか。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

久慈川・那珂流域におけます減災対策協議会は、昨年鬼怒川において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえまして、茨城・栃木両県の河川管理者、气象台、県、沿岸市町村等が減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体かつ計画的に推進することによりまして、久慈川・那珂川流域における大規模な浸水被害に備えるために設立されまして、さる6月3日に第1回の会合が開催されております。

なお、議員提案の内容につきましては、今後協議会に提言をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひ提言をしていただきたいなというふうに思います。やっぱり自然災害はどうやってもとめることはできません。水害についても河川の氾濫、こればかりではありません。陸水と呼ばれる大水ですね。これは戸多の田崎や大内地区で過去やはり被害に遭った事例があります。それから、菅谷地区ですね、こちらにおいても最近人口増による地面のコンクリート化が進んでおり、生活排水や雨水、農業排水も早戸川へ集中するなど、排水量の拡大が今後も予想されてまいります。那珂市内でも排水路は早戸川がメインになっておりますけれども、これで今後その排水量がふえると全部これで対応処理できるのでしょうか。新たに久慈川や那珂川へ横に抜ける排水路も設けるべきではないでしょうか。いかがですか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

議員ご指摘の菅谷地区の市街地の雨水排水等につきましては、1級河川であります大井川と普通河川であります両宮排水路から早戸川へ合流しております。市で整備しております両宮排水路は、平成23年度から早戸川合流部から開削工法により整備しております、平成30年の完成を目指して今進めているところでございます。

早戸川及び両宮排水路が整備されたことによりまして、近年におきましては市街地の冠水被害は起こっておりません。さらに大井川も県施工によりまして上流部の整備が進められており、洪水による被害はより少なくなるものと考えております。

したがいまして、久慈川、那珂川への水路を設けることについては現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 水害対策では陸水、いわゆる内水氾濫については対象外となっておりますので、いわゆる想定内では起こらないという回答ですけれども、やはり今後区域見直しによる住宅増も想定されますし、環境の変化も当然ながら予測されております。やはりもう一度再度その内水氾濫対策について検討をいただきたいと思います。これは後ほどで結構です。

それから、災害時の被害を、今は対策といいますと防ぐということにはなるんですけれども、どうしても防ぎ切れないという部分がございます。それをもし起こっても被害を最小限にとどめようという、いわゆる減災ですね。この考え方が今防災対策の中で重要視されてきております。今後想定外の災害に遭っても、最小限の被害で済むよう減災対策を構築すべき

であるというふうに考えます。那珂市においても自治会、知識学者、専門学者等による災害減災協議会を設置稼働させて安全対策を進めるべきではないでしょうか。いかがですか。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

災害の被害を最小限に抑えるには、やはり自助、共助、公助の関係が大切となります。中でも自助、共助の地域の防災力を向上させることが重要と考えております。まずは市民の防災意識の向上を図る防災対策を進めることが大切であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 地域の防災力向上というのは自助が基本ということでございますけれども、やはりこの自助の力を強化していくには、具体的な減災の手段や方策を実際に訓練しながら進めていけばいいのではないかなというふうに思います。地域の中で減災の考え方と具体的な対策を共有することが大事だと考えます。意識の向上プラス即行動が伴うよう訓練の支援を進めていってほしいと思います。どうしてもマニュアル等はできたけれども、実際行動に移してどうだったかと、いわゆる訓練がされないのが現実なんで、しっかりとやっていただきたいと思います。

そこで、いざ災害時には市や住民が何をすべきかわかる、見える化が重要であるというふうに考えます。県南西地域の10市町で作成されました時系列の行動計画、タイムライン、これは先日も新聞で発表がございましたけれども、これは市町村ごとに異なる地理的条件や気象条件も踏まえて作成されております。災害想定の前3日からの市や住民の動きを細かく明示しており、水位の上昇や洪水予報など刻一刻と変化する状況に合わせて防災体制を強化する。避難指示を発令する。避難に対する準備行動といった市や住民が今何をすべきか時間帯で見えるようになっているシステムでございます。これを参考にして、やはり那珂市においてもこの時系列で災害時の行動計画ができればいいなということなんで、ぜひこれを作成していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

那珂市においてもタイムラインの代用となる水防チェックリストを作成しており、河川の増水時には国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所と連携を図りながら運用してまいります。

また、避難行動につきましては、河川の増水だけでなく、土砂災害もあわせて自主防災組織を中心とした情報伝達、収集などの体制づくりを強固なものとするよう推進してまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 水害だけではなく、複合災害ということにもぜひこのタイムラインもあわせて活用していただけたらなというふうをお願いをしたいと思います。

防災訓練の中ではやっぱり災害時の避難訓練、先ほど申しましたけれども、これが重要でございます。やっぱり市民一人一人が体で覚えるぐらいの訓練、体験ができていればいいなというふうには考えるんですけども、今申し上げましたこの那珂市時系列の災害時の行動計画どおりに、いわゆる訓練を実施されてはいかがかというふうに考えるんですが、どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

水害についての避難訓練は予定しておりませんが、今後の課題と考えてございます。以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 予定はされていないということなんですけれども、やっぱり書いたものだけでは何も各市民一人一人が動かないんで、そこはやっぱり訓練が必要になる。重要だと思いますので、やはり実際に訓練をしていただきたいと思います。今後の課題ということも挙げられておりましたけれども、早目に問題解決を図っていただいて、地域の防災組織体の中で実施していただきたいと思います。市民一人一人の生命・財産の安全が図れるようにもしていただきたいと思います。さらに水害対策というのは1自治体だけの問題ではありませんので、河川流域の他自治体にもかかわるため、広域の水害防災計画を含め、避難計画もあわせて、さらに避難訓練も広域かつほかの災害との複合災害も踏まえて、しっかりと総合的につくって、訓練の実施を切にお願いいたしまして、この項の質問を終わります。

次に、2番目、原子力災害時の広域避難計画についてお聞きいたします。

この広域避難計画については、私は平成26年第4回の定例会で質問をさせていただきました。そのときは単独災害で平成27年度に策定という回答をいただいております。避難訓練については今後検討するという回答だったというふうに記憶しております。また、続きを質問させていただきますとも言っておりました。ということで、改めて今回質問をさせていただきます。

昨今の原子力発電に関する状況について言いますと、昨年8月11日に九州電力川内原子力発電所で、そして今年の4月末に関西電力高浜原子力発電所で再稼働が強行されてしまいました。この中で川内原子力発電所は稼働から32年が経過しております。いわゆる老朽原発であり、加えて3年以上のブランクを置いての起動については設備の技術的安全性の面での危惧が指摘されております。また、実効性のある避難計画の策定や新規制基準に基づく対策が不完全な状況の中で鹿児島県と薩摩川内市が再稼働へのゴーサインを出したことにつきましては、地元住民だけではなく、隣接する自治体からも強い不安と批判の声が上がっております。これらはあと2年後に稼働後40年を迎える老朽化が著しい、また使用済み核燃料の最終

処分の未決定のままの大量な在庫保持、現在でも危険には変りはない東海第二原発の立地する私ども那珂市民にとっても他人事ではありません。

このような状況の中で、本市においても地域住民の命と生活を守る観点から、住民の生命・財産、生活を守るために自治体として原子力災害時の防災対策及び広域避難計画の策定、避難訓練の実施を速やかに実施すべきであるというふうに考えますが、市長はどのように考えているのか、いくつかお伺いしたいと思います。

これも昨日花島議員のほうからも質問がありましたので、重複する部分については割愛をさせていただきます。

現在広域避難計画については策定中ということでありますので、広域避難計画策定にあたっては複合災害や交通渋滞、悪天候、あるいは深夜などの状況、病院入院患者や福祉施設入居者及び子供など災害弱者と言われる人たちに対する施策など、あらゆる事態を想定して策定しているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

広域避難計画につきましては上位計画であります茨城県広域避難計画に準じ、まずは原子力施設の単独災害を基本として作業を進めているところでございます。しかしながら、複合災害や災害弱者と言われる人たちへの対応など市民の生命を守るために今後も検討を重ねることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 想定できるものは全て織り込んで、やっぱりつくり込んでいってほしいと思います。

次に、広域避難計画はやはりここに住んでいる住民、この住民参加のもとで、それから公開をして納得をしてもらって策定していつているのかどうか。また、避難手段のバスの手配や高速道路使用での所要時間、渋滞時の実際でのシミュレーションなどの検証は実際に行っているのかどうか伺います。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

広域避難計画の策定にあたりましては、市民に対し丁寧に説明をし、実効性のある計画を作成していきたいと考えております。

また、通常時のシミュレーションとしまして、桜川市、筑西市からの提示をいただいております避難所まで実際に避難ルートを走行し、確認してくる予定でおります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 住民に対する説明は丁寧にしっかりと行っていただきたいと思います。

これも策定段階、原案の段階で結構だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、災害弱者への優先配慮、あるいは安定ヨウ素剤の配布、スクリーニングの手順や場所、そして除染の実施、一時滞在者、避難時の一時集合場所での防護服の準備等々、これもシミュレーションを含めて市でできることはしっかりと準備するよう強く求めておきたいと思ひます。

先ほど住民に対する丁寧な説明をしっかりとということでお願ひしましたが、やはりこの広域避難計画策定に関する説明だけではなく、住民との意見交換会、これを実施すべきと考えますが、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

広域避難計画の策定にあたりましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、市民に対し丁寧に説明をし、実効性のある計画を作成していきたいと考えておりますが、意見交換会等については現在のところ未定でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 意見交換会は未定ということですが、説明会の折でも機会はたくさんあると思ひますので、ぜひこれは実現していただきたいというふうに思ひます。

次の質問は熊本地震の影響ということで、これも昨日花島議員のほうから質疑がありましたので、答えももらっていますので、割愛をさせていただきます。

次に、避難先についてですが、原子力災害時の那珂市の避難先、これは桜川市と筑西市と決定されておりますけれども、受け入れ態勢はどういう状況なのか伺ひます。

また、桜川市とは受け入れ協定等の話し合いが進んでいると聞いておりますけれども、覚書等の契約書は交わされているのか伺ひます。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

桜川市及び筑西市から合計61カ所の避難所を提示をいただいております。各避難所への割り振りは地域コミュニティをできるだけ崩さないよう、自治会単位を基本に行っております。

また、平成28年1月26日に桜川市と筑西市と那珂市の3市によりまして原子力災害時における県内広域避難に関する協定書を茨城県内で初めて締結をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 県内初の協定ということで、大変それは進んでいるということだということだというふうには思ひますけれども、その受け入れ先との話し合い、協定の結果、公表できるものについては都度逐次市民の方に公表して行ってほしいと思ひます。

次に、首長懇談会、いわゆる地元同意権を求めた原子力安全協定の見直しということにつ

いて伺いますけれども、これも花島議員の質問とかぶる分については割愛しております。

地元同意権の拡大を求めるこの安全協定の見直しですけれども、原電が5市の権限拡大に否定的であった場合、首長懇談会としてどうすべきかの話し合いはされているのか市長に伺います。また、なされていない場合、那珂市長としてどうすべきなのか、どういうふうにしたいと思うのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 所在地域首長懇談会は昨年8月以来一度も開かれていないという状況です。昨日も花島議員のご質問にお答えしたんですけれども、来月開催をする予定であります。そういうことで権限拡大の回答は得られておりません。それから、原電の意向も確認ができていないというのが現状であります。

見通しはどうかということですが、事故のリスク負担は所在地である東海村と同等であると考えておりますので、構成自治体と連携しながら、粘り強く権限拡大に向けて要求をしていきたいと思っております。

あわせて、なされない場合どうするのかということなんですけれども、原電が否定したとしても、一番の権限を有しているのは茨城県と東海村ですから、権限を有する東海村をはじめ、構成自治体と連携しながら、繰り返し粘り強く権限拡大に向けて交渉していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 粘り強く交渉を進めて権限拡大を勝ち取ってほしいと思っております。しかしながら、このまま回答の進展がないと、原子力規制委員会の適合性審査の結果が出た後になってしまう。それでは遅過ぎますので、つきましては那珂市においても周辺15市町村以外の自治体についても意見反映ができるように、県に対してあらゆる機会を通して要望していただけないでしょうか。市長、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 原子力災害はご存じのように広範囲に影響を及ぼすということが明らかになっております。したがって、県に対しましては意見を具申続けていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） しっかりと意見提言をお願いしたいと思います。

先般、いわき市の原子力災害時の、もちろん複合災害を想定しての避難計画について話す機会がありました。このいわき市原子力災害広域避難計画の中で、いわき市勿来地区の避難先市町村にひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市が明示されておりました。茨城県との受け入れについて調整が図られているというふうに聞きましたけれども、市長は県からの情報は受けていますか。また、従来この避難することばかり考えておりましたけれども、い

わき市勿来地区の避難先を避難先としてどう受けとめ、どのように対応していくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） ご指摘の事項については、茨城県と福島県の協議により那珂市が今議員がおっしゃったように、いわき市の勿来地区の避難先として割り振られたことについては担当から報告を受けております。ちょっと記憶が定かでないんですけども、大体1万人ぐらいじゃないかということでしたね。

また、避難先として示されたことについては同胞として、また人道上の見地からも、また助けていただいたという経緯もありますんで、以前にほかの自治体から助けていただいたこともありますんで、真剣に受けとめたいというふうに考えております。

受け入れ先の詳細については今後いわき市の求めに応じまして十分に協議を重ね、迅速に対応していきたいと考えております。現在のところいわき市のほうからのアプローチは全くないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） はい、わかりました。受け入れはやっぱりしっかりと対応していくのは人道上もそうだというふうに思いますけれども、これも複合型災害での、こちらも被害を受けての避難先になるということもあり得るわけで、いわゆる最悪を想定して受け入れというものを含め、迅速な対応ができる体制づくりをしていってほしいと思います。

さらには、多分勿来地区のコミュニティは先ほど1万人というお話がありましたけれども、コミュニティ全体の受け入れということになりますんで、市民の皆さんの協力も得ながら進めていってほしいと思います。

この項の最後の質問になりますけれども、東海村では先般議会も再稼働へと方向性を打ち出しておりますけれども、東海第二原発はあと2年後には、いわゆる稼働後40年を迎えます。老朽化のもう限度でございますけれども、20年延長稼働も含め、今後那珂市としてどう対応していくのか市長に伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 原発の再稼働や期間延長については、最終的には国の判断になります。しかしながら、原電に対しては協定の見直しによる権限拡大を要求しているところであり、市としましても首長懇談会構成自治体と連携しながら、粘り強く取り組んでいきたいというふうに考えております。

特に再稼働に対する深いご懸念をお持ちのようですが、ご承知のように、那珂市は現在再稼働可否の権限がありません。その権限が拡大されるように全力を尽くして努力していきたいというふうに考えております。

以上です。



- 議長（中崎政長君） 寺門議員。
- 6番（寺門 厚君） 首長懇談会含め、その権限の拡大はしっかりと勝ち取っていただきたいと思いますが、もう一遍だけ聞きますけれども、市長はどうされるんですか。
- 議長（中崎政長君） 市長。
- 市長（海野 徹君） どうされるということはどういうことでしょうか。
- 議長（中崎政長君） 寺門議員。
- 6番（寺門 厚君） 安全が確保されるまでは動かしてはいけないというふうに理解しておりますけれども、そういう理解でいいんですか。
- 議長（中崎政長君） 市長。
- 市長（海野 徹君） 最終的には市民の皆さんのご意見とか、議会のご意見をお聞きしながら判断していきたいというふうに思っております。個人の意見を、そういう意味で及ぼす影響も多いと思いますので、個人の意見は差し控えさせていただきますけれども、基本的には市民のご意見、それから議会のご意見を参考にしながら判断をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

- 議長（中崎政長君） 寺門議員。
- 6番（寺門 厚君） 市民の判断ということでお話がありましたけれども、意見交換会というものはやっぱりぜひ実現して、市民一人一人のお考え、交換ですからやりとりをして、しっかりとそこは決めていっていただきたいというふうに思います。

あわせてその避難計画で言いますと、いろんな想定される状況がございますけれども、万策尽きて避難計画ができないよといった場合には、稼働停止から廃炉という選択肢もあり得るんだなということをお忘れなきよう今後ご検討いただきたいということをお願いいたします。この項の質問を終わります。

最後、3つ目ですが、那珂市の豊かな自然環境の保全についてということで伺ってまいります。

豊かな自然環境の保全ということでタイトルをつけておりますけれども、これは最近あちこちで見かける太陽光発電の設備について、その環境とのかかわり合いはどうかということについてお聞きしたいと思います。

太陽光発電設備については、最近つくば市では条例で自然環境の保護及び景観を損なわないことを求めています。また、笠間市でも笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例を制定しております。石岡市では太陽光発電の適正指針の運用を6月1日から開始し、9月議会への条例案提出を目指しているという状況です。いずれの条例についても太陽光発電設備の設置に関し、住環境への配慮と自然環境の保護及び地域関係者との調和を図るためのものとなっているところがポイントだというふうに思います。

このような状況の中で、那珂市においてはこの太陽光発電設備が環境や景観、史跡などを

保護しながら設置されているのか。また、那珂市の保護されるべき景観は何なのか。設置場所である平地林の活用策を改めて考えておく必要があるのではないかとこのように考えます。

そこで確認ですけれども、最初に地球温暖化防止のために役立っている平地林、里山の保全についてお聞きします。

冒頭は那珂市においてCO<sub>2</sub>削減活動、具体的に何をどう展開しているのか。また、直近の3年間の実績と課題、対策について伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

CO<sub>2</sub>削減活動についてというご質問でございます。市でもいろいろやっております、まずは節電キャンペーン、グリーンカーテンの推進、それから夏至、七夕におけるライトダウンなどを実施しております。また、市役所といたしましても、ノーマイカーウィーク、あるいはグリーン購入などの取り組みをしているところでございます。

ノーマイカーウィークにおきましては、5月から8月までの第2週目、全職員を対象にして取り組んでおまして、平成25年度は約4.4トン、平成26年度は4トン、27年度は2.6トンのCO<sub>2</sub>削減を図ることができました。

また、グリーン購入につきましては、市のグリーン購入指針に基づきまして、物品の調達を環境負荷低減に資する製品としておまして、調達率につきましては平成25年度が98.4%、26年度は96%というふうになっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） さまざまな取り組みを市役所でやっているということはわかりました。毎年約4トンぐらいのCO<sub>2</sub>削減につながっているということだろうと思います。

平地林、里山の果たす役割、効果というのはどういうものなのかお聞きします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

平地林、里山など森林によるCO<sub>2</sub>吸収による温室効果ガスの削減というのは地球温暖化防止の観点からも重要であるというふうに認識してございます。具体的にどれぐらいのCO<sub>2</sub>削減につながっているのかということについては正直把握してございません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） その先を聞こうと思ったんですけれども、把握していないということになると聞いてもわからないということになってしまいますが、一応県の森林湖沼環境税のチラシの中にデータのものは出ておりました。これで言いますと、県全体では森林面積が18万6,603ヘクタール、平地林面積が3万9,110ヘクタール、平地林の面積というのは全県で21%あるよということですね。平成20年から24年の5年間の森林保全、整備実績、これ

は約8,000ヘクタール、この8,000ヘクタールを整備したことによって空気中の炭素量が約3万7,000炭素トン削減できましたよということですね。これは一般家庭で言いますと約2万5,300世帯の排出量の削減に匹敵するということだろうと思います。1家庭当り大体二酸化炭素の排出量というのは1.46炭素トンということでありますので、先ほど市役所でお取り組みになっている活動結果というのは4.4トンぐらいだろうということですが、それに比べると、この平地林の果たす役割というのは非常に大きいものがあるというふうに考えられると思います。

それから、次ですけれども、里山で言いますとイノシシのすみかになって荒れ放題ということで、里山の保全ですね、これについてはどういう手を打っているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

茨城県森林湖沼環境税というものがございます。これを活用いたしました身近なみどり整備推進事業という事業がございまして、これによりまして市と森林所有者等との間で協定を結びまして、整備後は森林所有者等が適正に維持管理すること、これを条件としまして、荒廃した平地林や里山林の間伐などの森林整備の支援をしております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 市は費用の負担もしていくということですよ。この森林湖沼環境税を利用してですね。この森林湖沼環境税というのは平成29年度で終了になります。以後、そうしますとこの保護活動というのがばったりととまってしまうと、そういう懸念も予想されますので、やはり別の仕組みを何とか構築していただきたいということで、市としても県への提案をお願いしたいと思います。

さて、平地林のこの太陽光発電についてですけれども、今この平地林で太陽光発電施設、多数那珂市でも見受けられます。これは市では実態を把握しているんですか。できましたら地区別に業者数、面積、件数でどれぐらいなのか教えてください。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

地区別にご質問ですが、地区別にはデータがございませんので、那珂市全体での件数になってしまいますが、これによりまして資源エネルギー庁のデータでございまして、平成28年1月末現在で主に家庭用と思われまして10キロワット未満の設備が1,421件、10キロワット以上の設備が386件となっております。その386件のうち500キロワット以上の大規模な設備が7件というふうになっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 家庭用以外と思われるものが今のお話ですと386件、ですから、全体

の21.4%ということになると思いますけれども、これは今後も増加が予測されます。やはり個々の設置状況についてもきちっとこれから把握をしていく必要があるんじゃないでしょうか。ぜひ把握するようにしてほしいと思います。

次に、太陽光発電設備が設置されている場所、これは借地なのか購入なのかちょっとよくわかりませんが、この那珂市への貢献という点、やはり税金が入ってくるということになると思いますので、この太陽光発電施設の事業税、固定資産税、所得税等々、税収はどれぐらいになるのかお伺いします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） このうち固定資産税のみつかんでおります。平成28年度固定資産税の課税状況でございますけれども、土地分が1,225万3,480円、償却資産分が3,315万7,056円、合計4,541万536円でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 4,541万円ですか。毎年今後20年間これは入ってくるということになるわけですね。入るのはそうなんですけれども、今までもとの山林ですとか、そういう状態ですと税収はこれに比べるとどうなんでしょうか。高いんですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

こちらは雑種地に課税しているものが多いと思いますので、こちらのほうが高いと思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 雑種地のほうが高い。わかりました。やっぱりそうしますと、金額的には貢献度が低いということになるわけですね。

では、次に、今ある太陽光発電施設の20年後の状況、これは把握されていますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

太陽光パネルの寿命は二、三十年と言われております。したがって、20年後、大量の廃棄物が排出されることが懸念されております。こうした懸念を受けまして、環境省では、既存の法制度や留意事項といった基本的な事項を整理いたしまして、リサイクル等の推進に向けました太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインというものを今年3月に作成しております。

今後もこうしたリサイクルシステムの構築ですとか、法体制の整備といったものが図られるというふうに期待されますので、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 把握はされていないということですが、いろいろな情報を集めると、やはり20年後はゴミの山になると、この那珂市もというふうに想定されます。というのは、そのリサイクルが仮にできたとしても、そのリサイクル率というのは76%でございますので、あと24%はゴミとして残る可能性が非常に高いというふうに言われています。しかも有害物質のヒ素、鉛、カドミウム等、これがソーラーパネルに含まれておりますので、これらの処理についても大変な問題となるということが言えるかと思えます。

加えて、さっき言った残り24%の処理方法についてもまだ詳しくは決まっておきませんので、これは原子力と一緒に、最終的に処理がわからないよという、決まらないよということにならないように、何とかしていかなくてはならないなというふうに思うんですけれども、太陽光発電というのはそういう問題もありますし、また一方では太陽光発電で非常にクリーンなエネルギーということで、原子力に代るものと言われておりますけれども、さっき言いましたリサイクルするときに、これは焼却しなければいかんと。熱を加えなければいかんということになりますので、これは化石燃料でやるというような状況になりますので、そうしますと、今度CO<sub>2</sub>処分のときに発生させるということになるので、プラスマイナス両方あるということなんで、そのマイナス面はどうしてもこれからは減らしていかなければならないなというふうに思いますので、ぜひとも市においてももっともっと関心を持っていただいて、そういった啓蒙をしっかりと実施して行ってほしいなと思えます。

先ほどリサイクルの仕組み、確立を待つというお話がありましたけれども、待つということも非常に大事ですが、やはりできることは市でやれることは環境保護と設備業者が責任を持って処理するといったその運用指針、あるいは条例での指導、規制が必要ではないかと考えます。では、現在施設近隣住民からの太陽光発電設備にかかわる苦情というのは寄せられているのでしょうか、伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

今現在のところ市に寄せられている苦情、これに関するものはございません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） まだ始まったばかりなので、問題が顕在化していないということだろうと思えますので、今後はしっかりと把握して行ってほしいと思えます。

太陽光発電設備設置場所、これの状況については自然環境保護の面、観光、史跡、動植物の保護等について市としてどうかかわっていくのか、考え方、運用方針、かかわり方を検証しておく必要があると思えます。観光資源について伺いますけれども、市としては平地林や里山は貴重な緑の田園風景の一部として那珂市の観光資源と考えているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

那珂市の魅力の一つといたしまして、緑豊かな田園風景というものが挙げられます。市といたしましても、貴重な観光資源と認識しておりまして、大事にしつつ、観光資源として、また市内外にも魅力を発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 住みやすいまち那珂市としての条件の一つになるかと思っております、大切に保護、維持管理をしていってほしいと思っております。

次に、地球温暖化にも貢献している平地林や里山の今後のあり方をどう考えているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたように、平地林や里山の緑豊かな田園風景を守るということは重要と考えております。市といたしましても、こうした里山の緑というものを、これらを守るために、市としても森林ボランティア等の力をおかりしながら保全に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 保全については那珂市民環境会議の皆さん方か、各団体の皆さん方が今一生懸命取り組んでもらっておりますけれども、やはりその財源はきちっと確保していただきたいと思います。

次に、太陽光発電やその他の事業開発にあたっては、動植物の生態、環境保全についてどのように考えていますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

市の環境基本条例におきまして、事業者の責務といたしまして、情報の基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものというふうに規定しているところでございます。

市といたしましても、随時指導を行うとともに、条例の趣旨を広く啓発しまして、環境保全に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 環境、生態系の一員である動植物は市の環境基本条例、これに基づい

た指導をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、太陽光発電やその他の事業開発にあたっては、史跡、景観等、遺跡を含めて資源保護についてどのように考えていますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

史跡や遺跡に関してでございますが、太陽光発電に限らず、開発を行う場合は、埋蔵文化財包蔵地に該当するかの照会をしていただきまして、包蔵地内であれば発掘等の届け出書を提出していただいております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 史跡や遺跡については埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうかということがその保護の分かれ目ということになるんだろうと思いますんで、いずれにしても、乱開発防止に努めていただきたいなというふうに思います。

ここまで自然環境保護面、観光、史跡、動植物の保護等について太陽光発電のそのかわりについてお聞きをしてみました。いずれにしても、まだ問題が顕在化されていないということで、これからの取り組みと各課さんにおいてもなろうかと思っておりますけれども、やはり20年後に備えていただきたい。20年後、じゃこれやりましようと言っても遅いんで、今から関心を持って対応をしていっていただきたいなというふうに思います。

この項の最後の質問になりますけれども、笠間市の先ほどの条例のお話をしましたけれども、笠間市の条例については太陽光発電設備の設置に関し、住環境への配慮と自然環境の保護及び地域関係者との調和を図るために、笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例ということで、今月の定例会で決まるんだろうと思いますけれども、これもやはり那珂市においても参考にして、やっぱり今もう野放図にこのままどんどんできていってしまいますと、手のつけようがなくなるということも想定されますので、ぜひともなんらかの指針を出して、この那珂市の魅力ある緑豊かな田園風景、住民への配慮も含めて考えていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

今、議員ご指摘のとおり、笠間市で条例制定の動きということでございます。笠間市に限らず、県内のほかの市町村でもございますので、県内の条例といったものを研究させていただきたいと思います。さらに来年茨城県では太陽光発電設置に関するガイドラインというものを作成するというふうに聞いております。それらの内容を踏まえた上で、市として今後どうするかという方向性を決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 調査研究をしっかりと行って那珂市のガイドラインを作成していただきたいと思います。さらには条例の制定というのも今後考えていただきたいなというふうに思います。やはり20年後を見据えて、住民の安心・安全のためにも太陽光発電設備設置のガイドライン、あるいは条例を設置するなどの那珂市の自然豊かな環境、まちの景観、観光資源との調和や住環境との調和を図っていくよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告9番、寺門 厚議員の質問を終わります。  
暫時休憩をいたします。再開を2時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時11分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

#### ◇ 木 野 広 宣 君

○議長（中崎政長君） 通告10番、木野広宣議員。

質問事項 1. コミセンについて。2. 指定ゴミ袋について。3. 市の文化会館の位置づけについて。4. 信号機の設置について。5. 入札について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔9番 木野広宣君 登壇〕

○9番（木野広宣君） 議席番号9番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、コミセンについて質問させていただきます。

平成27年6月、第2回定例会でコミセンについて質問させていただきましたが、前回は利用人数、また駐車場についての質問をさせていただきましたけれども、今回はほかの方からの要望があり、その件について質問をさせていただきます。

コミセンや地区交流センターに図書館と同じように本を置いて、地域の方が市の図書館に行かなくても本を読むことができるとの声がありました。那珂市には立派な図書館がありますが、ただ図書館に行くのにも遠かったりとか、場所によってはかなり時間がかかるのでということもありました。また、ただ図書館のように多くの冊数を置くのは不可能であります。本があると本になれ親しむという意味ではよいのではないかと思います。コミセンの



中でもらぼ一るのように図書室があるところは別ですが、ただらぼ一るに行くと子供たちがロビーに座って本を読んでいる姿を見受けることがあります。すごくほほ笑ましく思っております。

そこで、現在コミセンや地区交流センターには本は置いてあるのかお伺いたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

現在4つのコミセンには本を置いております。議員ご指摘のとおり、らぼ一るには図書室がございまして、約3万冊を配置しております。その他ふれあいセンターよしの、よこぼり、ごだいにはそれぞれ約1,200冊ほど置いてあります。ただ、地区交流センターにつきましては本は置いてございません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 私もコミセンはたまに利用するんですけども、よしのとか行ったときにも1,200冊ぐらいあるのかなという感じで余り気がつかないのが現状であります。私も含めてですが、意外と知らない方も多いのではないかと思います。

次に、また家庭で読まなくなった本をぜひコミセンなどに寄附することができないのかという声もありました。現状はできるのかお伺いたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

各コミセンにつきましては、らぼ一る図書室の除籍になりました本を毎年二、三百冊追加配置しておりますので、本の寄附につきましては受け付けておりません。寄附につきましては、市立図書館において内容を確認の上、受け付けしておりますので、市立図書館のほうにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） そうしますと、市立図書館に内容を確認した上で、状況に応じて寄附することができるということですね。

では、地区交流センターにも本を置くことは可能なのでしょうか、お伺いたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

地区交流センターですが、これはまちづくり委員会が管理しておりますので、まちづくり委員会の判断になるかと思われます。ただ、各地区交流センターともスペースが余りありませんので、図書を置くほどスペースがないということで、難しいかというふうに思われます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに管理がまちづくり委員会の判断と、また交流センターのスペースに余裕がないということが現状だというのはよくわかります。ただ、図書館のように本を置くことができれば、地域のまた憩いの場として、少しでも環境のよい場所にとの思いから、地域の方から要望がありましたので、この質問をさせていただきました。また機会があればこういったことを質問させていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、指定ゴミ袋について質問させていただきます。

市民の方より那珂市のゴミ袋は薄くて破れやすいという話をよく聞きます。確かに私も薄いように感じられるように思います。実際のところ、近隣の自治体と比べてどうなのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

議員のご指摘を受けまして、水戸市をはじめとしまして周辺自治体のゴミ袋を取り寄せて確認いたしました。厚さにつきましてはどこも0.03ミリというふうになっておりまして、また材質につきましてもポリエチレンとなっております。ただ、高密度ポリエチレンと低密度ポリエチレンという差はありまして、これは手ざわりの触感の差は多少ございます。今年委託いたしました業者にも確認しましたところ、県内のほとんどの自治体で材質、厚さとも同じだというふうに聞いております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。確かに材質、厚さとも県内のほとんどの自治体と同じとは私もそうですけれども、市民の方もそのように思っていないのが現状だと思います。私も以前に住んでいた水戸ですが、水戸のほうはかなり厚く、さわったときに全然厚さが違うようなイメージがありました。それで今のお話を聞くと、水戸市のゴミのほうもほかのところもみんな変らないというのは、逆に言うと意外でありました。

また、ほかの自治体の指定ゴミ袋も前回見させていただきましたけれども、先ほどの答弁と同じように、意外と見た感じとはやっぱり全然違うとわかりました。

では、ゴミ袋販売価格は周辺の自治体と比べてどうなのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

販売価格でございますが、45リットル入り可燃ゴミ袋、ゴミ指定袋ということで、那珂市は10枚入りで定価が150円、税込で162円となっております。販売価格の高い順から周辺自治体の状況を申し上げますと、常陸太田市が310円、水戸市と日立市は300円、城里町が270円、ひたちなか市、東海村が200円というふうになっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。そうしますと、那珂市のゴミ袋というのはほかの自治体から比べて非常に安いということがわかります。

また、先ほどの質問と関連いたしますが、材質を変え、袋を厚くするようになった場合、ゴミ袋の作成費用もふえ、ひいては販売価格の上昇にもつながり、市民の方の負担増となるわけですね。人によっては高くてもよいという方もおりますが、大半の方が安いほうがよいのではと思っているのが現状だと思います。

しかし、これはやっぱり今までほかの自治体の状況とかというのも市民の方は意外とわかっていない方も多くいらっしゃると思いますので、ぜひそういう機会があれば、何かの方法でお知らせをしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ゴミ袋への排出者氏名についてお伺いいたします。

これもやはり市民の方からなぜ名前を記入しなければならないのかとの話も聞いたり、また近隣自治体で排出者氏名を書いているのは那珂市だけと伺っております。実際ひたちなか市、東海村、常陸太田市、水戸市など氏名を書かないで出す自治体もあり、なぜ那珂市は排出者氏名を書くのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

氏名を書いていただいておりますが、その根拠といたしましては、那珂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則というものがございまして、これによりゴミ指定袋には氏名を付して排出することというふうになっているものでございます。その目的でございますが、主に適正に分別していただいたり、ゴミの減量化と、それから排出者の方にも責任を持ってもらうという目的でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） はい、わかりました。では、ほかの自治体では記入していないところもありますが、氏名を記入することに抵抗のある方が多いように思われますが、そのことについてはいかがでしょうか。

また、ごみ収集を行っている上で、ゴミステーションに氏名の未記入などで取り残される数等を把握しているかどうかお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

本年2月に実施いたしました市民アンケートに指定ゴミ袋への氏名記入についてという質問をさせていただきました。そうしましたところ、抵抗はあるが、目的を考えればやむを得ないというふうにご回答された方を含めると、約87%の方に賛同いただけているというふうにご理解しております。

また、取り残されている数ということでございますが、現在ほとんどない状況でございますが、引っ越しの時期ですとか、あるいはアパートの住民の方の中で未記入の方ですとか、ゴミの混廃ですね、燃えるゴミ、燃えないゴミを一緒に入れるといった状況が多少見受けられるということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） ただ、私も聞いているところによりますと、中には自分のところに出さないで、会社に行くときに他の人のところにゴミを出して、それも名前を書かないで置いていくというのが結構最近多々あるということを伺っております。そういった中で、やっぱり氏名を書くことは大事だとは思いますが、そのゴミの取り残しについては広報等でお知らせしているのか、また、引き続き市民に周知していただけるように要望したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただ、やっぱりゴミに関しましては本当に市民の方が、特に主婦の方は週に2回出しますので、そういった中ですぐ破れてしまうとか、またカラスの被害があるとかという部分でいろんな思いがあって、今回のこういうのを質問させていただきましたので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、市の文化会館の位置づけについて質問させていただきます。

文化会館と呼ばれる文化施設は、文部科学省の調査によれば、2009年5月現在では全国に1,893館あります。そのほとんどが公立文化会館であります。実務上、文化活動を目的とし、かつ施設的にホール機能を有する施設のことを文化会館、また文化ホールと呼んでおります。文化会館は地域における住民の文化活動の拠点であり、文化会館サイドからも地域住民に対し、地域文化活動の水準を上げるような努力を行うというのが通常である。そのような住民と会館の相互交流を通じて地域活動は推進されるとあります。そのようなことから質問させていただきます。

県内で文化会館がある市町村はどれくらいあるのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

県内の文化会館の状況でございますけれども、その施設の規模までは把握はしてございませんけれども、市民会館、あるいは公会堂的な施設が設置されている市町村は26市町村ございます。この中にはコミセンなども入ったものでございます。そのうち市としましては23市となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 23市ということは、茨城県は32市ありますので、9市がないということになります。その中に那珂市も含まれているということになりますね。

次に、現状の建物で対応できる施設はと考えたときに、那珂市には中央公民館と総合センターらぼーるが大きな施設としてあります。ただ、中央公民館は公民館の中心的場所であり、また公民館法もあるので、できないのはわかります。そう考えたときに総合センターらぼーるができると思うのですが、その件についてお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

今議員のほうからご指摘ありましたように、中央公民館につきましては収益事業ができないということでございます。それで、総合センターらぼーるにつきましては、こういった収益事業が可能でございますけれども、収容人員が300名となっております。こういったことから、大規模な興行などにはなかなか利用ができないのではないかとということで、一般的に言われております文化会館というものにはならないのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） ただ、那珂市には文化会館と呼ばれるものがなく、文化発信の拠点となる施設を新たに作るのではなく、今ある建物でと私は思っております。総合センターらぼーるを文化会館にできないのか改めて市長にお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 現在那珂市においてイベント等を実施する場合は、主に総合センターらぼーるを利用していただいております。総合センターらぼーるは一般に文化会館と呼ばれている施設に比べ、先ほどもお話ししましたように、収容人員が300名というふうに限りがございますが、開催できる機能は備えております。

名称を文化会館に変更してはどうかということでもありますけれども、総合センターらぼーるという名称は市民の方に長く親しまれていることから、なかなかその名前を変えるということには市民の理解が得られないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 今、市長からの答弁もありましたように、ただすぐにはというふうに名称を変えるというのは大変難しいことと私も思っております。ただ、今すぐということではないので、今後できれば検討をしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお伺いいたします。

次に、信号機の設置について質問させていただきます。

皆様も静峰公園などによく行くときに通るJR水郡線静駅前から主要地方道日立笠間線に接道する交差点は現在信号機がないため、交通事故が頻繁に起きる危険な場所となっております。ガードレールはカーブのところは少し見やすくしていただきましたが、まだ事故が多

いと地元の方も言うております。

そこでお伺いいたします。ここ数年の事故発生件数がわかればお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

ご指摘の交差点におけます事故の発生件数でございますが、平成26年度は物損事故が3件、人身事故が2件、それから、平成27年度では人身事故2件が発生してございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 今の答弁のように、物損だけではなく、去年は人身事故も起きております。それだけやっぱりかなり危険な場所になっていると思います。近くには市営住宅、また、病院に向かう方がその道路を使って横断していくという道路でもありますので、やっぱりそういった事故がないようにするためにもぜひ信号機の設置をお願いしたいと思います。

また、地元住民からも交通事故防止の観点から信号機の設置の声があるので、ぜひ設置をお願いしたいとの要望がありますが、その件についてはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

当該箇所につきましては地元の自治会からも要望が以前に出されまして、那珂警察署を経由いたしまして、茨城県公安委員会に要望書を提出しているところでございます。ですが、まだ設置されていないという状況でございますので、市民の交通安全のため、設置実現に向けまして再度要望させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに地元から前にも要望があり、また、皆様が今年の5月にもゴールデンウイークなんかにも八重桜まつりなんかで利用したと思うんですけども、やっぱりそれだけ地元の人も事故がないように願っているということでもあります。再度市長からできれば答弁をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 信号機につきましては、先ほど答弁しましたとおり、市が設置することはできないんです。県の公安委員会が総合的に判断して、県の予算で設置することになっております。ご質問の交差点は実は私もよく通る道路なんですけれども、車の交通量も多く、ちょっと見通しが悪いのかなという、田んぼから来る場合ですね。そういうことで事故が多発していることも確認しております。先ほど部長が答弁しましたように、再要望も含めて、市民の安全確保のために注意喚起等も含めて最善の策を関係部署で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 今、市長からも答弁をいただきましたので、ぜひ今後のこと、事故がないようにしていただく方向に考えていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、入札についての質問をさせていただきます。

指名競争入札についてですが、那珂市内の会社のあるところに行ったときに、その社長さんから入札でほかの自治体に行ったときのことを話をされました。日立市ではありますが、地元の支店、営業所があるところが優先だと言われたそうであります。できれば那珂市もそういうところを優先してもらいたいとの要望がありましたが、現状について、指名競争入札について市内の業者を中心に入札を行っているのか伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答え申し上げます。

原則市内業者を中心に指名をかけております。ただし、市内業者だけで業者数が少ない場合は、市内に営業所を有している業者を追加いたします。それでも少ないと思われる場合は市外の業者を追加いたしております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。

じゃ、次に、工事関係の指名競争入札における市内業者の落札割合はどれくらいなのか伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答え申し上げます。

昨年の工事関係の入札実績で申し上げますと、約100件の指名競争入札のうち、約1割は市外の業者が落札しております。この1割につきましては道路のライン引きのような市内に業者がないような工事でございます。残りの一般的な土木、建築、水道等の工事につきましては100%市内業者が落札をしております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。ただ、やっぱり意外とそういうことを会社の方が知られてない場合もあるので、しっかりとその辺も周知徹底をしていただいて、今後もぜひこの入札に関しましては地元優先でやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終了させていただきます。

○議長（中崎政長君） 以上で通告10番、木野広宣議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を14時45分といたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

- 副議長（遠藤 実君） 再開いたします。  
議長に代って議事を進行いたします。
- 

◇ 古 川 洋 一 君

- 副議長（遠藤 実君） 通告11番、古川洋一議員。

質問事項 1. 自治会等の区割りについて。2. 農業問題について。3. 予算編成について。4. 工事等の契約について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔10番 古川洋一君 登壇〕

- 10番（古川洋一君） 議席番号10番、古川洋一でございます。

今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初の質問です。自治会等の区割りについてお伺いいたします。

本件につきましては過去2回一般質問をさせていただいております。私自身がPTAや子ども会育成会の活動等を通して、自治会や小学校区、また子ども会の区割りに関して疑問を感じていたこと、また、ある自治会の方からその自治会内の問題について具体的なお話をお聞きしましたので、1回目の質問では問題はないのですか、そして、問題があるなら見直しが必要ではないんですかと問題提起をさせていただきました。それに対して執行部は、問題は把握していないとのことでしたので、であれば問題を把握するために市民アンケートを実施してはいかがですかとご提案申し上げ、その後、自治会、小学校区、子ども会の区割りについて問題がある可能性のある菅谷地区の鷺内、東組、かしま台、上宿第1、上宿第3の5地区内の世帯から、それぞれ20%を無作為抽出し、615世帯にアンケートを送付、27.6%に当たる170世帯から回答を得たとご報告をいただきました。その集計結果につきましては、議長にお許しをいただき、皆様に資料としてお配りさせていただきましたので、ご参照いただければと思います。

まず、アンケート結果と今後の予定についてお伺いします。



このたびのアンケートの集計結果を受けて、まず執行部では自治会、小学校区、子ども会それぞれで現状どのような問題がある、住民が困っているのかと認識されたのか市民生活部長にお伺いいたします。

○副議長（遠藤 実君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、昨年12月1日から本年1月29日の期間でアンケートを実施いたしました。アンケートに対して回答していただいた主な意見でございます。まず、自治会についてのご意見でございます。周りにアパート、住宅がどんどんふえている状況で既存の自治会の組織に入り切れないといったご意見、あるいは班内が皆高齢者ばかりになってしまったというご意見、それから、自治会に加入してメリットがあるのかといったご意見、さらには会員、要するに班員が多過ぎるといったご意見、それと自治会の班当番が順番で回ってくると。自治会の区割りの前に加入の判断に迷うといったご意見をいただいております。

また、学区についてのご意見でございますが、これは同一自治会を2つの学区に分けることには異議があるというご意見、また反対に、過去の通学時における死亡事故を契機に小学校が分かれたことから、今のままでやむを得ないといったご意見もございました。さらに自治会ごとに区割りをしたほうが——学区のほうですね——よいんじゃないか。自治会の区割りについては今さら変更ができないと思うので、收拾がつかなくなるというご意見もございました。さらに少子化の中で学区が分割されているので、学校行事が合わず、子ども会の組織運営が難しいといったご意見もございました。

さらに、子ども会についてのご意見でございます。子ども会については自分は終了したので、特に困ったことはなかったといったご意見もありましたが、子供がいるのに子ども会に入らないという人たちがふえてきたというご意見がございました。さらに活発に活動している子ども会とそうではない子ども会の二極化が進んでいるといったご意見、さらに同じ子ども会なのに小学校が違うため、同じ小学校同士で固まってしまうといったご意見、主なものでございますが、そういったご意見がございました。

以上でございます。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） この自治会等の区割りについては、1回目の一般質問で問題があるなら見直しが必要ではと申し上げましたが、その際、本件は自治会と関係者からの今さら何を言い出すんだといったお叱りを恐れずに発言いたしますと申し上げました。その後、予想どおり、某自治会の役員をされている方から、うちの自治会は何の問題もない。みんなそう言っている。余計なこと言うんじゃない。何がわかるんだというような厳しいお叱りを頂戴いたしました。私はこれは自治会だけの問題じゃないんですよ。小学校区や子ども会含めて子供たちのことを考えてのことなんです。それを承知で何も問題ないとおっしゃるんですかと反論いたしましたところ、子供たちが犠牲になってしまうだけどもねとのことであ

りました。

そして今回、市民の声がアンケートを通して上がってまいりましたが、ごらんとおりたくさんのご意見がございます。ただ、設問3でアンケートに回答された方170名のうち、小学校に通っているお子様はいらっしゃいますかの問いに、いると回答された方々は21名しかおりません。それでも小学校の区割りや子ども会の問題についてのご意見が多数あることから、実際に小学校の区割りや子ども会について問題視している市民はもっとたくさんいらっしゃるのではないかというふうに考えられます。

なお、私の手元にはここに書かれたそれぞれのご意見がどの地区の方からのご意見なのかを書いていただいたものがございます。先ほどうちの自治会は何の問題もないと言われた自治会内の方々からも問題ありの声があるという事実をお伝えしておきたいと思えます。

このようにさまざまな問題が浮き彫りになってまいりましたが、では、今後どうするのかということになってまいります。回答者のご意見として行政の対応に苦言を呈している。行政主導の対応を求めているが、自治会の加入率がどんどん低下していることを考えますと、行政の言う自治会内の問題では済まされないと思うのですが、どう考えますか。

また、自治会の中でも棚上げ状態になっているところもあるようですが、自治会任せにはなっていないかあわせてお伺いいたします。

○副議長（遠藤 実君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

まず、自治会と問題意識を共有することがまずは必要ではないかというふうに考えております。今回のアンケートの結果を見ましても、現状に不満を持っているという方が少なからず存在するという事は明らかでございますので、そうした課題を自治会にお示ししまして、どうすべきかをともに考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、今後具体的にこの問題、小学校区や子ども会の問題を含めての話ですが、いつ、誰が、どこが検討されるのか、検討していただくのか、また行政はどのように関係していくのかあわせて伺います。

○副議長（遠藤 実君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

まずは関係自治会の同意が大前提になりますので、中間自治組織でありますまちづくり委員会をお願いいたしまして、関係自治会と協議・検討をお願いしてまいりたいというふうに考えております。ただ、学区の問題もありますので、教育委員会を含めました関係課もそこに加えていただきまして、ともに解決策を考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） まちづくり委員会にお願いし、関係自治会との協議・検討をお願いします。また、その場に関係課も加わり、ともに解決策を考えていくとのことでもあります。まずは問題の共通認識が必要だとは思いますが、まちづくり委員会側に立って考えますと、行政主導と申しますか、行政が積極的にかかわってくれなければ答えは出せないというふうには私は思います。行政のかかわりについては強く要望しておきたいと思います。

いずれにいたしましても、私から申し上げたいことは、先ほど申しましたように、自治会、小学校区、子ども会の問題はそれぞれ別個の問題ではないということ、それから、大人にとってなんら問題はなくても、大人の都合だけでなく、子供たちのことも考えていただき、少なくとも子供たちが犠牲になるようなことのないようお願いしたいということでもあります。

なお、自治会が子ども会活動を直接サポートすることにしたというお話もお聞きしております。自分たちでできることからといったその自治会のお考えやご努力に敬意を表したいと思います。

しかし一方では、小学校区の問題など全てが解決したわけではないということも申し添えておきたいと思います。

では、それに関係いたしますが、自治会の存続についてお伺いしてまいります。

ある自治会においては、班の全世帯が自治会を脱会したという話もあるようですが、その理由は何なのか。なんらかの原因があると思います。当該自治会の運営等に対する不満なのか、自治会制度そのものに対する不満なのかはわかりませんが、行政も自治会もその理由を認識する必要があると思います。このような事態が頻発し、このまま加入率が低下してまいりますと、自治会の存続自体が危ぶまれると思うのですが、万一自治会が解散するような事態になった場合、困るのは誰なのでしょう。また、その場合、どのようなこととなりますか、あわせてお伺いします。

○副議長（遠藤 実君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

自治会が解散いたしますと誰が困るのかというご質問でございます。そうしますと、市民も行政も困ることになるというふうに考えております。その場合、住民としましては、相互扶助や助け合いを中心とした防犯・防災、それから生活環境の維持・改善、地域資源の保護・伝承、そういった活動ができにくくなっていくというふうに、さらに隣同士や地域のつながりが希薄になるのではないかと考えております。

そして、行政といたしましては、情報の提供ですとか自治活動の連携といったものが取りづらくなるというふうに考えております。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） さまざまな点で市民も行政も困るということです。自治会加入率が低下していることを考えますと、現状いろいろな施策をやっているのはわかって

おりますけれども、現状の行政としての対策での解決は不可能であると私は明らかなだと思えますから、今後どうしなければならないとお考えになりますか、お伺いします。

○副議長（遠藤 実君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） ご質問にお答えいたします。

加入促進ということにつきましては、昨年12月に自治会加入促進マニュアルというものを市のほうで作成いたしました。加入呼びかけの心得等を説明してございますので、自治会による加入、勧誘の際にご参考にしていただければというふうに思います。

また、昨年27年度から「協・まち・カフェ」というイベントをまちづくり委員会単位で実施しております。これは自治会の活動やそういったものをPRするということによって加入の促進を行っているところでございます。このほか班未加入者の方へは加入のお願いといった文書を市から送付するなど行っておりまして、今後もこうした地道な活動を続けていくしかないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 地道な活動しかないということであります。それが自治会制度導入時に、机上論でもって制度を導入すれば自治会加入率がアップすると断言した行政の責任ある言葉とは思えないというのが私の意見であります。

アンケートの回答にもございますが、自治会に加入するメリット、加入しないデメリットを感じないということであります。加入しなくてもゴミは出せる。広報紙は手に入る。災害があっても助けてくれるといったぐあいにデメリットと感じていない。ふだんのコミュニケーションが希薄になるとはいつても、それは必要ないで済んでしまうんです。ここはひとつ法的な問題をクリアできる市独自の施策をつくるしかないと思います。この件につきましては今後の活動による成果を見守りつつ、また取り上げてまいりたいと思います。

では、次に2つ目の質問項目に移ります。

農業問題についてです。

農業是那珂市の基幹産業だと言われます。しかしながら、現在の農業を取り巻く問題はTPP問題を含めて深刻であり、かつ休耕地の問題、後継者の問題など課題は山積であります。きょうは農業に取り組んでいる方、これから取り組もうとする方への支援についてお伺いしたいと思います。

まず、認定農業者等への支援についてです。

まず、既存就農者、後継者、新規就農者に対する支援について、国はどのように考え、また那珂市はどう考えているのか産業部長にお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤 実君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

国といたしましては、食料・農業・農村基本計画において、認定農業者や認定新規就農者

等の担い手に対する経営所得安定対策や農地集積、集約化と農地の確保等を図るといった施策を推進すると定めております。

こうした国の考え方を踏まえまして、那珂市といたしましても土地改良事業による基盤整備、また農地中間管理事業による取り組みを推進しております。一方、市単独補助事業といたしまして、農業用機械の購入等に係る農家支援も行っております。

また、市内には兼業農家が多いという現状もございますので、日本型直接支払制度の推進、及び農家負担軽減を目的といたしまして、土地改良事業補助金制度の拡充に取り組んで進めております。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 国の認定農業者や認定新規就農者等の担い手に対する施策を踏まえ、那珂市としては独自の支援策として、農業用機械購入等に係る支援を行っているとのことであります。それが那珂市認定農業者等経営支援補助金交付要項というものだと思いますが、ちなみにここで言う認定農業者等の等とは誰のことを言っているのか、また、それを含めた対象者に年齢制限等はあるのかお伺いいたします。

○副議長（遠藤 実君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

ただいま議員からご指摘のありました補助金交付要項における補助対象者でございますけれども、認定農業者のほかに農業生産組織や農作業受託組織となっております。

また、年齢制限につきましては、国の認定農業者制度の中で年齢制限の規定はございません。よって、対象者に現在年齢要件は設けてございません。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、ちょっと確認なんですけど、年齢制限はないということで、例えば現役を引退して、例えば60歳で会社をやめて、それから農業に取り組もうという方でも認定農業者にはなれるということですよ。それだけちょっと確認します。

○副議長（遠藤 実君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

そのような制度にはなっております。ただ、その認定農業者になるためには農業経営改善計画等を立てて、5年間でどれだけやっていくかというような目標設定を持っていくと。また、その農地を持っているとか、その辺を相談しながら認定にもっていくというような制度でございます。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。では、その農業生産組織や農作業受託組織

を含めた認定農業者等に該当しない場合でも補助対象にはなりますか。

また、例えばトラクターでは30馬力以上を補助対象としておりますが、30馬力未満である場合でも、その他市長が認める者に該当させて、特例と言ったらいいんでしょうか、で支援するようなことはございますでしょうか。例がないという場合は支援できないのか、あわせてお伺いいたします。

○副議長（遠藤 実君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

交付要項では認定農業者等のほかに1ヘクタール以上の農業を営んでいると。さらに3年以内に経営規模をおおむね2倍に拡大するというようなことを目指している規模拡大者というような方も対象にしております。また、市場評価性の高い作物の生産拡大や開発、それとか市の特産となるような農産物としてのイメージアップを図る特産物開発者も補助対象とされているところです。

また、補助の対象となる機械等につきましては、基準が不明瞭ではないかという指摘が以前にございました。それで機械等の種類を細かく明示するように改正しているところです。基本的に要項に基づかなければ補助対象にならないというようなことにしております。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。では、例えばですけれども、畑作なんかの場合、ビニールハウスでの耕作なんていうのもあると思うんですが、補助の対象となる大型の機械までは必要としないというようなことも私は詳しくないんですけれども、あるような気がするんですが、小型機械であっても決して安いわけではないと思うんですよね。ですから、これからの那珂市の農業を考えるのであれば、少しでも基準を緩和して補助していただけたらと願うんですが、対象者とか対象の基準を限定する理由がありましたらお伺いいたします。

○副議長（遠藤 実君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

この補助制度につきましては、担い手となる農業経営体を育成することを目的としております。そのため一定規模以上の農業経営に必要とする機械などの導入・拡充に対して補助するよう基準を定めているということでございます。

なお、認定農業者等でない方では、新規就農総合支援の補助事業として、研修機関等でおおむね1年以上の勉強と農業研修を受けていることや、農地中間管理機構から農地を借りるなど一定の条件はあるんですけれども、45歳未満の方が就農する際に準備型として150万円と、もう一つ経営開始型というのがあるんですが、この場合は最大で150万円の給付を受けるといような国の助成制度もありますので、そういったものを活用いただいているということでございます。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 認定農業者と経営支援補助金交付要項、この要項によらずともほかにも多くの支援策があるということで理解はいたしました。ただ、これまでのご答弁を伺っておりますと、国もそうですけれども、那珂市も大きな規模で行うものを支援していく方針というふうに聞こえるんですね。これはT P Pの問題ですとか、そういったことを考えれば当然といえば当然理解はできるんですが、そもそも根本的な考え方として、なぜ農業に取り組む方が減ってきたのかということを考えますと、一人一人の小規模な農業を大切にしていなかったのではないかと。そういうことが休耕地や後継者不足という問題としてツケが回ってきたように私は感じています。

ところで、最初の質問の中で、農家支援策の一つとして、市内には兼業農家が多いので、日本型直接支払制度を推進しているといったご答弁がございました。昨日も助川議員からその日本型直接支払制度に関して事業内容やその効果等について質問がございましたが、この制度についてご存じない方もいらっしゃると思いますので、改めて日本型直接支払制度とはどういったもので、またこれを利用している方はどのくらいいらっしゃるのか最後にお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤 実君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今ご質問のあった日本型直接支払制度についてご紹介させていただきます。事業の趣旨なんですけれども、近年の農村地域の過疎化、高齢化等によりまして、集落機能が低下していると。これまで共同活動に支えられていた多面的機能の発揮に支障が生じているというようなことがございます。そういったところで農地等の施設への担い手農家の負担ということが懸念されている。そのために農業、農村の有する多面的機能——多面的機能というのは食料生産以外の国土保全とか水源の涵養、文化の伝承等を言っているものでございます。こういった多面的機能の維持、発揮を図るために地域の共同活動に支援を行って、適切な保全管理が推進できるようにというようなことで、担い手の農家の集積というものを後押しする助成制度になっております。簡単に言いますと、排水路とか幹線用水路、道路の法面の草刈り、土手の除草等になっております。

それと組織の数なんですけど、これにつきましては今年度20団体、組織が活動をしておるところです。面積については716ヘクタールでございます。それと20組織の金額でございますけれども、2,914万4,000円が国、県、市から支払われております。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 6次産業化などに取り組む一方で、那珂市の基幹産業であるという農業を守り、育てようとするのであれば、専業農家はもちろんのこと、ただいまの制度のように兼業であっても、一人一人に優しい那珂市独自の施策がもっとあってもいいのではない

かなという気がいたします。

では、金銭的な支援のほか、技術的な指導や収穫後の販路等の拡大についても支援が必要だと思いますけれども、行政として、これはJAとの連携も含めてになるかと思いますが、どのような支援を行っていらっしゃるのかお伺いします。

○副議長（遠藤 実君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答え申し上げます。

今お話のありましたJA等との技術的支援でございますけれども、JA常陸と連携いたしまして、新規就農者などを対象とした座学や実践講座の取り組みを行っております。

また、県央農林事務所の経営普及部門と連携いたしまして、認定農業者に対する新規申請時とか資格の更新も含まれるんですけれども、そういったときに経営指導をはじめとしていろいろな相談を随時行っております。そのほかにも新規就農者や小規模農家を含めた販売先の確保につきましては、農協以外につきましても芳野直売所やとんがりはっとなどの農産物直売所の運営を支援することによって新規の農業者の出荷先を確保しているというようなことでございます。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、その現在行っている金銭的な支援とか技術的な指導や販路の支援ですか、それだけで十分と言えるのでしょうか。また、その支援により那珂市が求めている那珂市の農業というものに確実に近づいているのか。問題、課題はあるのかお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤 実君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

現在の農業を取り巻く状況といたしましては、先ほどお話のありましたTPPなどをはじめとして担い手の高齢化や後継者の不足、さらに耕作放棄地の微増といえますか、そういったさまざまな課題がございます。対策といたしましては、先ほど申しましたような金銭的支援や技術的支援のほかに、限られた予算、人員の中でございますけれども、国・県やJAと連携いたしまして、各種取り組みを進めているというような次第でございます。

しかしながら、まだまだやるべきことはあるというように感じております。今年度につきましては6次産業化の推進に向けた新たな取り組みを開始、着手しております。那珂市の農業が少しでももうかる農業となるよう今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） はい、わかりました。もうかる農業ということですので、これから農業に取り組みたいという方に対してのいろんな支援もよろしくお伺いしたいなというふう



に思います。

それでは、次の質問事項、予算編成についてに移ります。

まず、事業予算の財源についてですが、先ほどの就農者への支援もそうですけれども、財源があれば何でもできるということになるのでしょうか。各議員から、または常任委員会等から執行部に対する要望がいくつもあるわけですが、それら要望に対して執行部のある幹部の方から、要望するなら財源提案してくださいよと私は言われました。もちろん財源を探し、提案するのも私たち議会の仕事ではありますから、議会にそれを要求するのも結構でありますけれども、執行部においては金がないが口癖となっている割には、私から言わせれば自助努力の姿勢が余り感じられません。国や県に補助を求めるだけが財源措置ではないと思いますし、その前にやることがあるのではないかと思います。提案しろとおっしゃるので、提案させていただきますね。

同じ事業で毎年多額の不用額を出し、委員会の決算審議等で毎年同じ指摘をされているにもかかわらず、改善されないものがあります。よくスクラップ・アンド・ビルドと申しますが、スクラップをしなくとも一つ一つの事業予算の無駄を省けば、新規事業がいくつもできるんじゃないのかなと私は思っています。その点についての所見を総務部長にお伺いいたします。

○副議長（遠藤 実君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

当初予算の編成作業につきましては、当然ながら過年度の実績額等も確認し、当年度1年間の所要額を見込んで要求いたします。その後、財政課で要求額に過不足がないか、特に必要以上の経費が見込まれていないかを確認し、減額補正するなど事業ごとに精査した上で予算計上する流れとなっております。

議員ご指摘のとおり、財源不足の状況が続くことが見込まれておりますので、年間所要額につきましては十分精査して計上しております。

なお、不用額が発生する要因といたしましては、入札差金の発生や事業内容の変更などありますが、特に民生費関係においては、その年間所要額を見込むことが難しく、予算が不足することで受給者などへの行政サービスの低下を招くことがないよう見込んでおりますので、結果的には不用額が発生することもあるかと思えます。

今後も各課に対しまして、要求段階から過年度の実績を再確認し、年間所要額を精査するよう周知を図り、適正な予算編成に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 私は不用額の全てを悪だと申し上げているつもりはございません。今ご答弁があったように、入札差金のように、ある意味あって当たり前、なければおかしい、そのようなものもでございます。

では、需用費の不用額についてはいかがでしょうか。万一不足の場合は補正で対応できるものもあるのではないのでしょうか、お伺いします。

○副議長（遠藤 実君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

需用費につきましても、その年度に必要と見込まれる額を計上しておりますが、例えば光熱水費につきましても原油単価や気候の変動に左右されやすいところもありますので、結果的に不用額となる場合もございます。想定していない事情などによる場合は補正対応もあるかと思いますが、年間の所要額は当初に計上することを原則として予算編成をしておりますので、今後も要求額については精査して計上してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） おっしゃるとおり、当初予算で計上するのがもう大前提であります。安易な補正対応は困りものであります。例えばということでおっしゃった今光熱水費ですけれども、原油単価や気候の変動に左右されやすいということで、結果的に不用額となる場合もあるということですが、毎年不用額出ているんですよね。がちがちの予算というわけにもいかないのはわかります。同じ事業、同じ内容であるにもかかわらず、毎年不用額を出しているものもあるということから、余裕ある予算を組んでいるということも否定できないのではないのでしょうか。もしくは見込みが甘い、どちらかだと思います。ここ数年の予算と実績、決算をしっかりと検証していただいて、翌年度の当初予算に反映をしていただきたいと思います。

ただ、私はこれは総務部長にお願いするというよりも、これは財政サイドの問題ではなくて、各事業を抱えた各担当課の問題ではないかなというふうに私は考えております。

では、次に、予算編成にあたって、その年度により各部課もとの予算に増減があつて当然だと私はと思いますが、そもそも部課ごとに予算枠というものはあるのでしょうか、お伺いします。

○副議長（遠藤 実君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

各部、各課ごとというわけではございませんが、予算総額を抑制するため、原則前年度予算額を要求限度額とするなど、上限額を設定してはおりますが、事業内容を精査して計上額を決めていく中では上限額を超える場合もございます。

以上でございます。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 各部、各課ごとではないが、前年度予算額を要求限度とする上限額の設定はしている。事業内容を精査して上限額を超える場合もあるということでありませう。

ただ、予算要求が前年度の予算額を上限としているのに、予算計上額が要求の上限額を超

えることがあるのか疑問であります。

いずれにしても、実施計画にある事業というのが大前提でしょうから、でごひごがあつて当然、前年度予算額を要求限度額として設定する必要があるのでしょうか。全体のパイがあるわけですから、財政サイドの査定も大変かとは思いますが、前年度予算額を要求額の上限にする設定があるから、逆に言えば前年度予算額までは要求できる、要求しないといけないといったような、そこに仕事に対する変な意識が芽生えているのではないかなど、そんな気がするわけでありまして。今の考え方、やり方は自助努力による減額を評価する仕組みではないと思います。自治体の予算編成はこういうものだという固定観念は捨てていただいて、考え方を少し変えてみたらいかがでしょうか。

ところで、話変わりますが、副市長にお伺いいたします。副市長は現役時、若手職員に対して財政面ですか、勉強会を行っていらっしゃいました。私からの一般質問で今後もぜひそのような機会を継続していただきたいと申し上げました。その際、当時総務部長は、ご自身の在任期間が残り少ないので、後継者育成も含めて継続できるようにしたいというふうに述べられました。今副市長として残られたわけですが、継続して行っていただいておりますでしょうか、お伺いします。

○副議長（遠藤 実君） 副市長。

○副市長（宮本俊美君） はい、引き続き時間を見つけてやるつもりではおります。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 副市長もお忙しいでしょうから、ご自身でやらなくても、先ほどご答弁があったというお話ししましたが、後継者を育てていただいて、そういう機会を継続していただくという方法のほうがいいのかなと思いますので、その辺についてもよろしくお願ひしたいと思います。

では、次に、議会への予算の事前説明についてお伺いしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、決算審査で事業そのものについては、不用額について翌年度の予算に反映させてほしいという思いで指摘させていただき、無理なものは無理でも仕方ないんですけども、改善しますとか、検討しますとお答えになったものが翌年度の当初予算では何も変わっていないといったことが多々ございます。

そのようなことから、当時総務部長であった宮本副市長に、予算書ができてしまったからでは遅いので、事前に内容をチェックさせてほしいと非公式の場ではございましたが、申し上げたところ、議員個人の要望では無理ですが、議会からの要望であれば可能とのお答えをいただいたと私は認識しましたので、議会運営委員会で検討していただけないかをお願いをしているところであります。念のため改めてこの一般質問の場で再確認をしたいと思います。

ちなみに、私が申し上げている事前にとというのは、予算が固まって、予算書になる直前に見せてほしいということではありませんし、それでは意味がありません。予算要求や査定の

経緯がわかる時点、つまり各課からの予算要求時、査定後の時期、その辺の時期を考えております。また、それは市民としての権利でもありと考えておりますし、実際に役所のホームページで市民に公開している自治体もございます。副市長、このような予算チェックに加え、議員個人ではなく、常任委員会や会派からの要望等をお伝えする機会を設けていただくことは可能でしょうか、お伺いいたします。

○副議長（遠藤 実君） 副市長。

○副市長（宮本俊美君） お答えいたします。

古川議員さん、よくご存じかとは思いますが、予算といいますのは地方公共団体の一定期間、4月から3月までにおける行政活動の全体の見積もりでございます。そして、予算の提案権は首長に専属し、議会での議決によって成立するものであると思っております。予算の編成にあたりましては、市議会において一般質問での指摘事項や要望事項、これを十分考慮しまして予算に反映をさせております。また、予算編成の作業の実務につきましては、10月に予算編成方針を立てます。それに基づきまして各課で要求額を入力し、財政課での予算ヒアリングを経て計上額を固めていくわけでございます。

また一方、国の次年度の経済見通しと経済運営の基本方針、それとか予算が固まって、地方財政に影響する地方財政対策や税制改正の要旨などが明らかになるのが12月の下旬から1月になります。そういうことで、市の予算はそれらの国の状況や財源の確認をして、歳入の計上額を固めていきます。そうしますと、最終的に予算が固まるのが早くても1月中旬から下旬というスケジュールになっております。そして、予算案が固まり、予算書ができ上がる前に議員の皆様にご覧資料という形でお示しをしております。

議会として要望されればと私が回答したということですが、私、どこで言ったかはっきりは覚えておりませんが、言ったとすれば、各課の要求の段階でこういう施策をやってほしいと、そういう要望をされればという意味で私は言ったんだと思います。ですから、先ほども言ったように、各議員からの要望事項につきましては、十分に取入れて予算に反映しているつもりでございますが、各課での要求の前に、改めて議会として要望していただければ、それを拒むものではないというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 確認ですが、各課の要求前とおっしゃいましたか、今。それはいつごろですか。

○副議長（遠藤 実君） 副市長。

○副市長（宮本俊美君） 要するに10月に市長が予算編成方針を出します。そうしますと、それに基づいて各課は予算の要求をしてくるわけですので、そのあたりに要望していただければ、それぞれの議員さんの要望事項を、全部が全部、財源の問題もありますから、なかなか取り入れることはできませんけれども、できるだけその要望には沿って予算の要求は各課で

してくるものと考えております。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） はい、わかりました。

それでは、今の内容で可能なものを議会として要望として上げさせていただくように議運等で検討していただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問、工事等の契約についてに移ります。

まず、完成検査についてお伺いします。

市が発注する工事等の契約においては、工事完了後には完成検査というものがございしますが、この完成検査に関してお伺いいたします。まず、完成検査に際して業者に提出を求める必要書類というものがあるかと思いますが、多くの業者さんから、那珂市においては県の工事等で提出する資料のほかにもたくさん提出を求められ、工事そのものよりも書類提出に時間を割かなければならないという声を数多く聞いているんですね。実態はどうなんでしょうか、総務部長にお伺いします。

○副議長（遠藤 実君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

完成検査時に提出していただく書類につきましては、県の工事と同様に、工事完成図書等を提出するようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 完成検査に際しては、県に準じた資料しか求めていないとのことだと思います。税金を投入して行う工事ですから、仕様書どおりに確実に行われたのかを確認する資料の提出はもちろん必要でありますから、定めにある資料の提出は義務でありましょう。しかし、県に準じた資料しか求めていないはずなのに、業者さんは口をそろえて提出資料が多過ぎるとおっしゃっているんですよ。ということから考えますと、これは完成検査というか検査官に求められているのではなくて、担当課の担当者自身が完成検査に万全を期すために、自分が納得できるまで、言いかえれば担当者の満足感で求めているのでしょうか。

ちなみに資料だけでなく、予定になかった工事まで追加でやってくれとお願いされることもあるというふうに伺っております。もし今申し上げたようなことが事実だとすれば、その点は改めていただきたいのですが、いかがでしょうか、お伺いします。

○副議長（遠藤 実君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

事実確認を行い、そのようなケースが見受けられるようでしたら、是正するよう指導をしてまいります。

以上でございます。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 短い答弁でしたけれども、非常に重要なご答弁だと思っています。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今ご答弁、総務部長からいただきましたけれども、総務部長よりも本当は工事等を担当する建設部、上下水道部、産業部あたりが工事と該当するんだと思いますが、この各部長さんに今お願ひしているつもりでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では、代金の支払いについてお伺ひします。

まず、完成検査から請求、支払いまでの流れについてご教示いただけますでしょうか。

○副議長（遠藤 実君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

工事担当課に工事完成届が提出されましたら、完成検査を行い、工事完成結果を請負業者に通知をいたします。その後、請負業者より請負代金の請求がございましたら、40日以内に支払いをするという流れになっております。

以上でございます。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 代金の支払いは完成検査の日ではなく、請求日、請求書に書かれた日付、請求日から40日以内に支払うことになっているということであります。

では、その請求日ですけれども、業者さんが請求書を提出する際に、日付をblankで提出させているようですが、それは事実ですか。事実だとすれば、その理由をお伺ひします。

○副議長（遠藤 実君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

本来は工事完成結果の通知を受けた後に請求をする流れでございますが、手間を省くため、完成検査を受ける前に工事完成届の書類と一緒に請求書を提出している請負業者もおられるようでございます。そのような場合、完成検査がまだ終了しておりませんので、日付を記入せずに提出しているようでございます。

今後につきましては、完成検査結果通知後に請求書を求めるよう徹底してまいります。

以上でございます。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 事実のようであります。その理由は、請求書を完成検査前に提出してくるからということですが、blankにして提出してくるのではなく、blankで提出させているのではないのでしょうか。先ほどご説明がございましたとおり、完成検査日ではなく、請求日から40日以内に支払いを行うということになっております。例えば極端な例ですが、完成検査日から40日目に担当者が請求書に日付を記入したとします。その日から40日以内に支払いを行った場合、つまり完成検査日から80日目に支払われることとなりますが、契約上、また法的にも何の問題もないということになります。

業者さんの立場で申しますと、完成検査日に請求書の日付をblankで提出しますが、検

査完了日を知らされないため、役所が請求書の日付をいつにして処理しているのかわからない。だから完成検査日を基準に考えて支払いが遅いとか、遅いと感じられるというわけであり。中には担当課に支払いはいつになりますかと聞きに行ったことが何度もあるというお話も伺っております。業者には資材仕入れの支払い、社員への給料等の支払いがあります。社員にはそれぞれご家族がいらっしゃいます。資金が足りなければ、会社は銀行から借り入れをするそうです。先ほどのような極端な例はないものと思いますが、担当者の都合で請求日を記入されたのではなかったものではないと思います。

ただいまのご答弁で、今後は完成検査通知後に日付の入った請求書の提出を求めるということですが、私は日付を空白で提出させることを問題視しているのではなく、いつの日付で処理し、いつ支払いがされるのかを知らせてほしい、そういう意味であります。もしも検査日以降にあれもこれもと本来必要でない資料を提出させ、業者には落ち度のない、役所の都合で追加工事をさせているようなことがもしあるとするならば、完成完了がいつになるかわかったものではないと思います。

そこで、一日でも早く支払いを済ませるためには、完成検査日を請求日として請求書を提出させ、仮に検査日に業者のミスで必要書類に不備があったとしても、その後速やかに提出させることとして、完成検査日から40日以内に支払いを行うようにするというところでいかがでしょうか、お伺いします。

○副議長（遠藤 実君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

那珂市建設工事等契約事務規程によりまして、受注者は検査に合格したときは請負代金を請求することができるという定めになっておりますので、完成検査結果通知後でなければ請求はできないことになっております。

また、財務規則において、支払い命令をしようとするときは、その内容が適正であり、また必要な書類が整備されていることとなっております。このようなことから、議員の要望されております完成検査日を請求日とすることはできません。

しかし、ご質問の趣旨は十分に理解できますので、完成検査を行った後は速やかに工事検査結果を通知し、一日でも早く支払いができるように手続をまいります。

以上でございます。

○副議長（遠藤 実君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。この質問は那珂市の業者ばかりではないと思うんですね。支払いの問題についても、必要書類についても。例えば水戸市だとかひたちなか市だとか、いわゆる入札でもって落札した業者は、例えば市外の業者さんだってたくさんいらっしゃると思うんですね。その方々から那珂市はと言われるのが嫌なんですよ。ですから、その辺をもう是正できるものなら、ぜひ是正していただいて、速やかな支払いとか手続を行っていただきたいなということをお願い申し上げておきたいと思っております。

そして最後に1つ申し上げておきたいのが、職員と業者さんというのは対等な立場であるということを確認していただきたいと思います。勘違いすることなく、間違っても仕事をさせてやっているといった態度で接することのないよう、これも総務部長だけではなく、担当部長にもお願いするものでありますけれども、担当者に対してしっかりご指導をお願いしたいと思います。このことがこの質問事項で一番言いたかったことであります。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（遠藤 実君） 以上で通告11番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は15時50分。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時50分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

#### ◇ 小 宅 清 史 君

○議長（中崎政長君） 通告12番、小宅清史議員。

質問事項 1. 学校給食について考える。2. 太陽光発電の開発に伴う周辺環境への影響について考える。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔7番 小宅清史君 登壇〕

○7番（小宅清史君） 議席番号7番、小宅清史でございます。

今回18人になりまして、議長を除いて17人中12人という一般質問の数でございまして、3分の2以上が一般質問に登壇したということで、新しい議会になってさも活発だというような印象を受けました。皆さんお疲れだと思いますが、12番目、大トリでございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回は学校給食について考える、それから、太陽光発電の開発に伴う周辺環境への影響について考えるの2点を質問させていただきます。

タイトルが示すとおり、執行部に押しつけるのではなく、市民の1人として一緒に考えていきたいというふうなことで、このように考えるというタイトルにさせていただきました。執行部におかれましても、誠実かつ市民のためになる答弁をいただけますようお願いいたし



ます。

さきの遠藤議員の一般質問で、昨年からの一連の異物混入事故についてのやりとりが持たれました。私は今回の質問においては、異物混入事案に関しましては触れないつもりでおります。むしろ将来を担う子供たちの体をつくる重要な栄養源の一つである給食についてじっくりと考えをめぐらしていきたいというふうに思っております。

今回議長に許可をいただきまして、資料のほうを配らせていただきましたが、裏面のほうに何だ、これとは皆さん思われたかと思えます。メモができるようにレジュメを用意いたしました。これを埋めていきますと、ああ、小宅はこういうことを言っていたのかと最後に納得できるという新たな試みでございます。よろしく願いいたします。

それでは、学校給食について考えるから聞いていきたいと思えます。

まずは市長、那珂市の学校給食、召し上がったことございますか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 以前、議員のときだったですか、地産地消関係のあれでお金を出して食べたことがあります。おいしかったです。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 給食はある意味、小中学生の特権でございますので、市長といえどお金を出して召し上がったということを今おっしゃってございました。なかなか大人が食べるという機会はないかと思えます。昨年那珂市議会の教育厚生常任委員会のほうで給食センターの視察に行った際には、その担当委員が試食させていただいたということで、教育厚生常任委員から自慢げに言われましたが、私は委員会が違いましたので、その機会を得ることはできませんでした。ですが、今年娘が小学校に上がりまして、毎日学校で給食をいただいているわけです。おいしかったよと、完食したよと報告を受けますと、やはり親としては素直にうれしい気持ちになるものです。

飽食の時代と言われますが、給食という制度の中で学べる食育というのが今改めて見直される時期に来ているのではないかと思うわけです。昨日市長も給食について言及されておりましたが、以前中国の富裕層の方とお話をさせていただいた折、日本に行って子供たちに給食を体験させたいと。そのためにお金を払うというような話をされておりました。これは県庁で観光物産課、国際課の方と持った会合の中で、その中国人の方がおっしゃっていたんですけども、やはりなかなか私たちには当り前のことでも、海外に行くと本当に給食というのは日本独自の制度だということのようでございます。それを見ますと、一気にたくさんの生徒にこの食を供給するというところでございますので、大変な作業であるということであり

ます。であります。今回このように質問に時間を割かせていただきましたのは、今那珂市の給食は大丈夫なのかと、非常に苦しいんじゃないかと。それは材料費の問題でございます。やはり材料費、高騰してっております。こうなっていく中で学校給食の提供、この先持続可

能なのか、給食がなくなるのか、大丈夫かということで質問させていただきました。後で述べますが、給食費も昨年値上げいたしましたので、徴収金、今県の平均以上になっております。ですので、きょうのテーマは給食のコストカットというところでございます。これは給食の材料費を切るという意味ではありません。無駄を省いて材料にかかる費用を捻出して、クオリティーが上げられるものはないかというものを探っていきたいと思います。

まず、日本の給食の歴史というものをひもといてみます。日本で最初の給食は明治22年だそうです。全国学校給食連合会というところによりますと、山形県鶴岡市の忠愛小学校で貧困児童を対象に学校給食を実施したというのが始まりだそうです。そこから全国に広まっていったわけですが、今のように全国全ての小中学校に給食が実施されるようになったのは、昭和25年に文部省の中に教育施設部学校教育課というのが設置されてからのようです。

そこでお聞きいたします。那珂町、瓜連町で給食が始まったのはいつからでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

那珂町時代でございますけれども、昭和21年から脱脂粉乳によるミルクなどの補助給食が額田小学校で始まってございます。そして昭和29年より神崎中学校におきまして自校方式により完全給食を開始いたしました。また、瓜連町では昭和26年より完全給食を開始してございます。

なお、センター方式になりましたのが那珂町が昭和42年、瓜連町は昭和40年からとなっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 開設時は運搬手段も道路も今のようにはよくなかったということで、自校式という形式が必然だったのでしょうか。その後、第2次ベビーブームに向け、大量生産が必要となり、センター方式になったのかなというような想像ができるわけです。そして、ベビーブームも去りまして、今度は少子化が今社会問題になっております。那珂市においても子供の数は減ってきておりますが、あとはどれだけ那珂市で出産、子育てをしてもらって、少子化に歯どめをするかということが昨今のまち・ひと・しごと創生事業で言われていることですね。小中学校によって人数、今那珂市内も小学校、中学校によって人数のばらつきがありますので、この先の情勢、コストを見ても、このセンター方式というのはこのまま維持していくということは避けられないと思います。温かいまま子供たちの教室に届くようにしているということですので、その努力というものは大変なものだと思います。

ところで、今現在那珂市でどのくらいの量をつくって生徒さんに届けているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

今年の5月現在の状況でございますけれども、学校給食センターの那珂センターにおきま

しては4,003食、瓜連センターにおきましては589食となっております。こちらにつきましては教職員も含めておりますので、合計で4,592食分を1日で提供してございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 4,500強の食事を毎日つくっているということです。それはすごい作業だと思います。しかも毎日メニューが違うものを提供していると。まさに那珂市内で一番大きな厨房と言っても過言ではないと思います。それで、そのうち材料費、これはどのぐらいかかっているのかと。そしてそのうちのどのぐらいが今親御さんから徴収している給食費で賄われているのか。そして1人当りの給食費がいくらなのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

材料費につきましては約2億1,830万円となっております。給食費につきましては全て材料費に充てているところでございます。

また、1人当りの給食費でございますけれども、小学生が月額4,100円、中学生が月額4,500円となっております。1食当りにいたしますと、小学生が230円、中学生が250円となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） こちらレジュメのほうにも書かせていただきましたが、牛乳が毎日出ます。47.98円ということでございます。家計にしますと子供1人当りで小学生で4,100円、中学生は4,500円の負担ということで、茨城県の平均よりも若干高い、100円以上高い金額が那珂市では給食費になっているということでございます。この悩ましいのが、給食費は全て材料費に充てているということなんですけれども、逆に言いますと、材料費は全て給食費で賄っているということでございます。これは、コストカットということがテーマだと今回言っておりますけれども、材料費が上がるということは、現状給食費という形で親御さんの家計を直撃するということになるわけでありまして。茨城県の平均は茨城県教育委員会のほうからいただいた資料でございます。那珂市はもうこれ以上上げられないと、上げたらだめだろうというのが私の個人的な見解であります。

では、給食の内容です。これはどのような構成になっておりますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

主食としましては御飯、パン、麺類となっております。また、主菜といたしましては、肉、魚、卵、豆などを使用した料理となっております。また、副菜としまして、あえもの、サラダ、汁物、煮物などがございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 給食の構成は主食、牛乳、主菜、副菜、そしてたまにデザートということかと思います。私たち大人から見ると大変少なく見えてしまいます。果たしてカロリー的には1食当たりどのぐらいの目安で給食というのは提供されているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

文部科学省の学校給食実施基準をもとにいたしまして、小学校1、2年生で530キロカロリー、3年生、4年生で640キロカロリー、5年生、6年生で750キロカロリー、そして中学生では820キロカロリーの摂取を目安に献立を作成してございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 小学校低学年は530キロカロリー、中学生になると820キロカロリーということで、1年生から9年生ということではありますが、内容は一緒ですが、量で調整というところもあるのかなと思います。しかし、牛乳、御飯、もしくはパンなどはどの学年も同じかと思います。御飯のカロリー、何キロカロリーですか。これ調べました。1膳150グラムで260キロカロリーほどだそうです。中学生になると御飯が多くなりますが、あと牛乳ですね。これ大体200ccで135キロカロリーということだそうです。つまりこの2つで既に400キロカロリー近くが加算されているということですので、小学校低学年ですと残り130キロカロリーしかない。130キロカロリーがどのぐらいかということもこれもちょっと調べてみました。ポテトチップスですと23グラム、十五、六枚だそうです。袋3分の1ぐらいだそうです。板チョコなら約半分と。当然これらはおかずにはなりませんけれども、参考までにとということですので。ですので、この御飯と牛乳以外のおかずである主菜、副菜について考えていきたいと思えます。

給食センターの親子給食会というのでいただいた資料があります。これが非常にわかりやすく書いてあるんですけども、主菜は魚、肉、卵、大豆製品など、たんぱく質の多いもので主に体をつくる。これ大事ですね。副菜は野菜を中心にしたもので、主に体の調子を整える。これも大事ですね。では、この肉と野菜なんですけれども、産地はどのようなものを利用しているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

肉でございますけれども、豚肉につきましては茨城県産を使用しております。鶏肉につきましては国産のものを使用しております。

次に、野菜でございますけれども、那珂市産や茨城県産を使用するにしておりますけれども、通年の確保が難しいというものもございますので、時期によっては県外産も使用する

場合もございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 豚は茨城県全国2位でございます。供給量も安定しているかと思えます。鶏肉も外国産と国内産と価格は倍ほど違いますけれども、やはり味がいいというところでも国産かと思えます。豚肉も鶏肉も野菜も原価を安く抑えることだけを考えれば、外国産の冷凍ものということになってしまうんですが、子供の体がつくられる重要な時期ですので、食の安全の意味も含め、国産にこだわるのは必然なことかなというふうに感じるわけです。ですので、ここを外国産にしてコストカットということは正直できないなというようなところでもあります。

文科省の食育推進基本計画というのでは、県産で地産地消を平成27年度までに30%以上に上げるという目標が出ています。那珂市産、茨城県産、この利用状況や地産地消率を教えてください。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

まず御飯につきましては那珂市産を100%使用してございます。また、豚肉につきましては全て茨城県産となっております。また、野菜につきましては那珂市産が12.6%となっております。県内全体で申しますと約49.4%となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 配付させていただきました資料1ですね。地場産物の活用状況調査結果ということで、これは茨城県の教育委員会のホームページから引用させていただいております。那珂市約50%ということでありまして、県平均よりも上回っているという結果になっております。こう見ますと、突出していますのが阿見町81.4%、逆に何を食べているんだろうと気になってしまうんですけれども、財政状況ですとか、そういったものと地産地消率とかというのは必ずしも一致していないというような感じはこれを見る限りだとします。那珂市はそういった中で非常に頑張っているほうではないかなというのが私の印象でございます。

地産地消と言いましても、野菜にはシーズンがありますので、全てが那珂市産というわけにもいかないと、これも当然であります。ですが、地産地消の意味、じゃ何で地産地消にこだわるのかということですが、まず那珂市で今の時期何が収穫できて、何がおいしい時期なのかと、こういうことを考えるのが地産地消の意味の一つかと思えます。小さいころ夏が近づいてきてカボチャを食べたとか、そういう経験値があると、大人になってから全然違うと思います。スーパーへ行けばどんな野菜も1年中置いてあるという状況で育つのと、やはり生産者の顔が見えるという中で野菜、手づくりへの感謝を感じながら食べるということが地

産地消の大きな意味の一つだなというふうに感じます。地産地消で大量に供給を賄おうとすると、逆にコストが高くなってしまいうおそれもあるわけです。流通コストが安くても単価が高くては意味がありません。

そこで、農家で大きさが合わない、集荷に合わない規格外品と、いわゆるB級品というのがあるかと思うんですが、そういったものをうまく利用する方法というのはどうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

直接農家から仕入れをする場合、数量の安定供給が課題となっております。また、一方でコストダウンに重きを置いた場合、地場産の野菜での対応も難しくなってくるというようなこともございます。こういったことを考えますと、材料の安定供給と地産地消というものを推進するということを考えれば、現状の方式が妥当なのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 季節が合えば、例えばその時期にぴったり合えば、そういうことも可能なのかなと思ひまして、那珂市の農業生産者の方に聞いてみました。そうしましたら、B級で100キロくれと言われたら、逆にそろえられないと言われました。8割はA級品をつくられているから、残り2割しかB級品はないんだと。2割のそれで100キロと言われたら、ちょっと無理だということだったんで、ああ、そうか無理なんだと納得した次第でございます。

次に、じゃ、御飯のほう、これはコストカットは可能かどうかというのを見ていきたいと思ひます。

御飯は那珂市産の米を100%使っているというふうにお聞きしました。御飯を炊く業者は東海村だと聞いております。市町村ごとにその自治体産の米を使って炊き分けるということは可能なのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えを申し上げます。

那珂市の学校給食の場合ですけれども、那珂市産の米を東海村の炊飯業者のほうで炊飯をしておりますけれども、その産地ごとにストックをしているという状況でございます。そういった観点で那珂市産分だけを炊飯することが可能というような状況でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） これも実際業者さんに私、電話して聞いてみました。本当は一緒にしているんじゃないですか。いや、ちゃんと預かった分で分けていますということで、その方式も丁寧に説明していただきましたんで、ああ、そうなんだというふうに納得しました。しかも那珂市産の米はいい米なんですとリップサービスまでいただきまして、恐縮した次第

でございます。ですので、ここの炊いていただいている業者さんは本当に炊き賃というか、手間賃という形になりますので、米の原価というところを聞いてみたいと思います。現在JA常陸さんから米は全部買っているというふうに伺っておりますが、買い付け価格と量を教えてください。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

お米の購入につきましては、市のほうと学校給食会のほうとの契約になっておりまして、給食会のほうが全農いばらきから購入をしているところでございます。平成27年度の買い付け価格につきましては、精米30キロ当り8,343円ということになっておりまして、購入量は1年間で55トンということになってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 精米30キロ、8,343円、もみだと4,000袋ぐらいの計算ですか。これだけ買っているんだったら、もうちょっと安くてもとちょっと一瞬思ったんですけども、ただ貯蔵、精米まで考えると仕方ないかなというような金額、これは那珂市産の米ですので、安くしろというのはイコール生産農家さんの米価を下げってしまうことになりますので、ここもコストカットは難しいなというような印象でございます。

それでは、実際経費のほう、この給食センターの運営費、こちらを聞いていきたいと思えます。給食センターの運営、こちら年間どのぐらいの経費がかかっておりますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

給食センターの運営費につきましては、こちら材料費も含んで申し上げますけれども、平成27年度では約5億2,700万円となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 材料費は先ほど聞きましたように、2億1,830万円ですね。そうすると残り人件費はどのぐらいになりますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

運営費のうち職員の給与及び臨時職員の賃金といたしまして約1億1,100万円、率に直しますと約21%という割合となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ほぼ毎日ということでございます。雇用の確保、これは問題ないんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

運営上必要な人員につきましては充足をしてございます。万が一欠員等があった場合には公募により随時採用をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 雇用体系、正規、非正規、専門職などあるかと思うんですけれども、こちらのほうはどうなっていますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

雇用体系でございますけれども、正規調理員が那珂センターでは8人、瓜連センターで3人となっております。勤務時間につきましては、ともに8時から午後4時45分までの勤務となっております。

また、そのほかに臨時調理員がございまして、こちらにつきましては、那珂センターで15人、瓜連センターで4人、また勤務時間につきましては、那珂センターが午前8時30分から午後3時30分までとなっております。瓜連センターにおきましては、午前8時15分から午後3時15分までとなっております。

さらに今年度から臨時栄養士を那珂センターに1人配置をしてございます。こちらの勤務時間につきましては、午前8時半から午後5時までとなっております。

また、そのほかに事務職員がございまして、こちらが正規職員が4人、臨時職員が2人となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 1日30人ほどが働いていらっしゃるのと、瓜連と那珂センターとで合せてですね。それで1年のうち何日ぐらいが稼働しているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

昨年度、平成27年度の給食供給日数で申しますと、小学校で189日、中学校で186日ということでございます。本年度につきましてはそれぞれ194日を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 人件費1億1,100万円、これを約200日で割ります。そうすると1日当たり55万5,000円です。金額だけ見ると大きいんですが、それだけ大量の調理をする人数は1日30人以上でございますので、仕方ないかなという気がします。これ以上減らすと危機管



理の面もありますので、人員をむやみに削減して経費を削減するというのも余りいいとは思いません。今申しました危機管理の問題でございます。当然これから梅雨時期、夏となってくると、食中毒というのが可能性を帯びてくるわけでございます。この食中毒に対してはどのような対策をされているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

学校給食衛生管理基準などに基きまして、材料の納品時には品物の破損、あるいはおいとか温度などのチェックを行っております。また、調理後の温度チェックなどの対応を行いまして、安全の確認を行っております。

また、野菜の洗浄や肉の袋分けなど、計量などの下処理をする部屋と調理室、食器類の洗浄の部屋を区別するとともに、調理員が使用しておりますエプロンにつきましても、下処理、洗浄などの工程ごとに色分けをして衛生管理を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） これは本当に免疫の弱いお子さんたちが食べるものでございますので、十分気をつけていただきたいというふうに思います。

ここまでコストカット、どこかでできないかという観点で見えてきたわけですが、正直これ以上削れそうな箇所は見当りませんでした。本年度の予算書等もいろいろ細かく見ましたが、かなりぎりぎりかなというふうな気がしております。もっといいものを提供するためには材料に税金を投入するというのを検討してほしいと思うのですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど教育部長が申しあげましたように、学校給食につきましては調理に係る人件費、それから施設の整備費や改修費は設置者である市が全額負担をしております。材料費については基本的には受益者負担が原則と考えております。

学校給食につきましては、今後も限られた予算の中で充実した献立が提供できるよう、工夫・努力をしておりますので、保護者負担によるご理解をお願いしたいと考えております。以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 市長、工夫・努力なんですけれども、工夫・努力、現場は一生懸命やっていると申すんですね。やはりここは予算をどこからか持ってこれないかなという工夫・努力が必要なんじゃないかと思うんです。みんなそれぞれ努力する箇所は違いますので、どこからか予算を持ってきて、給食を充実できないかというふうに思うわけです。今回再延期にはなりましたが、消費税が2年後にはまた上がります。バターもマーガリンも今上がっています。油も上がっています。こういった状況の中で、これ材料費、賄えなくなってきたらまた給食費を上げるのでしょうか、市長。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 確認事項がありましたので、申しわけありません。この前、消費税の値上げに伴って上げさせていただきました。消費税値上げ後ね。今回2年後になるのか。2年後というふうに言っておりますので、多分2年後に10%、2%上がるという形になると思います。まだその方針は決まっておりますけれども、よく諸般の事情を勘案しまして、消費税分の値上げを保護者の方をお願いするかどうかということをも十分議論して決定していきたいというふうに思います。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 保護者の方にまた給食費の値上げをお願いするというのは結構厳しいんじゃないかなと思います。やはり追い詰められて給食費を上げるというのでは、いつまでたっても給食センター、給食そのものの余裕はできないわけで、弾力のある給食というものは構成できないと思います。ここは英断をしていただいて、原材料費にも税金を投入するというようなことを考えていただきたいと思います。税金を投入と言いましても、先ほど古川議員もおっしゃっていましたが、財源がというところだと思います。確かに給食センターの維持管理費、お金がかかっております。今年も蒸気回転釜の修理というのが2,420万円かかっております。これはどういう修理ですか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

現在使用している蒸気回転釜でございますけれども、6台ございます。こちらは給食センター建設時に設置されたものでございまして、20年以上が経過しているということで老朽化が進んでいるということでございますので、蒸気回転釜の交換、それと、これにあわせて蒸気の配管の修繕をするものでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） やはり施設、調理器具などの修繕管理というのはどうしてもお金がかかってしまうものです。ですが、来年で瓜連センターが閉鎖になりまして、那珂センターと一緒になるということでございます。運営費としてはある程度そこで浮くのかなというような気はします。もちろん閉めるのにはお金はかかるでしょうが、その後の運営費を考えれば、そこから捻出することも可能ではないかなというふうに思います。

それから、これは佐賀県の上峰町という人口9,300人ほどの小さな町の例です。これは議会だよりの表紙が「給食センターが再開」というような記事になっております。こちらは8年前に財政の面と、あと異物混入が続いたということで管理できないということで民間のほうに移譲していたそうなんです、8年ぶりに給食センターが再開されたというような内容でございます。非常に驚きなんですけれども、昨年的一般会計予算37億円だったものが本年度何と85億円と、2.3倍にアップしました。アップした分で給食の再開、子供の医療費

の助成、小学校入学の祝い金、中学校教科備品の購入など、そういうことが可能になりました。本当に信じられないような話です。これを可能にしたのはふるさと納税の寄附金です。那珂市も30億円とは言いませんが、財源を獲得するには大いに参考にすべきだと思うんですが、総務部長、どうですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 急に振られてびっくりしているんですけども、頑張ります。以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） この上峰町は返礼品はこの牧場の牛肉と、あとお米だそうです。佐賀米というお米だそうです。やっぱり食と食ですので、那珂市も食を有名にして売っていくことでふるさと納税を上げていくと。そのために給食もその中の一つになるんじゃないかなと。うまく組み合わせて連携できていくといいなというふうに思っております。

それでは、現場はどうなのかと。保護者、児童・生徒対象に給食のアンケートなどは実施しておりますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 給食センターにおきましては、保護者、児童・生徒を対象に給食に関するアンケート調査を実施はしてございません。しかしながら、給食センター職員と各学校の給食主任が参加する給食主任会というものを年3回開催をしております。こういった中で各学校を通して意見をいただく機会を設けてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ぜひ現場の声、生徒の声、現場の教師の声というのも拾っていただきたいなと思います。私は今回の小学校親子給食会を受けまして、学校給食というのはこういうものなんだなというふうに非常に興味を持ちまして、今回質問に立たせていただいております。子供たちが給食はおいしいよと言っておりますので、あとは好き嫌いをなくしていくというようなこういうこともやっていただければと思いますが、何か施策はありますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

特に栄養教諭による食育によりまして、嫌いな食材への考え方の観点を変わってもらいかけといたしまして、その食材の持つ栄養、あるいは体への働きなど各学校において授業を行っております。

また、保護者への食育の講話などにおきましても、学校を通して依頼を受け、栄養教諭が講話を行っております。

また、給食センターにおきまして給食をつくる際には、素材の形や調理方法を変えたりいたしまして、少しでも好き嫌いがなくなるように工夫をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 未来に向けた給食のあり方ということで、那珂市でこの先このまま給食を続けていくことは可能なのかという話を冒頭させていただきました。最初の歴史から見てわかるように、給食の根底は子供たちの体をつくるという重大なテーマであります。栄養最低限の時代ではもうありません。カロリー、これも摂取量も文科省の最低ラインよりもプラス20%を目指して、ほかの市町村に負けない体をつくっていくべきではないかと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

学校給食につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、文部科学省令のほうの学校給食実施基準に基づきまして、各学年に合ったカロリーで提供をしてございます。肥満予防の観点からも必要以上のカロリー摂取は控えるべきではないかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 給食を多少多く食べても肥満には直接はならないかなと思います。どちらかという、そのおなかすいた分かえって食べるお菓子ですとか、夜間の夜食ですか、そういったもののほうが肥満の原因なのかなと思います。文科省の通達も読んでみました。摂取基準は全国的な平均値を示したものであるから、適用にあたっては個々の健康及び生活活動等の実態並びに実情等に十分配慮し、弾力的に運営することと書かれておりました。ぜひ強い体をつくって、国体だのオリンピックだの那珂市から出るような、そういうような栄養の摂取ができる給食を目指していただきたいと思います。例えば今まで野菜のための野菜の品目が4種類だったら、それを5種類にすると。例えばオレンジを8分の1カットつけると、そういうようなほんのちょっとしたことですけれども、そういった積み重ねがやはり子供たちの体を大きくつくっていくのではないかなというふうに思います。

最近では牛乳の代りにお茶を出すというような自治体もあるようです。牛乳が先ほどカロリーが非常に高いという話はしましたが、お茶を出して、その分はおかずでカロリーをとるというようなやり方だと思います。毎日とは言いませんが、たまにはそういうことがあってもいいのかなというふうにも思います。

食育ということでは味を教育する。素材の味を生かした野菜そのままのもの、特に那珂市産のものを食べることを教えてほしいと思うのですが、こういったことはどうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

給食に生ものを出すことにつきましてはなかなかできないところでございますけれども、

調理の段階で味つけを薄味にして、素材のよさを感じていただくような工夫をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 生野菜、キュウリ、レタス、トマト、キャベツなど那珂市では大体のものがとれます。そういったものを素材の味、スーパーに売っているものが悪いとは言いませんけれども、やっぱり地場の野菜の味というものを覚えてもらえると非常にいいなというふうに思います。ひたちなか市などはホームページで給食のレシピなど公開して、家庭においても栄養価の高い食事ができるようにしています。那珂市でもこのような取り組みをしてみたいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

ただいま議員から提案いただきましたので、学校給食のレシピやメニューにつきましてもホームページや広報紙などで紹介をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） それから、カリスマメニューですね。子供たちが喜ぶような魅力的な給食、こういったものも実施できればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

ただいま非常に魅力的なご意見でございますけれども、カリスマメニューといいますと非常にハードルが高くなるものというふうに考えてございます。給食につきましては子供たちに喜んでもらい、残さずに食べてもらえるように今後も魅力ある給食づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） つくば市で食育レシピ表、学校給食うまいものだより、東海村では一口メモつき献立表など、結構外にアピールできるような独自のユニークな給食の紹介の仕方もされている自治体もありますので、こういうものも参考にさせていただきたいと思います。そういった意味では給食は重要な教育の一環ではありますが、給食を魅力的にすることによって若者が住居地を選ぶ際の重要なポイントにもなり得るのではないかと。流入人口の増加につなげていくためにも学校給食県内一というのを目指してほしいと思うのですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 学校給食の充実が人口還流に結びつく一面はあるかと思いますが、学

校給食につきましては、やはり受益者である保護者負担が原則であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

県内一の給食という判断や評価はハードルが高いとは思いますが、現在子供たちの希望を反映したリクエストメニューを取り入れたり、食材の工夫により充実を図っているところがございます。

今後も児童・生徒をはじめ、先生方にも那珂市の給食はおいしいという評価をいただけるように、魅力のある安心・安全な給食を提供できるよう、内容の充実に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 市長はあくまで受益者負担と立場上おっしゃるかもしれませんが、今は給食費を完全無料化するという自治体もございます。私は給食費の無料化とは言いません。給食費は現状のままプラス補助を出すことによって内容の充実に見合った将来の子供たちのためになるというふうに考えます。やらない、できない、仕方ないということじゃなく、誰もがハッピーになるような施策というのをやっていっていただきたいと思っております。若い人が居住自治体を決めるとき、給食一つで決めるということはないかもしれませんが、ですが、合せわざの中の一つにはなるんじゃないかなと思っております。食は大事です。そして魅力的です。そして人を元気にします。給食が食べたくて学校へ行く、そんな子供がいてもいいじゃないですか。聞いたら、何か僕ら大人うれしいじゃないですか。那珂市の給食はおいしかったなと将来思ってもらえたらうれしいじゃないですか。私はうれしいです。非常に現場は大変だという話は聞きました。教育長、今の給食、今後どうでしょう、教育長の意見をお聞きしたいです。

○議長（中崎政長君） 教育長。

○教育長（秋山和衛君） 現場の状況につきましてご配慮をいただきましてありがとうございます。財政面的には確かに今苦しいというか、いっぱいのところではやっておりますけれども、やはり市や保護者が負担できるという金額も限界がありますので、我々としては限られた予算の中で必要なカロリー、それから地場産の野菜、安全な食材などを提供し、さまざまな創意と工夫を凝らして提供をしております。

ただ、そのような中でも子供たちはやはり給食を楽しみにしておりますので、季節季節ごとによっていろいろと工夫されております。例えば3月にはひな祭りにひな祭りゼリーとか、7月には七夕星型コロケと、また12月にはクリスマスのケーキというふうに季節ごとにそれぞれセンターのほうでも苦勞して提供しているということでございます。

給食の目的は先ほども部長のほうで申し上げましたように、子供たちの好きな献立だけを提供するのではなく、肉や野菜や魚をバランスよく食べることの重要性、そして給食づくりに携わってくれる栄養士や職員の方、また生産者に対する感謝の気持ちなどを子供たちに学

んでいただきたいというふうに考えております。ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 確かに子供たちは給食はおいしいと言っております。でも、牛乳が飲めない子もいます。御飯を全部食べられない子もいます。栄養士さんたちも大変献立に苦労しています。給食は受益者負担、この考えもわかりますが、縛られていたのでは那珂市の給食に未来はありません。家庭の御飯がその家庭の味であり、那珂市の給食は那珂市の味だと思うんです。そこに予算を割くと。何が惜しいですか。自分が食べなくても子供に食べさせたいと思うのが親心じゃないですか。ぜひ給食費に関しては100%受益者負担という考えはやめていただき、那珂市の子供たち、自分たちの子供たちという観点で捉えていただきますようお願い申し上げまして、学校給食について閉じさせていただきます。

気を取り直しまして、次に、太陽光発電の開発に伴う周辺環境への影響について考えるという質問をさせていただきます。

先ほど寺門議員からの質問もありまして、大分かぶる部分もありますが、同じ意見であるという部分も多々あります。まず、先ほどの繰り返しになる部分はありますが、那珂市内、今太陽光発電どのぐらい用地になっていますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

平成28年1月1日現在でございますが、31万1,763平米が太陽光発電用地として使われておるとのことでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） さっき寺門議員の質問で部長がそうお答えになっていたのですが、ちょっと計算してみましたら、東京ドーム8個分と。那珂市内で結構あるなという印象でございます。確かに山だったところ、雑地だったところが太陽光パネルで埋め尽くされているという箇所を何か所か見かけます。4年前ですか、最初太陽光発電が買い取り価格42円といったときには、よもや那珂市がこんなになるとは思ってもなかったんですが、まさかこんなに山が切り開かれるまでになるとは思わなかったのが、ちょっと遅きに失しての質問になってしまっているかもしれません。現在の総発電量、これはどのぐらいかご存じですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

これも資源エネルギー庁のデータでございますが、平成28年1月末現在で2万8,651キロワットということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） こういう数字が一説では原発70基分というような説明もあるんですけど

れども、それはあくまで瞬間発電量での話ということらしくて、太陽光の場合、夜発電しない。天気が悪いと発電量が落ちるところでいくと、やはり24時間稼働可能な原発とは全然比べ物にならないというようなことでもございました。にもかかわらず、やはり買い取り価格が高いため、太陽光パネル、これだけ普及したわけでありましてけれども、那珂市でもちょっとこれはというような開発も見受けられます。建物と違って、市役所に必ずしも届け出が必要ではない。届け出が必要だとしてもさして問題にはならないというようなケースがあるかと思うんですね。これは市役所に届け出が必要になるケース、森林法や農地法にかかった場合なんだと思うんですけれども、これはどの時点で役所は把握することが可能でしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

まず森林法では地域森林計画対象民有林の場合、1ヘクタール未満は届け出、1ヘクタール以上は林地開発の許可を県から受ける必要がございます。また、農地につきましては、農地転用許可等が必要となります。役所において太陽光設置計画の把握ができますのは、今申し上げました届け出に対しての相談があった時点ということになります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 先ほど部長が寺門議員の質問のときに那珂市、相談件数は今ゼロ件だというふうにおっしゃっていたかと思うんですけれども、実際は結構あるんですね。開発に関する隣近所とのトラブルですとか、ただ、隣近所とのトラブルというのは、これは行政では対応し切れないというような部分があるんだと思うんです。ただ、例えば景観が著しく損なわれる。もしくは市民の財産、生命にかかわる開発が隣で行われる可能性があるとなった場合、これは市ではどうしますかという話だと思うんです。笠間市ですとかつくば市のように条例化を検討していくということもあるかと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 市といたしましては、森林法や農地法、または那珂市土地開発事業の適正化に関する指導要綱というものがございます。これらによりまして既存の法令等で規制するということになるかと思っております。ただ、これらの法令等で規制ができないような事例で、不適切な開発が今後行われるという可能性は排除できないのではないかとこのように考えております。

そのため、先ほどの寺門議員にも答弁申し上げましたが、市といたしましては笠間市などをはじめとしました県内の条例を研究するとともに、来年茨城県で太陽光発電設置に関するガイドラインを作成するというふうに聞いておりますので、それらの内容を踏まえた上で、市としての方向性を決めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。



○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 幸いにして那珂市はつくばとか笠間市のように斜面が多いわけじゃなくて、非常に平地が多いところではあります。ですが、やはり被害をこうむるのはその土地の地主ではなくて、その周りの周辺に住んでいる方だったりということがケースとしては多いんですね。ですので、那珂市としてもいざというときに何もできないと。何も介入する手だてがないというようなことに、今は現在そうなんですけれども、そういう状況をこれから変えていかなければいけないということも考えていただきたいと思います。ということで、太陽光につきましては多々かぶるところがありますので、これで終わりにさせていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 以上で通告12番、小宅清史議員の質問を終わります。

---

### ◎時間の延長

○議長（中崎政長君） 本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

暫時休憩をいたします。再開を16時55分といたします。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 4時56分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

### ◎議案等の質疑

○議長（中崎政長君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第2号から議案第65号まで、以上13件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の形式は一括方式とし、質疑の回数は3回までといたします。

通告1番、花島 進議員の発言を許します。

花島 進議員、登壇願います。

〔3番 花島 進君 登壇〕

○3番（花島 進君） 議員番号3番の花島です。

手短になるべくいきたいと思います。まず、通告に議案第61号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について質問項目を考えました。ですが、その前の項目の1、2、3、4点あるんですけども、さきの3点については事前の打ち合せと、それから、昨日の遠藤議員の質問ではほぼ回答が得られているので、補足があれば何か言っていただきたいということだけで、3、4番目を聞きたいと思います。まず、この家庭的保育事業というものについて、私よくわからなくて、いろいろ調べていたんですが、今回の条例改定が国の法律改定なり何なりに沿ってやっているということで了解しました。それから、那珂市ではまだやられていないという事実もわかりました。ですが、一応やる可能性もあるということで条例の整備が必要かとは思いますが。その中で質問したいのは、保育士等の基準ですね。その中に必要な保育士等の人員を定める中に、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるという文章がありましたので、認める者ということですね。これの例またはどういうふうな方を保育士と同等と認めるのか、また、実務を担当するのはどの部署かということについてお伺いしたいということが質問です。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

市長が保育士と同等の知識及び経験を有する者と認めると、条例改正のこの部分でございしますが、解釈としましては、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者ということで、おおむね常勤で1年相当勤めた方というふうに解釈しております。

また、家庭的保育者、昨日も一般質問の中で出ましたが、研修を受けた者ですね。それから、県が主催する子育て支援研修のうち、地域保育型コースを修了した者、以上のような方を市長が認める者という形で現時点で想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） わかりました。今はまだやっていないんですが、保育の場の量をふやすという点では特に重要なので、ですけども、一方で質が悪くなってしまうと、後で問題が生じると思いますので、その辺配慮の上、よろしく進めていただきたいと思います。

次に、議案第64号についてよろしいでしょうか。これは議案64号というのは茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の話です。協定文を読みました。協定文そのものは特に私は懸念するものはないんですが、そもそも県中央定住自立圏という構想そのものが国の総務省のほうからの構想があり、それから水戸市に中心都市宣言ですか、何か宣言がありましたね。それぞれを読むと、ちょっと素直にどんどん進めたいなというふうには感じられないんです。それはどういうことかといいますと、第一に近隣の自治体と那珂市、那珂市だけじゃないですけども、協力し合うというのは賛成です。特に今市民でも要望もある、いろんな交通機関が車を運転できない方にとって不便になっているということなどについて、自治体の境界

の枠を超えた移動手段を提供するという事などは非常に大事な事だと思っています。

ですけれども、総務省や水戸市の発想の中身が東京一極集中というものがある、東京だけじゃなくて、よく三大都市圏と言いますが、要するに便利だったり、仕事があったり、機能が集約されているところにさらに人が集まってしまうという状況が今の日本にある。その辺の問題に対して、そこに集まらないように地方を何とかするというんですが、そのやり方が地方にミニ東京をつくるような発想に見えるんですね。そうすると、結局はいわゆる集中都市型の発想でしかなくて、周辺に暮らす人、人がまばらなところに暮らす人の生活環境が脅かされるおそれがあると思うんです。現在の、先ほど言いましたように、今の協定案については余りそういう懸念が表に出てきません。ですけれども、今総務省の構想に沿ってやっているわけですので、その辺が非常に気になっています。私自身は選挙で周辺地域を住みやすいようにするという事を公約で言っていて、分散型居住の推進と言っていました、それは那珂市の中の分散だけじゃなくて、日本国としても周辺地域にいろいろな活力があるということが大事だと思っています。その点で下手に進めると、かえって那珂市の衰退につながるのではないかと懸念が一つです。

それから、その中で水戸市に集約的に何かをつくるという発想があるんですが、そういうものは本来県が市とかの枠じゃなくて、大義的に見て行くべきじゃないか。例えば大型医療機関とか高度医療を行う機関ですね。ですから、そういうものが欲しいがために中心都市中心の発想にされては困るということで、執行部なり市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 2点一緒に答弁してしまってよろしいでしょうか。県央地域9市町村長による懇談会は平成20年1月に設置して、これまで公の施設の広域的利用や広域観光、それから環境問題の取り組み、県政に対する要望など、都市間連携共同を推進してまいりました。定住自立圏形成協定に関する協議につきましては、平成26年から真に自立した地方自治を推進し、より一層の住民の幸せ、まちの発展を目指していくことを目的として、9市町村が連携して圏域全体の将来像について話し合いを行ってきたという経緯がございます。

周辺地域の衰退につながるのではという議員のご質問でございますが、今後ますます少子高齢化が進みまして、地域経済への影響が懸念される中、市民の日常生活の機能をこれからも維持していくためには、広域連携はどうしても必要なものだと考え、今定例会で議案を上程するものでございます。

県央地域の市町村において、まず地域経済の縮小や地域コミュニティの低下など、各市が抱えるさまざまな課題について共有し、その課題を解決するために、特に医療、福祉、地域公共交通など広域的に取り組んだほうがより効果的、効率的な行政サービスについては、都市機能の集約した水戸市に中心的な役割をお願いして、相互に分担、補完し合うことで、市民の利便性の向上が図れるものと思っており、広域連携することにより、地域経済、地域コミュニティの維持、継続につながるものと考えております。

また、医療に関してでございますけれども、ご指摘のように、2次救急や3次救急などの重篤な患者の受け入れを行う機関などの配置等については、茨城県において整備していくものであると基本的には考えております。現在、本市では那珂市医師会からのご協力をいただいて、日曜日と祝日の午前中に休日当番医を開設しております。今回の定住自立圏の形成に関する協定では、中心市の水戸市と医療政策分野において休日夜間診療などの初期救急医療の充実、及び医師や看護師の確保を促進するための取り組みについて連携をしていくこととしており、市民サービスの充実がさらに図れるものというふうに考えております。

議員がご懸念の部分は、多分水戸市にのみ込まれて衰退の道を行くんじゃないかというご指摘じゃないかと思っておりますけれども、のみ込まれないようにしっかり自立性を持たせて、おいしいところだけをいただくという形で今後進めていきたいというふうに思っております。ですから、そこはご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 危ない面をご理解いただいていると思ひまして、心にとめてやっていただきたいと思ひます。ただ、おいしいところだけとると、そこまでやらなくてよくて、やっぱりギブ・アンド・テークできっちりやっていったらいいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上、私の質疑は終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告1番、花島 進議員の質疑を終結いたします。

以上で通告によります議案等の質疑を終結いたします。

---

### ◎議案等の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第7号及び報告第8号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項となっておりますので、以上2件は報告をもって終了といたします。

続きまして、報告第2号から報告第6号までの5件並びに議案第60号から議案第65号までの6件、以上11件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

---

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

---

◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 5時09分

平成28年第2回定例会

# 那珂市議会会議録

第4号（6月28日）

## 平成28年第2回那珂市議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成28年6月28日(火曜日)

- 日程第 1 報告第 2号 専決処分について(那珂市税条例等の一部を改正する条例)  
報告第 3号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)  
報告第 4号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
報告第 5号 専決処分について(那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)  
報告第 6号 専決処分について(那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例)  
議案第60号 那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)  
議案第61号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第62号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例  
議案第63号 平成28年度那珂市一般会計補正予算(第1号)  
議案第64号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について  
議案第65号 物品売買契約の締結について  
陳情第 3号 常設型住民投票条例案の法的安定性の研修を提言する陳情
- 日程第 2 議案第66号 平成28年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 議案第67号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 4 同意第 5号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 選挙第 6号 那珂市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 6 発議第 1号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 委員会の閉会中の継続調査申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員(18名)

1番 大和田 和 男 君

2番 富 山 豪 君

3番	花島進君	4番	中崎政長君
5番	筒井かよ子君	6番	寺門厚君
7番	小宅清史君	8番	綿引孝光君
9番	木野広宣君	10番	古川洋一君
11番	萩谷俊行君	12番	勝村晃夫君
13番	笹島猛君	14番	助川則夫君
15番	君嶋寿男君	16番	遠藤実君
17番	福田耕四郎君	18番	須藤博君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	川崎薫君	市民生活部長	石川透君
保健福祉部長	大部公男君	産業部長	佐々木恒行君
建設部長	小泉正之君	上下水道部長	石井亨君
教育部長	会沢直君	消防長	寺門忠君
会計管理者	綿引智君	行財政改革推進室長	大森信之君
危機管理監	小橋洋司君	農業委員会事務局長	山田甲一君
総務部次長	川田俊昭君		

---

議会事務局職員

事務局長	深谷忍君	書記	小田部信人君
書記	萩谷将司君		



開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場  
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎報告第2号～陳情第3号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第1、報告第2号から議案第65号まで、以上11件及び陳情を一  
括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、勝村晃夫委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。報告第2号 専決処分について（那珂市税条例等の一部を  
改正する条例）、外7件でございます。

次に結果でございます。報告第2号、3号、5号は、全会一致で承認すべきものとする。

議案第60号、63号、64号、65号は全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

陳情第3号は、全会一致で不採択とすべきものとする。

理由でございます。報告第2号、報告第3号は平成28年3月31日に地方税法等の一部を  
改正する法律の公布により、那珂市税条例等及び那珂市都市計画税条例の一部を改正し、4  
月1日より施行したものです。

報告第5号は、国からの指導により所要の改正をするものです。

議案第60号は、東日本大震災復興特別区域法に基づく課税の特例について、法律の一部改正により適用期限が延長されたために改正するものです。

議案第63号 一般会計補正予算は特に問題なく妥当なものです。

議案第64号は、定住促進や県央地域全体の活性化を図ることを目的に、中心市である水戸市と茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を締結するため、那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第65号 物品売買契約の締結については、老朽化したはしご付きポンプ自動車を更新整備するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

陳情第3号は、議会として那珂市市民投票条例の法的安定性についての研修を実施することを求めるものです。

委員会の質疑では、市民投票条例案は昨年12月の定例会において否決されており、この件についての研修を早急に行う必要はないとの意見がありました。

採決を行った結果、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上、ご報告いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（中崎政長君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 厚君） それでは、産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。議案第63号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第1号）の1件でございます。

次に結果でございます。議案第63号は全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。議案第63号の当委員会所管部分は、特に問題なく妥当なものであります。

以上、報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中崎政長君） 続きまして、教育厚生常任委員会、古川洋一委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 古川洋一君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（古川洋一君） それでは、教育厚生常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。報告第4号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、外4件でございます。

次に、結果でございます。報告第4号及び報告第6号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第61号、第62号、第63号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。報告第4号は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

報告第6号は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正し、多子世帯保育料の軽減対象を拡充するものであります。

議案第61号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、建築基準法施行令の改正及び保育士の配置要件の弾力化が規定されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

議案第62号は、県の医療福祉費制度、通称マル福制度の支給対象者の所得要件が拡大されることに伴い、市の少子化対策及び子育て支援の推進施策として、小児及び妊産婦マル福の所得制限を撤廃するものであります。

議案第63号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第1号）は、当委員会所管の部分について、特に問題なく妥当なものであります。

以上、ご報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長（中崎政長君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は一人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより報告第2号 専決処分について（那珂市税条例等の一部を改正する条例）、報告第3号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）、報告第4号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、報告第5号 専決処分について（那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）、報告第6号 専決処分について（那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例）、以上5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は承認すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第6号まで、以上5件は、委員長報告のとおり承認すること

に決定をいたしました。

続きまして、議案第60号 那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第62号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第1号）、議案第64号 茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第65号 物品売買契約の締結について、以上6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第65号、以上6件は委員長報告のとおり決することに決定をいたしました。

陳情第3号 常設型住民投票条例案の法的安定性の研修を提言する陳情を採決いたします。本件は起立による採決を行います。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。念のため申し上げます。これから行いますこの陳情第3号の採決は、委員長報告に対するものではなく、陳情第3号を採択にするのか不採択にするのかを問うものでございます。

お諮りいたします。この陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 賛成なしであります。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第2、議案第66号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第66号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第2号）、予算総額に歳入歳出それぞれ21万2,000円を追加し、184億3,045万円とするものでございます。

歳出の内容としましては、総務費において7月10日投開票されます参議院議員通常選挙の

期日前投票期間が、当初予定していた期間より1日延長されたこととなったため、各経費を1日分増額するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、県支出金を増額するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中崎政長君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第3、議案第67号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第67号 人権擁護委員の推薦について、下記の者を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

お1人目、那珂市北酒出49番地5、郡司雅子さん、昭和28年2月16日生まれ。

お2人目、那珂市瓜連1275番地、西野則史さん、昭和28年3月2日生まれ。

平成28年6月28日提出。

那珂市長。

提案理由の説明につきましては、平成28年9月30日をもって、お二人の人権擁護委員が任期満了を迎えるにあたり、水戸地方法務局長から候補者の推薦について依頼があったことから、郡司雅子さん及び西野則史さんを新たに推薦しようとするものでございます  
よろしく願いをいたします。

○議長（中崎政長君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。  
続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第4、同意第5号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 同意第5号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を那珂市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

那珂市鴻巣1346番地2、吉野四郎さん、昭和11年12月10日生まれ。

平成28年6月28日提出。

那珂市長。

提案理由につきましては、那珂市固定資産評価審査委員会の吉野四郎委員が、平成28年6

月29日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（中崎政長君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより同意第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎選挙第6号の上程、採決

○議長（中崎政長君） 日程第5、選挙第6号 那珂市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法につきましては議長において指名することに決定いたしました。

那珂市選挙管理委員会委員に次の方を指名いたします。

これより敬称を略させていただきます。

那珂市杉1364番地3、笹嶋信成、昭和17年9月19日生まれ。

那珂市菅谷2972番地6、寺門喜勝、昭和19年9月15日生まれ。

那珂市東木倉422番地7、坂場 實、昭和16年5月21日生まれ。

那珂市瓜連1175番地、檜村正巳、昭和19年10月26日生まれ。

以上の方を指名いたします。

続いて、那珂市選挙管理委員会補充員に次の方を指名します。

第1位、那珂市杉82番地4、笹嶋 勲、昭和18年1月1日生まれ。

第2位、那珂市菅谷1953番地、平野 治、昭和16年4月16日生まれ。

第3位、那珂市豊喰33番地9、上金康子、昭和32年7月17日生まれ。

第4位、那珂市古徳101番地、佐藤賢二、昭和29年7月21日生まれ。

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を、那珂市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました笹嶋信成、寺門喜勝、坂場 實、檜村正巳、以上の方を那珂市選挙管理委員会委員に、笹嶋 勲、平野 治、上金康子、佐藤賢二、以上の方が順序のとおり、補充員に当選されました。

---

### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第6、発議第1号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、君嶋寿男委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 君嶋寿男君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（君嶋寿男君） 発議第1号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の発議を別紙のとおり提出する。

平成28年6月28日提出。

提出者、議会運営委員会委員長、君嶋寿男。

提案理由、近年の男女共同参画の状況により、男女共同参画に考慮した議会活動を促進するため及び定数見直しにより議員数を減員したことから会議録署名議員を減するため会議規則を改正するものです。



詳細については別紙のとおりですのでごらんいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中崎政長君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中崎政長君） 日程第7、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成28年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、那珂市税条例の一部を改正する条例をはじめとする16件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案のとおりにご決議をいただきました。まことにありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、3日間にわたり、平成28年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする議案の外各種の報告案件につきまして熱心にご審議いただき、また、貴重なご意見も多数頂戴することができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、引き続き効果的、効率的でより市民の満足度が向上できる行政運営に努めてまいります。

結びに、議員各位におかれましては、市政運営になお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、住民福祉の向上と那珂市発展のため、今後ともご健勝にてご活躍されますことをご祈念申し上げまして閉会のあいさつといたします。

19日間、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） これにて平成28年第2回那珂市議会定例会を閉会といたします。

なお、各委員会の視察研修、あるいは勉強会といろいろと行事があります。議員各位におかれましては更なる研修を積んで頂けるよう、お願いを申し上げます。

19日間ご苦勞さまでございました。

この後広報編集委員会を開催いたしますので、関係者は直ちに第2委員会室にご参集願います。

閉会 午前10時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 中 崎 政 長

那珂市議会副議長 遠 藤 実

那珂市議会議員 綿 引 孝 光

那珂市議会議員 木 野 広 宣

那珂市議会議員 古 川 洋 一